２０１９年度子ども・子育て支援推進調査研究事業費補助金

子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修における e-ラーニング活用等による受講促進等に関する調査研究

報告書

２０２０年３月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

■ 目次 ■

１．本調査研究の実施概要 1
（１）調査研究の目的..... 1
（２）調査研究の実施概要..... 1
（３）成果の公表方法..... 2
２．検討委員会の開催 3
（１）検討委員会開催の目的..... 3
（２）検討委員会委員..... 3
（３）開催日程及び検討内容..... 4
３．ＷＧの開催 5
（１）ＷＧ開催の目的..... 5
（２）ＷＧ委員 5
（３）開催日程及び検討内容..... 5
４．子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修に関する e-ラーニングで実施可能と考えられる科目の検討 7
（１）研修科目のタイプ分け..... 7
（２）各タイプの運営方法の検討..... 8
（３）e-ラーニングの実施可能性が高い具体的な科目について..... 11
５．小規模自治体等における研修の広域開催の事例集ならびに、研修修了者による研修の振り返り、自己評価を行うための方策及び職場への従事に結びつけるための方策の検討 16
（１）検討目的 16
（２）検討方法 16
（３）ヒアリング調査結果..... 16
（４）検討結果 22
６．子育て支援員研修に関する自治体向けアンケート調査 27
（１）実施概要 27
（２）調査結果の概要..... 28
７．放課後児童支援員認定資格研修に関する都道府県向けアンケート調査 .. 31

（１）実施概要 31
（２）調査結果の概要..... 32
８．映像等を盛り込んだサンプル版の作成 34
（１）作成の目的 34
（２）作成したサンプル版..... 34
（３）サンプル版動画の構成..... 35
（４）研修レジメの作成..... 38
９．研究のまとめと今後の研究課題 39
（１）研修修了者による研修の振り返り、自己評価を行うための方策..... 39
（２）職場への従事に結びつけるための方策..... 39
（３）小規模自治体等における研修の広域開催の促進策..... 40
（４）放課後児童支援員認定資格研修における e-ラーニングの活用 41
（５）今後の研究課題..... 41

資料編

① 子育て支援員研修に関する自治体向けアンケート調査及び放課後児童支援員認定資格研修に関する都道府県向けアンケート調査
② 子育て支援員研修（地域保育コース　共通科目）「保育者の職業倫理と配慮事項」サンプル版動画　研修用レジメ
③ 放課後児童支援員認定資格研修　科目 16「放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守」サンプル版動画　研修用レジメ

１．本調査研究の実施概要

（１）調査研究の目的

質の高い教育・保育並びに地域子ども・子育て支援事業を提供するために、必要となる人材確保や従事者の資質向上を図るため、平成 27 年度より子ども・子育て支援体制整備総合推進事業において都道府県等において子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修が実施されている。

研修受講者数は子育て支援員研修が延べ 61,985 人（平成 29 年度）、放課後児童支援員認定資格研修では累計 53,132 人（平成 30 年５月現在）であり、放課後児童支援員認定資格研修修了者が放課後児童支援員に占める割合は 58.5%にのぼる。

こうした状況の中、受講者数の拡大、教育・保育の質の向上に向けて、受講しやすい環境の整備や研修効果の評価方法の工夫を行うことが求められている。

そこで、本事業では、子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修について、e-ラーニングで実施可能と考えられる科目や修了評価のあり方等を検討し、それを踏まえた映像等を盛り込んだ研修教材のサンプル版を作成した。また、小規模自治体等における研修の広域開催の促進策や､研修修了者による研修の振り返り、自己評価を行うための方策及び職場への従事に結びつけるための方策の検討を行うことを通じて、研修受講者の拡大・促進及び支援員の質の向上に資することを目的として実施した。

（２）調査研究の実施概要

本調査研究の実施概要は以下のとおりである。ヒアリング調査とアンケート調査を通じて、子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修について、e-ラーニングで実施可能と考えられる科目や修了評価のあり方や、小規模自治体等における研修の広域開催の促進策や、研修修了者による研修の振り返り、自己評価を行うための方策及び職場への従事に結びつけるための方策等を整理し、映像等を盛り込んだサンプル版（２科目分）を作成した。また、有識者から構成される検討委員会及びＷＧ（ワーキンググループ）を設置し、調査研究全般にわたって助言を得た。

本調査研究の実施概要

（３）成果の公表方法

本調査研究の成果をとりまとめた本報告書及びサンプル版動画は、本研究の事務局である三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティングのホームページにて公開する。

２．検討委員会の開催

（１）検討委員会開催の目的

子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修について、e-ラーニングで実施可能と考えられる科目や修了評価のあり方等や小規模自治体等における研修の広域開催の促進策、研修修了者による研修の振り返り、自己評価を行うための方策及び職場への従事に結びつけるための方策について検討するため、有識者等による検討委員会を開催した。

（２）検討委員会委員

子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修、e-ラーニングの活用等に係る以下の有識者等を委員として開催した。

大場　慶育　　松戸市　子ども部　子育て支援課　課長補佐
尾木　まり　　子どもの領域研究所　所長
坂田　哲人　　大妻女子大学 家政学部　児童学科 児童学専攻　専任講師
高橋　かすみ 神奈川県　福祉子どもみらい局　子どもみらい部
次世代育成課　子育て支援人材グループ
高橋　秀明　　放送大学　准教授
◎　松村　祥子　　放送大学　名誉教授

◎座長

また、オブザーバーは以下のとおりである。

香取　徹：厚生労働省　子ども家庭局　子育て支援課施設調整等業務室
室長補佐
依田　秀任：厚生労働省　子ども家庭局　子育て支援課　児童健全育成専門官
芝海　太介：厚生労働省　子ども家庭局　子育て支援課　人材研修係　主査

（事務局）
三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング株式会社
塚田　聡：共生社会部　主任研究員
鈴木　陽子：共生社会部　主任研究員
服部　保志：共生社会部　研究員
横幕　朋子：共生社会部　研究員

（３）開催日程及び検討内容

回数	開催日時	議題
第１回	令和元年９月 20 日（金） 10:00～12:00	・事業実施概要について ・子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修について、e-ラーニングで実施可能と考えられる科目や修了評価のあり方等の検討 ・アンケート調査実施概要
第２回	令和元年10月30日（水） 9:30～11:30	・アンケート調査の検討 ・ヒアリング調査の検討 ・サンプル版映像等の検討
第３回	令和２年１月 28 日（火） 13:00～15:00	・アンケート調査結果の報告・討議 ・サンプル版映像等の報告 ・好事例集（ポイント集）概要の検討
第４回	令和２年３月 19 日（木） 10:00～12:00	・サンプル版映像等の作成 ・アンケート調査結果報告 ・好事例集（ポイント集）の作成 ・議論のとりまとめ、報告書の検討

３．ＷＧの開催

（１）ＷＧ開催の目的

子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修について、映像等を盛り込んだ研修教材のサンプル版を検討･作成するため､有識者等によるＷＧを開催した。

ＷＧは子育て支援員研修に関するＷＧと、放課後児童支援員認定資格研修に関するＷＧの２つを設置した。

（２）ＷＧ委員

＜子育て支援員研修に関するＷＧ＞

上村　康子　　大阪教育福祉専門学校　非常勤講師
◎　尾木　まり　　子どもの領域研究所　所長
神田　奈保子 NPO 法人 BOON　カウンセリングルームこんぺいとう
主任カウンセラー
帝京科学大学　教育人間学部　幼児保育学科　非常勤講師
坂田　哲人　　大妻女子大学 家政学部　児童学科 児童学専攻　専任講師

＜放課後児童支援員認定資格研修に関するＷＧ＞

高橋　秀明　　放送大学　准教授
中川　一良　　社会福祉法人健光園　京都市北白川児童館館長
野中　賢治　　一般財団法人児童健全育成推進財団　企画調査室長
◎　松村　祥子　　放送大学　名誉教授

◎座長

（３）開催日程及び検討内容

＜子育て支援員研修に関するＷＧ＞

回数	開催日時	議題
第１回	令和元年10月30日(水) 11:45～13:30	・映像等を盛り込んだ研修教材のサンプル版の構成の検討
第２回	令和元年12月11日(水) 17:00～19:00	・映像等を盛り込んだ研修教材のサンプル版のシナリオの検討

第３回	令和２年２月 19 日（水） 14:00～16:00	・映像等を盛り込んだ研修教材のサンプル版の視聴、内容・構成等の検討 ・研修用レジメの検討

＜放課後児童支援員認定資格研修に関するＷＧ＞

回数	開催日時	議題
第１回	令和元年10月30日（水） 11:45～13:30	・映像等を盛り込んだ研修教材のサンプル版の構成の検討
第２回	令和元年 12 月４日（水） 16:00～18:00	・映像等を盛り込んだ研修教材のサンプル版のシナリオの検討
第３回	令和２年２月 18 日（火） 14:00～16:00	・映像等を盛り込んだ研修教材のサンプル版の視聴、内容・構成等の検討 ・研修用レジメの検討

４．子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修に関する e-ラーニングで実施可能と考えられる科目の検討

（１） 研修科目のタイプ分け

e-ラーニングで実施可能と考えられる科目を検討するにあたり、はじめに、子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修がどのような性質をもつものであるか、既存の文献を用いながら整理を行う。

Bersin(2004=2006：53-54)によると、企業内トレーニングは、解決したい問題点によって、「タイプ１：情報の発信」「タイプ２：重要な知識の転移」「タイプ３：スキルと能力の育成」「タイプ４：認証プログラム」の４つに分類されるという。タイプ１は、大人数に情報を早く発信する際に用いられるトレーニングであり、学習者は、読む、聞く、見る等の活動を行う。タイプ２では、大人数に対して重要な知識を早く転移させ、その知識を受信したかを確認する必要がある場合に用いられる。読む、聞く、見るといった活動の他に、質疑応答が行われる。タイプ３は、業務に必要な能力やスキルを育成する際に行われるトレーニングを指し、他の学習者とのコミュニケーションやテスト等の活動が行われる。最後に、タイプ４ではタイプ３までに育成された能力やスキルを評価し、標準を満たしているかを判断する必要がある際に行われるという。そのため、テストを受け、そのフィードバックを受けたり、合否判定等の活動が行われる。

Bersin(2004=2006)は主に企業研修の事例を多く取り上げているが、この分類を参考に、子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修における科目の性質を４タイプに分類したのが以下の図表である。

図表 1　研修科目のタイプ

「タイプ①：受動的な講義型」は、講師から受講者への一方向的な知識の伝達を指し、例えば、受講者が個人でテキストや教材を読む、講師の講義を受動的に聞くといった場合が分類される。

「タイプ②：能動的な講義型」は、講師と受講者が双方向にコミュニケーションをとることが可能な科目があてはまる。例えば、講義中に講師が受講者を指名して発言させる、受講者からの質問に講師が答える等のやりとりが発生する場合等である。

「タイプ③：演習型」は、講師と受講者個人のコミュニケーションだけではなく、受講者同士のコミュニケーションが行われる科目を指す。グループ討議や隣同士の話し合いから、問いに対する答えを探るようなワークが行われる研修科目が分類される。

「タイプ④：実習型」は、より現場に即した実践的な内容を学習する科目である。見学実習や、使用方法の習得が必要になる機器（AED 等）の取扱いを学ぶことで、スキルの習得を促進する。

また、これら４つのタイプそれぞれにおいて、運営側が「習熟度の確認、修了認定」を行うが、受講者が当該科目を受講したか、研修によって得られた知識やスキルが身についているかを管理する。本調査研究事業で実施した自治体へのアンケート調査結果によると、子育て支援員研修において設定されている修了要件としては、「出席状況」が全てのコースにおいてもっとも回答割合が高くなっているが、中には筆記テストや、受講日ごとの確認テストを行っている自治体もある。放課後児童支援員認定資格研修においても同様に、「出席状況」を修了要件としているという回答が 95.3%ともっとも高く、次いで「科目ごとのレポート」が 65.1%となっている。

（２） 各タイプの運営方法の検討

次に、上記のような性質をもつ各科目が、現行でどのように行われているのか、またどのように行うことができると考えられるかを検討する。というのも、両研修において e-ラーニングで実施可能な科目を検討するにあたり、当該科目が現在どのように行われているのか、仮説的ではあるが、どのように行うことが可能であるかを整理した上で、各科目の運営方法に適した ICT ツールを検討する必要があるためである。

以下では、各タイプにおいて a)現在、多く行われている実施方法と、b)以降で実施が可能と考えられる方法を記述する。

【タイプ①：受動的な講義型】

タイプ①について考えられる研修の運営方法は以下の３つである。

a)決められた時間に、特定の研修会場で実施する集合研修
b)サテライト会場を設け、メイン会場と同時に実施する集合研修
c)自宅等での個人学習

a)は、特定の会場に複数の受講者が集合して研修を受講するという、現在広く行われている研修の運営方法であり、受講者は講師と同じ会場で講義を受ける。

b)について、サテライト会場とは、メインとなる研修会場とは離れた場所に設置され、メイン会場と合わせて運営される会場を指す。この方法では、決められた時間に集合して研修を受講する点は a)と変わらないものの、サテライト会場に集合した受講者は、講師とは直接対面せず、離れた会場で研修を受講することになる。タイプ①に分類される科目では、前述の通り、講師から受講者に対して一方向的に講義内容が伝わればよいため、講師が話す内容が遠隔で伝わる環境を整備すれば、必ずしも、講師と受講者が同一の空間にいる必要はない。よってこの方法は、a)のように１つの会場に全ての受講者が集合する従来の実施方法に比べ、研修の開催場所がより広がり受講機会を拡大させることにつながる。

b)よりさらに柔軟性の高い研修の運営方法としては、c)のように、各受講者が自宅等の好きな場所で研修を受講する方法が挙げられる。この場合、複数の受講者が同時に受講する場合もあれば、個人が好きな時間に自宅等で受講する場合が考えられ、前者の方がより柔軟性が高い。こうした場所が限定されずに実施される運営方法についても、タイプ①に分類される科目は必ずしも集合形式で研修を行う必要はないため、理論上は実施が可能である。一方で、後述するように、個人学習を受講完了とみなす運営方法については、修了評価をどのように行うかという点に課題が残っている。

【タイプ②：能動的な講義型】

タイプ②について、可能と考えられる研修の運営方法は以下の３つである。

a)決められた時間に、特定の研修会場で受講する集合研修
b)サテライト会場を設け、メイン会場と同時に実施する集合研修
c)自宅等での個人学習

a)は、タイプ①同様、現在多く行われている集合研修を指すが、タイプ②の科目では、講義終了後に質疑応答の時間が設定されたり、研修担当講師が講義中に受講者を指名して発言させる等、講師と受講者の双方向のやり取りが発生する。

b)は、前述したサテライト会場を設置する方法である。タイプ②の性質をもつ講義科目であれば、サテライト会場にいる受講者とメイン会場にいる講師が、遠隔でコミュニケーションを行える環境を整備すれば、必ずしも講師と受講者が同一の会場にいる必要はない。この方法で研修が運営されれば、タイプ①同様に、受講者にとってより柔軟な研修が運営できるといえるだろう。

c)は個人学習によって研修受講と認定する方法であるが、自宅等にいながら講師と遠隔で双方向のやり取りを行う環境が必要となるため、研修を運営する側だけではなく、各受講者の自宅等のネットワーク環境を整備することが必要になる。またタイプ①同様に、講義を受講したのかという確認、すなわち修了評価に関する課題も残ってしまう。

【タイプ③：演習型】

タイプ③について可能と考えられる研修の運営方法は以下の３つである。

a)決められた時間に、特定の研修会場で受講する集合研修
b)サテライト会場を設け、メイン会場と同時に実施する集合研修
c)自宅等での個人学習

a)はタイプ①やタイプ②同様に、現在広く行われている集合研修を指すが、タイプ③では、講師と受講者のコミュニケーションだけではなくグループ討議等受講者同士のやり取りが行われる。それに伴い、b)サテライト会場で集合研修を行う場合は、その場に講師がいなくてもスムーズに受講者同士のコミュニケーションが行われるような環境を整える必要がある。後に詳述するが、こうした場合は、サテライト会場に進行役となる運営担当者を配置する必要があると考えられる。

c)のような自宅学習についても、遠隔で受講者同士がコミュニケーションを取れる環境が整備されれば、理論上は運営が可能である。ただし、即時的に受講者同士のコミュニケーションが取れるような環境を受講者側に整えなければいけない上に、遠隔で複数のグループが討議を行う体制を整備しなければいけないこと等を考えると、現段階で実現可能性は低いといえる。

【タイプ④：実習型】

最後に、タイプ④における研修の運営方法は、以下である。

a)決められた時間に、特定の場所に出向いたり、特定の機器を使う研修

タイプ④は、前述の通り、実際の支援現場での見学実習や機器等に実際に触れて使用方法を学ぶような科目であるため、特定の場所で実施する研修のみが主な方法となる。そのため、タイプ①～③では環境が整備されれば実施可能であると指摘した c)自宅等での個人学習は、タイプ④の場合には実施が困難であるといえよう。

ただし実習型の科目も、受講者の居住・勤務地周辺の地域資源をさらに活用することで、研修開催場所の制約を緩和し、受講機会を拡大することは可能である。例えば、講習・演習型の科目をサテライト会場で受講した受講者が、実習型の科目についても近隣の保育現場での見学や消防署等での訓練ができるようになれば、現行の運営方法に比べ、受講負担は軽減されると考えられる。

確かに現状の運営方法においても、見学実習を講義・演習に代えて受講とすることは認められており、例えば「子育て支援員研修地域保育コース　選択科目：地域型保育」の「科目

⑥ 見学実習」は、実際の地域型保育の現場に出向いて見学等を行う科目であるが、「実習と同程度の内容を担保」した講義・演習に代えることが可能とされている。また、介護等の分野では、実技指導において実際の現場を収録した映像教材の導入が進んでいる[1]。よって、実習型の科目において必ずしも特定の場所での実習・実技指導を受けなければ受講完了とされないわけではない。しかしこれらの手段は、あくまで特定の場所で行われる実習の「代替」にすぎず、研修を受講した後に現場で質の高い支援を提供できる人材を育成するという両研修の目的に鑑みるならば、実際の現場の見学や訓練は行うものの、それをより受講者にとって負担の少ない方法で実施するための方策を考えることが望ましいと考えられる。

（３） e-ラーニングの実施可能性が高い具体的な科目について

ここまで、タイプ①～④のような性質をもつ科目について、理論上可能であると考えられる実施方法を検討してきた。しかし、e-ラーニングの実施を具体的に考えるにあたり、次に検討しなければならないのは、その科目における e-ラーニングの「実施しやすさ」と「実施によるメリット」である。

ここでは、「実施しやすさ」について以下の４つの基準で判断を行う。

・研修の運営負担 : 広く実施されている現在の運営方法と比較し、同程度の負担で研修を実施できるか
・研修で利用するツール : 運営側、受講者側ともに一般的に利用可能であるか
・研修に係る費用負担 : 広く実施されている現在の運営方法と比較し、同程度の費用負担で研修を実施できるか
・修了評価 : 広く実施されている現在の修了評価の方法と比較し、同程度の負担で修了評価を行うことができるか

以下では、上記の基準に鑑み、もっとも「実施しやすい」と考えられる運営方法を示した上で、e-ラーニングを導入することでどのような利点があるのかについて言及する。

最も「実施しやすい」と考えられるのは、タイプ①およびタイプ②の講義型の科目を、a) 決められた時間に、特定の研修会場で受講する集合研修によって運営する際に映像教材（DVD 等）を用いる方法である。

この方法における運営負担は、会場の準備や教材の配布等既存の運営方法における負担に加えて映像教材の再生準備等であるし、研修で使用するツールも、再生機器（PC、DVD プレーヤー等）及び投影機器等で済むため、講師や運営担当者の負担は小さいといえる。また費用負担についても、集合研修という形態は従来通りであるため、現在広く行われている

[1] 秋草学園短期大学（2015）平成 26 年度児童福祉問題調査研究事業報告書「放課後児童健全育成事業に従事する者の研修システムに関する研究」39 ページ

場合とほぼ変わらないといえる。修了評価についても、受講者は従来通り決められた場所に集合し研修を受講するため、現在広く行われている出席状況の確認等は問題なく行うことができる。

もちろん、ここでいう負担とは、映像教材が既に作成・入手された状態で別途必要となる負担にのみ言及しており、実際には各自治体が映像教材を手配することは難しい場合が多い。ただし実際に、本事業で実施した放課後児童支援員認定資格研修に関する都道府県アンケート調査の結果をみると、映像教材を有効に活用できる方法として「具体的なケースやロールプレイの様子を紹介するために映像教材を用いる」が 62.8%、「放課後児童クラブの活動の様子を紹介するために映像教材を用いる」が 60.5%となっており、集合研修の中で実際の現場の様子を紹介する形での映像教材の活用が有用であると考えている自治体が多いことがわかる。

では、上記のように集合研修に e-ラーニングを導入するメリットは何か。それは、現在子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修では、研修担当講師を各地域で確保する必要があるが、講師による科目内容のばらつきを抑え、講義内容の質を確保することができる点にある。また、小規模自治体で担当講師が不足している科目がある場合には、映像教材を投影することで講義を実施することができ、受講機会の拡大につながるといえる。本調査研究事業で作成した、放課後児童支援員認定資格研修科目 16 のサンプル版動画もこうした利点に鑑み作成されたものであり、集合研修において活用されることが望まれる。

では、上記の方法によって e-ラーニングが実施可能と考えられる科目としては、具体的にどのようなものが挙げられるか。

平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「子育て支援員研修における e-ラーニングの受講方式の活用等に関する調査研究報告書」（以下、平成 30 年度報告書）によると、子育て支援員研修における e-ラーニング導入について、コース別に「可能」「一部可能」を合わせた割合をみると、「放課後児童コース」が 19.0%ともっとも割合が高くなっている。確かに「放課後児童コース」では、6 科目全てが 90 分の講義によって構成されているため映像教材を使った研修を行いやすいといえるだろう。また、基本研修の科目①～⑦についても、講義型の科目である上に、制度や子育て支援事業の役割を捉えるという目的で行われることから、各地域の特性による講義内容の差が比較的出にくいため、比較的映像教材を用いた講義を実施しやすいと考えられる。

放課後児童支援員認定資格研修において実施可能と考えられる科目については、本事業で実施した放課後児童支援員認定資格研修に関する都道府県向けアンケート調査によると、映像教材の活用によって研修開催の負担が減ると考えられる科目について「科目 1　放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容」の回答割合が 51.2%ともっとも高くなっている。受講者の学びを高めることができると考えられる科目については、「科目 14　安全対策・緊急時対応」が 37.2%ともっとも高くなっている。特に科目 14 については、「市町村の安全

対策及び緊急時対応の実際例を活用して行うことが望ましい」[2]とされていることから、実際のケースを映像教材として受講者に視聴させることで、より現場をイメージしやすく受講者の理解促進に役立つと考えられる。

上記の運営方法は、既に広く行われている集合研修に映像教材を活用するという方法であるため、運営側の負担は比較的小さいが、次に実施しやすいと考えられる運営方法は、タイプ①及びタイプ②の講義型の科目を、b)サテライト会場を設け、メイン会場と同時に実施する集合研修で実施する際に e-ラーニングを導入する場合である。この方法における運営負担としては、現在行われている運営準備に加え、サテライト会場の手配、準備が必要になる。合わせて、後述する修了評価の観点から、サテライト会場に講師以外の運営担当者を配置することが望ましい。使用するツールとしては、メイン会場とサテライト会場をつなぐ遠隔会議システム[3]やライブ配信サービス[4]等が挙げられるが、いずれの場合においてもカメラ、マイク、スピーカー等の準備が必要である。費用については、使用するツールの導入にかかる負担が必要になる。また修了評価については、講師が遠隔で受講者を管理できるかという点が問題になるが、講師とは別に運営担当者を会場に配置することで、出席状況や受講態度の確認を容易に行うことができる。

この方法で e-ラーニングを実施するメリットとしては、a)の方法同様に、講義内容の質の担保に加え、サテライト会場の設置によって、これまで遠方から来ていた受講者が居住・勤務地に近い会場で研修を受講することができるようになり、受講負担の軽減が図れることが挙げられる。また、広域開催の１つの手段としてこの方法を活用することで、受講機会及び受講者数の拡大にもつながることが予想される。本事業で実施した子育て支援員研修に関する自治体向けアンケート調査においても、都道府県が市区町村と連携して行う研修の実施意向について、「１会場で実施した研修を、他の会場でテレビ会議システム等を活用して中継」してみたいとする回答割合は、22.7%であり、一定程度 e-ラーニングによる広域開催のニーズがあるといえる。

以上のようにタイプ①、タイプ②の講義型の科目については比較的 e-ラーニングを実施しやすく、実施のメリットも大きいことが確認された一方で、演習型の科目については、一

---

[2] 放課後児童支援員認定資格研修教材編集委員会（2015）『放課後児童支援員都道府県認定資格研修教材認定資格研修のポイントと講義概要』中央法規出版　111 ページ

[3] 遠隔で相手とやり取りを行う会議システムは、主にテレビ（ビデオ）会議とウェブ会議に分類される。前者は、LAN 回線を利用して相手とダイレクトに接続する接続形態を指し、受信側にも専用端末が必要になる。後者は、接続の際ログイン ID が必要になるものの、インターネットが利用できる環境であればどこでも利用可能である。どちらのシステムにおいても、サテライト会場にマイクを設置することで、メイン会場の講師と受講者のコミュニケーションをとることは可能である。

[4] ライブ配信とは、ライブストリーミング（データをダウンロードしながら同時に再生する）による動画配信サービスを指し、インターネットを経由してリアルタイムの動画を配信することができる。インターネットが利用できる環境であればどこでも利用可能である。多くのライブ配信サービスにおいて、受信側がコメントを書き込む機能があるため、双方向のコミュニケーションは可能であるが、各受講者に端末が必要となるため、タイプ②に分類される科目を遠隔で行う際は、遠隔会議システムの使用が望ましい。

般的に e-ラーニング導入のハードルが高いと考えられている[5]。しかし、演習型の科目についても、a)の集合研修や b)のサテライト会場での実施であれば、e-ラーニング教材の活用によって効果的な学習を行うことができる。

その際必要になるのは、会場に講師または運営担当者を配置し、受講者同士のコミュニケーションが円滑に進むようサポートする役を配置することである。本調査研究事業で作成した子育て支援員研修地域保育コース共通科目「保育者の職業倫理と配慮事項」のサンプル版動画は、その場に講師がいない場合であっても、動画内で演習の実施方法について説明しているため、運営担当者の簡単な指示によって演習を実施することができる。こうした映像教材の活用によって、演習科目の受講機会も拡大すると予想される。

とはいえ、e-ラーニングの実施については以下のデメリットも考えられる。1 つは、e-ラーニング教材を用いた場合の受講者のモチベーションの維持が困難であることである。講師の話を対面で聞く場合に比べ、映像教材を使用した場合には集中力が持続しない、科目の内容を退屈に感じる等といったことが考えられる。こうした問題を防ぐために、映像教材のコンテンツを充実させたり、研修を実施している会場で講師あるいは運営担当者が適宜補足をしたりする等、受講者の意識を研修に向けさせる工夫が必要になるだろう。

それに伴い、修了評価についても、受講者の理解度を確認できるような仕組みを取り入れることが望ましい。前述の通り、e-ラーニングを導入した場合でも出席状況を確認することは可能であるものの、講義内容の全てを映像教材で代替する場合や、サテライト会場に講師が不在の場合は、受講者のモチベーションが低下する可能性があることから、適宜確認テストや科目ごとのレポート課題を出すことで、各科目の理解度や達成度を確認することが必要になる。また、そもそも、個人学習によって受講される場合は、タイプ①～③のいずれにおいても運営側の目が届かない自宅等で行われるため、出席状況を確認すること自体が難しい。実際に、子育て支援員研修にて、補講として講義内容を収録した DVD を自宅で視聴することで当該科目の受講完了とみなす自治体は存在する[6]が、そうした自治体では、レポートを修了要件とし、書かれた内容で科目の内容の理解度を判断している場合が多い。

よって今後、e-ラーニングによる受講をすすめていくにあたっては、出席状況の確認だけではなく、確認テストやレポートによって研修内容の習熟度や理解度を測る仕組みを整えることが必要になるといえよう。

また、タイプ④実習型の科目については、前述の通り、実際に支援現場を見学したり機器を使用して方法を学ぶことが重視されている。機器の使い方を訓練する場合は特に反復学習や復習が有効であることから、今後映像教材を導入していくことは受講者の学びにとっても有用な面もあると考えられるが、研修修了後に現場で質の高い支援を行うことを目指

[5] 平成 30 年度報告書によると、子育て支援員研修に e-ラーニングを導入する際に考えられる課題について「演習や実習の実施が重要な科目への対応」の回答割合が 55.5%ともっとも高くなっている。
[6] 平成 30 年度報告書　83 ページ、84 ページ

すならば、タイプ④実習型の科目は実際の支援の現場に関わることが望まれる。

以上より、子育て支援員研修及び放課後児童認定資格研修に e-ラーニングを活用する際は、集合研修やサテライト会場で実施する講義型の科目に、映像教材や中継システムを取り入れる方法が比較的実施しやすいといえる。そもそも e-ラーニングが検討された背景には、平成 29 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業に係る行政評価レビューの公開プロセスにおいて「できるだけ受講しやすい環境を整備するため、研修の実施方式として、e-ラーニングなどの受講方式を活用するとととともに、小規模自治体については広域での開催を促進することなどを検討する必要がある」というコメントが出される等、質の高い研修をより多くの受講者に、受講しやすい柔軟な形で提供することが目指されていることがある。メリットとして示した通り、e-ラーニングの活用によって研修の開催場所の制限をより緩和させることができ、受講機会も拡大すると考えられることから、修了評価の方法と合わせて効果的な運営方法について今後も検討する必要があるだろう。

参考文献

青木久美子（2012）「e ラーニングとは」青木久美子編『e ラーニングの理論と実践』放送大学教育振興会：9-25

秋草学園短期大学（2015）平成 26 年度児童福祉問題調査研究事業報告書「放課後児童健全育成事業に従事する者の研修システムに関する研究」

放課後児童支援員認定資格研修教材編集委員会（2015）『放課後児童支援員都道府県認定資格研修教材　認定資格研修のポイントと講義概要』中央法規出版

Josh Bersin, 2004, *THE BLENDED LEANING BOOK: Best Practices, Proven Methodologies, and Lessons Learned*：Pfeiffer（=赤堀侃司監訳（2006）『ブレンディッド・ラーニングの戦略：e ラーニングを活かした人材育成』東京電機大学出版局）

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社（2019）「子育て支援員研修における e-ラーニングの受講方式の活用等に関する調査研究」
https://www.murc.jp/report/rc/policy_rearch/public_report/koukai_190426/（令和２年３月 16 日確認）

５．小規模自治体等における研修の広域開催の事例集ならびに、研修修了者による研修の振り返り、自己評価を行うための方策及び職場への従事に結びつけるための方策の検討

（１）検討目的

子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修の受講者数の拡大や、教育・保育の質の向上に向けて、受講しやすい環境の整備や研修効果を高めるため、小規模自治体等における研修の広域開催の促進策や、研修修了者による研修の振り返り、自己評価を行うための方策及び職場への従事に結びつけるための方策を検討した。

（２）検討方法

研修修了者による研修の振り返り、自己評価を行うための方策及び職場への従事に結びつけるための方策、小規模自治体等における子育て支援員研修等の広域開催の事例については、今回実施した都道府県・市町村に対するアンケート調査において「実施している」との回答のあった自治体に対して、電話によるヒアリング調査を行い、事例の詳細を把握した。

（３）ヒアリング調査結果

１）ヒアリング調査自治体及びヒアリング実施日

ヒアリング調査を実施した自治体及びヒアリング実施日は以下のとおりである。

機関・団体名	ヒアリング実施日
Ａ市	３月 12 日
Ｂ市	３月 12 日

２）ヒアリング調査結果

各自治体のヒアリング調査結果の詳細は、次頁以降を参照のこと。

①Ａ市

１．研修の広域開催に至った経緯

○広域開催前の研修開催における課題

・待機児童が減らない中で、保育士が不足しているのが課題であった。

・保育士確保のための事業も検討しつつ、補助的に支援できる職員も必要ではないか。保育に従事できる人を増やすことで、課題を解消できるのではないかと考えた。

・そうしたところ、広域化の話をもらった。

・他町と他市から県の広域振興局に相談があり、広域で研修を実施するのであれば広域振興局が中に入りましょうということになり、広域振興局から各市町に話があった。

○広域開催の目的・狙い

・保育士が足りない状況である。各施設では定員分の保育士数は満たしているが、定員を超えた人数の施設設置を考えると不足している状況である。

・小規模保育事業については設置していない状況である。現在の子ども・子育て支援計画においても設置する条例はない。ただ、小規模保育事業を設置する計画を進めていくという話も出てきている。しかし、設置するのはいいが、公募しても実際働く人がいなければ設置できない。そこで人材を養成しようということになっている。

○広域開催に至るまでの準備事項　／等

・広域開催について、実際に参加することになったのは４市町であった。

・昨年から担当者で集まり、内容をつめていった。

・広域開催の覚書の作成や、どういった要件で募集をかけるか、といった内容をつめた。

・また、委託料の支払方法や、どの業者に委託するか、会場をどこにするか、といった具体的な内容を調整した。

・これまでも単独で研修を開催していたことで他町が幹事となり、検討材料や備品等を準備いただいた。今回初めて研修を実施する他２市１町では、特に用意したものはない。

・なお次年度からは、これまで研修を実施したことのない市町が幹事を担当することになるので、備品等の用意が必要となる。

２．各自治体等での協力体制及び役割分担、費用分担

・今年度の開催については、基本的には募集は各市町で行い、幹事の町が各市町の受講

人数の取りまとめを行った。そのうえで、研修を実施する業者との契約や、業者への受講人数等を連絡してもらっている。

・各市町では、受講者への案内を行った。

・研修を実施する業者の選定については、幹事の町がこれまで委託していたところとした。研修の内容も国の指導に沿ってやっており、また地方なのでお願いできる業者があまりないという事情もある。

・なお業者との契約前には、幹事の町と業者とで打ち合わせを行い、プログラム内容を提示してもらった。その内容を４市町の担当者で打ち合わせ、検討を行い、最終的に委託業者を決定した。

・費用分担は覚書を交わす際に決定した。経費総額を参加市町の数で割って分担した。なお受講者数は、各市町５人ずつ、計 20 人で委託業者と契約を締結している。

・なお、定員数より多く応募があったため、委託業者と交渉し、最終的には 23 人が受講した。また各市町で応募人数が定員割れの際には、他の市町に不足する定員数を譲る形としていた。

３．具体的な研修開催方法（開催場所、周知方法等）

・研修は幹事の町で開催した。

・研修場所は駅に隣接しており、スマートインターもあるので、利便性はそれほど悪くない場所であった。

・一番遠い他市からの参加者は高速道路を利用して来ていたと思う。

・また他市ではバスを手配し、会場までの輸送を行っていた。

・当市では、やはり単独での研修開催は委託費が高くなるため、研修受講者には他町で研修を実施することをご了承いただいた。

・研修の申込は各市町で行った。それぞれの広報で周知したが、広報に流す文面は同じものとした。幹事の町が、これまで使用していたものを活用した。募集要項は、希望者への配付のほか、ＨＰへ掲載をした。

・開催時期は初回が 8/31、第７回が 10/26 であった。新年度に入ってから研修の内容をつめて、６月補正で予算を確保したため、そのような時期での開催となった。

・研修は毎週土曜日に開催、午前・午後の１日の研修であった。座学が５回、オリエンテーションが１回、実地研修が２回で、オリエンテーションを入れて計８回の研修とした。

４．広域開催による効果（開催者における効果、受講者における効果等）

○受講者数の増加状況

・定員５名に対して７名から募集があった。委託業者から受講は６名までと言われたため、参加者を６名に絞った。選定基準については、他市町との協議の中で優先順位を点数化して決めていた。

〇受講者の受講の質の向上

・研修終了後にアンケートを実施した。
・当市からの受講者は、施設に従事している人だけとなっていた。
・受講者のうち１名は、研修終了後に居宅事業をスタートさせた。保育の人材の確保という点では、一定の成果はあったのではないか。
・また施設に勤務していた受講者も資格のない人だったので、キャリアアップ等、給与面に反映できるのではないか、と勤務先の施設から話があった。今回の受講者の大半が、施設から研修を受けるよう言われてきた人であった。保育の質の向上という意味では一定の効果があったと感じている。
・なお、来年度も同じ４市町で研修を実施する予定である。

〇広域開催における課題

・広域開催の参加市町間で方法等の協議となる事項について、受講者選定の優先順位の考え方等に差があることから、参酌可能な範囲での一定の選考基準が国等から示されれば、さらに公平性や水準等が保持されるのではと感じた。
・今回は保育に従事している人を優先したが、当市のような市町村では保育に従事していない人を優先したかったため、苦慮した。
・また今回は、オリエンテーションだけは契約業者が請け負わなかったため、当市が担当した。オリエンテーションを担当したことで、国から出ている情報等を探して実施したが、内容が専門的なため基本的なことしか説明できなかったと感じている。研修受講により子育て支援員として認定するというには、研修は業者にお願いするしかないと感じた。
・ただ費用について、受講者 20 名で 70 万円弱ということもあり、市単独での開催は難しい。
・以前に、他市に共同での研修実施や、一部未受講者を受け入れてくれないか打診したが、最初に研修を開催した方が、後に研修を開催する方に一方的に受講の引き受けをお願いすることになるのでお断りされた。共同開催についても、他市の規模の場合は受講人数も多くなるので、メリットを感じてもらえなかった。担当者は前向きだったが、最終的には不参加となった。
・今回、他市で一部未受講者がおり、職員が実施することになった。ただ、専門的な内

容になるため、職員が説明するのはどうなのか、ということもある。

・受講期間を長くして、一部未受講分については翌年度の受講でもかまわないとか、受講した科目は２年間有効等といった方法になるといいのではないか。

５．研修修了者による研修の振り返り、自己評価を行うための方策について

・研修の状況を見学した。講師が座学だけでなく、保育士をやっていた際に使っていたものを持参して触らせたり見せたりしたりしていた。また体を使ったり、グループごとで作業をしたり等、理論的なことだけでなく施設で実践可能なことを行っていたので、受講者は研修内容を理解していたのではないか。

・また施設に２日間の実習について、実習先に話を伺ったところ、実習者に対し、しっかり指導しながらやっていただいた様子であった。

・修了については、レポート提出と出席状況、受講状況（遅刻等）を確認した。一部でも不足していることがないことや、実習先で書いてもらったコメント等を基準に、認定証を交付した。レポートの内容も白紙のものではなく、受講してどうだったか等、項目を絞って聞いていた。各項目を書けない場合には、修了証は交付できないものと判定した。実際にはそうした受講者はいなかった。

・なお、修了証の交付条件についても、事前に他市町と申し合わせを行っていた。

・今回、修了証は各市町で作成したものを幹事の町が閉校式で渡した（幹事担当者が都合によりお休みであったことが理由）。次回以降は幹事の市町が、作成から交付まで、まとめて実施する予定。

６．職場への従事に結びつけるための方策について

・研修の受講者が保育に従事している人のみとなったのは、グループ法人の担当者が研修の公募を見て職員に案内したため、多くの申し込みとなったという背景がある。

・就労していない人への就労支援としては、支援員を募集している施設の情報提供や、来年度以降に小規模保育事業の話が進むと、事業設置者を案内することも考えている。

②Ｂ市

１．研修の広域開催に至った経緯

○広域開催前の研修開催における課題及び広域開催の目的・狙い

・当市では、小規模保育Ａ型を展開している。保育従事者は全員保育士であることが要件となるため、市単独では子育て支援員研修を実施していない。

・ただ利用者支援事業の職員は、子育て支援員研修を修了している者が望ましいということがある。しかし、利用者支援事業の職員は基本型１名、特定型１名のみのため、市単独で研修を実施することは難しく、研修受ける機会を望んでいた。

・府が取りまとめを行い、府内市町村が共同で研修を実施するという話があり、参加した。

・研修への参加は今年度からである。今年度は利用者支援事業の職員２名が参加した。特定型は窓口で入所相談を行っている職員、基本型は子育てプラザの窓口で働く職員である。

○広域開催に至るまでの準備事項　／等

・府が市町村からの受講者数をとりまとめ、研修を実施する民間事業者と研修日時や会場を調整する。その後、研修内容が市町村に案内される。当市は受講者の募集や案内を行っているが、研修に係る準備等は府で実施している。

２．各自治体等での協力体制及び役割分担、費用分担

・府が行うのはあくまでとりまとめまでである。当市から研修に参加する際には、研修を実施する民間事業者と契約を交わし、研修費用を支払っている。

３．具体的な研修開催方法（開催場所、周知方法等）

・研修の開催方法については、府が選定した民間事業者と調整を行っている。府内の市町村からは、研修に参加するという位置づけである。

・開催回数については、基本研修と専門研修の地域保育コース（地域型保育）は年２回開催。専門研修のその他のコースは年１回開催であった。

４．研修修了者による研修の振り返り、自己評価を行うための方策について

・研修を修了した時点で、当市から修了証を交付している。

・修了評価については、研修を実施する民間事業者から、規定の出席日数や実地研修の状況、レポート提出をもとに、受講が終わった旨の確認をもらっている。研修を実施する民間事業者の判定である。

（４）検討結果

〇小規模自治体等における研修の広域開催のポイント

収集した事例からは、研修の広域開催を実施するポイントとして、以下のような点が挙げられる。

➢　ポイント１）研修開催における課題への対応としての広域開催

今回ヒアリングを行った自治体のうち、小規模自治体においては、研修開催の意向はあるものの、単独では費用面から研修開催が困難なため、これまで研修を実施できずにいた。研修の広域開催とすることで、費用面での効率化が図られ、希望者の研修受講につながった。

一方、子育て支援員研修の対象者が少ないため、単独での研修開催が難しい自治体では、都道府県が実施する広域開催での研修に参画し、希望者が都道府県の研修を受講することが実現した。

➢　ポイント２）参加自治体における役割分担の明確化

今回ヒアリングを行った自治体では、研修の広域開催に向けて、各自治体の役割分担が明確にされていた。

Ａ市では、先述のとおり、これまでに研修を実施した経験がなく、研修を実施するノウハウ等は蓄積されていなかった。今回の研修の広域開催にあたっては、開催実績のある自治体が、研修の企画から準備、当日の運営にいたるまで、幹事自治体として中心的な役割を果たし、研修開催実績のないその他の自治体はサポート役を務めた。また、今回の広域開催での研修に参画することで、次年度以降は他の市町村が幹事となって研修を開催する予定となっている。

一方、Ｂ市では、都道府県が研修の企画から準備、当日の運営までを担当しており、Ｂ市は研修受講希望者を募集し、都道府県につなぐ役割を担っている。子育て支援員研修の対象者が少ないＢ市では、負担の少ない形で希望者を研修に参加させることが可能となっている。

➢　ポイント３）参加自治体における費用分担の方法

今回ヒアリングを行った自治体では、研修開催に係る費用の分担について、公平感のある形で行われていた。

Ａ市が参画した広域開催での研修では、費用を各自治体で均等に分担した。なお、各自治体からの受講者数は同じ定員数としており、研修の受講者数に応じた費用分担となっている。

Ｂ市では、都道府県が研修の受託業者をセッティングするが、受託業者との契約は研修の受講者を派遣する各自治体ごとに行い、費用を負担する方法となっている。

➢　ポイント４）協力体制の構築

今回ヒアリングを行った自治体では、研修の広域開催に向けて、各自治体が協力しながら、効率的・効果的に研修を開催している様子がうかがえた。

Ａ市では、今回の研修の広域開催にあたり、他の自治体担当者と打ち合わせを重ね、広域開催の覚書の作成や、募集の要件、募集に関する広報の内容も統一する等、詳細を詰めている。

➢　ポイント５）研修開催場所に関する配慮

広域開催での研修では、研修開催場所までの移動について、研修受講者への配慮も求められる。

今回ヒアリングを行った自治体では、研修の広域開催に向けて、各自治体が協力しながら、効率的・効果的に研修を開催している様子がうかがえた。

Ａ市が参画した広域開催での研修では、今回幹事を務めた自治体が研修の開催場所であった。研修場所自体は駅に隣接しており利便性はそれほど悪くない場所であったが、研修受講者には他自治体での研修について了承を得ていた。また他の参加自治体では、バスを手配し、会場までの輸送を行っていた。

〇研修修了者による研修の振り返り、自己評価を行うためのポイント

収集した事例及びアンケート調査結果から、研修修了者による研修の振り返り、自己評価を行うための方策として、以下のようなポイントが挙げられる。

➢　ポイント１）研修における手法の工夫

研修の振り返りや自己評価を行うにあたり、研修自体の手法を工夫することで、その後の習熟度が高まることが考えられる。

今回ヒアリングを行った自治体では、研修の手法として、座学だけではなく、体を使ったり、グループごとで作業するといった方法が実践されていた。理論的なことだけでなく、施設で実践可能なものであり、受講者の理解度が高まったことが考えられる。

アンケート調査結果では、アクティブラーニングを取り入れていたり、子育て支援員同士で課題について話し合う機会を設けるといった方法が挙げられている。

➢　ポイント２）研修修了後のフォローアップ

今回ヒアリングを行った自治体及びアンケート調査結果では、学習内容の習熟度を測るために実施していることとして、確認テストの実施やレポートの提出等の事例が多く挙げられている。一方で、研修修了の一定期間後に、研修修了者による研

修の振り返りや自己評価を行う取組は見られない。

後述するe-ラーニングを活用することで、研修修了後も自宅で復習をしたり、研修で学んだことを職場で実践する中で生じた疑問を研修講師や他の研修受講者に訊ねたりすることが可能となるであろう。また、研修修了からの一定期間後に、研修で学んだことを職場で実践する中で、実際の業務に役立つ知識・スキルがどれほど習得できているのか、自己評価を行う際に役立つチェックリストの提供も１つの方法である。さらに、e-ラーニングを活用し、研修修了からの一定期間後に、確認テストや自己評価チェックリスト等が研修受講者に配信される仕組みを導入することも有効であろう。

【参考】

①（子育て支援員研修アンケート調査結果より）学習内容の習熟度を測るために実施していること

- フォローアップ研修（救命救急）を行っている。
- フォローアップ研修（年内、終了後３ヵ月以内）
- フォローアップ研修、現任研修
- フォローアップ研修、確認研修を実施している。
- アクティブラーニング等
- 任意でＮＰＯ法人子育てひろば全国連絡協議会にて実施している「地域子育て支援上二種」の資格を受検できる。
- これまでの修了者を対象にしたフォローアップ研修によるスキルアップを実施している。また、その際に子育て支援員同士で課題について話し合う機会を設けている。
- 前年度以前の修了者も希望があれば、無料で何度でも受講できる学びの機会がある。又、講座開催のおり、全会員にも案内を出している。
- 見学実習２回と託児実習２回を必須にしている。
- 全コースの受講者に対するアンケート調査の実施による。
- 実施コースすべてにおいて、受講１日ごとの修了確認テストを実施。
- 研修中の各科目ごとに理解度や学んだこと等を記載してもらっている。（レポート形式）
- 基本研修終了後と専門研修終了後にそれぞれ確認テストを実施している。
- 座学の研修時、毎日最後に復習テストを行っている。
- 令和元年度はアンケート（講義の振返り）を毎回提出させ、講師が内容を確認し、習熟度を把握している

②（放課後児童支援員認定資格研修アンケート調査結果より）研修内容の理解度や実

践での対応力を高めるための工夫

・　全科目が終了後、レポート提出を修了要件としているため、ただ講義を受けるだけでなく、自分でふりかえることでより理解を深めることができる。 ・　科目によっては、一部で映像教材を使用する等の工夫を行っている場合がある。

○職場への従事に結びつけるための方策

収集した事例及びアンケート調査結果から、職場への従事に結びつけるための方策として、以下のようなポイントが挙げられる。

➢　ポイント１）就労に関する情報提供

職場への従事に結びつけるため、研修時等における情報提供が広く実施されている。

今回ヒアリングを行った自治体では、支援員を募集している施設の情報提供に加え、設置が予定されている施設の案内を行うことも検討されている。

アンケート調査結果では、研修の際に、就労に関する情報提供を行っている事例が挙げられている。その他に、保育所等を集めた合同就職説明会の案内を行っている事例もある。

➢　ファミリー・サポート・センター等への登録の案内

ファミリー・サポート・センターへの登録や、ハローワーク等の就労支援を担う機関の活用も有効な方法と考えられる。

アンケート調査結果では、研修修了者にファミリー・サポート・センターに登録してもらったり、本人の同意を得て、修了者名簿をファミリー・サポート・センターに提供している事例が見られる。その他、研修の募集要項をハローワークに設置している自治体も見られた。

➢　ポイント２）就労希望者への個別の打診

自治体によって、研修修了者に個別に打診する方法が実施されている。

アンケート調査結果では、対象施設に欠員が出た場合に、研修修了者に個別に打診するという事例が見られた。

➢　ポイント３）都道府県から市町村への研修修了者情報の提供

都道府県が実施する研修の修了者の情報を市町村に提供することで、職場への従事につなげる方法も実施されている。

アンケート調査結果では、都道府県が実施する研修の修了者について、同意を得

たうえで、修了者の情報を市町村に提供するケースも見られた。

【参考】

①（子育て支援員研修アンケート調査結果より）子育て支援員としての就労や活動に繋げるための支援や情報提供等の実施状況

・　ボランティアとしての活動を案内している。 ・　研修中にチラシ等の配布による就職先の一部紹介。 ・　県の保育士・保育所支援センターを紹介している。 ・　本人の同意を得て、県内全市町に修了者の情報提供を行っている。 ・　ファミリー・サポート・センター事業に登録してもらう。 ・　居住市町での登録の仕方や人材バンク等について説明している。 ・　保育士保育所支援センターの紹介 ・　保育士センターの設置について情報提供、復職セミナーの案内送付を行っている。 ・　研修修了者は会員登録するので、利用者があれば紹介している。 ・　定期的に「ファミサポ通信」を発行し、情報提供を行っている。 ・　ご本人の同意を得て、修了者名簿をファミリー・サポート・センターに提供。希望者に対して、地域子育て支援拠点での見学実習を実施。 ・　人材を募集しているチラシ等がきたら、周知している。 ・　対象施設に欠員が出た場合などは、広報誌を通じて募集したり、声がけを行う。 ・　委託業者が就労活動について、個人受講者からの相談があった場合は情報提供をしている。 ・　保育士等を募集している保育所等を集めた合同就職説明会に案内。 ・　研修時に説明を行い、情報提供している。 ・　希望者のみの修了者名簿を市町村担当課に提供し積極的な就労を依頼している。 ・　募集段階で募集要項を地元ハローワークに設置 ・　修了者に就労支援事業の情報提供を行っている。 ・　同意が得られた修了者を名簿化し、市町村に送付 ・　地域子ども・子育て支援事業を実施する市町に対して修了者の情報提供を行っている ・　希望者のみ、市町村に対し、子育て支援員登録情報を提供している

６．子育て支援員研修に関する自治体向けアンケート調査

（１）実施概要

１）調査目的

子育て支援員研修について、実施主体である都道府県、市町村における実施状況や好事例、課題等に関する実態把握を行い、今後の検討材料とする。特に、多様で柔軟な受講機会を提供し、研修事業を広く普及するための方策検討に資するようなテーマにフォーカスをあてる。

２）調査対象

・1,788 自治体（47 都道府県および 1,741 市区町村。区は東京都特別区。）

３）調査方法

・郵送配布・郵送回収（希望による電子ファイルの送付および電子ファイルによる回答）

・全調査対象に対し、回答の御礼を兼ねたハガキによる督促を１回実施

４）実施時期

・2019 年 11 月 22 日（金）～2020 年 1 月 15 日（水）

※調査票記載の投函締切日は 2019 年 12 月 13 日（金）であった。

※お礼状兼督促状を 12 月 6 日（水）に発送した。お礼状兼督促状の投函締切日は 12 月 18 日（水）であった。

５）回収状況

・回収状況は以下の通りである。

	調査対象数	回収数	回収率
全体	1,788	1,064	59.5%
都道府県	47	44	93.6%
市区町村	17,41	1,020	58.6%

※回答票のなかには、自治体名が明記されていないものもあったが、調査票への回答内容から都道府県か市区町村かを判別した。

６）主な調査項目

① 子育て支援員研修の実施状況について

② 子育て支援員研修における修了要件の設定や習熟度の把握について

③ 子育て支援員研修修了者を職場へ結びつける方策について

④　子育て支援員研修を実施していない市区町村の実施の意向について
⑤　子育て支援員研修に関する自治体間の連携について

（２）調査結果の概要

調査結果の概要は以下の通りである。調査結果の詳細については、資料編を参照のこと。

１）子育て支援員研修の実施状況について

- 当該自治体から修了証を発行しているかどうかを基準として、子育て支援員研修の実施状況をみると、実施している割合は、都道府県では 95.5%、市区町村では 8.7%であった。市区町村について、人口規模別にみると、実施している割合は、人口 10 万人以上の市区町村では 19.5%となっている一方、人口 1 万人未満では 3.2%にとどまる。
- 申込者に対する研修機会の過不足感について、例えば「地域保育コース／地域型保育」をみると、提供量が十分だと回答した割合は、都道府県では 50.0%、市区町村では 59.3%であった。一方、提供量が不足しているという割合は、都道府県では 35.7%、市区町村では 22.0%であった。
- 今後の研修機会の増減見込みについて、例えば「地域保育コース／地域型保育」をみると、都道府県では「増やす」が 19.0%、「増減なし」が 33.3%、「減らす」が 2.4%であった。市区町村では、「増やす」が 11.9%、「増減なし」が 37.3%、「減らす」が 10.2%であった。
- 子育て支援員研修の運営についての課題としては、都道府県では「見学先の確保やコーディネートが難しい」(40.5%)の割合がもっとも高い。市区町村では「受講者を募集しても参加者が少ない」(37.1%) の割合がもっとの高い。
- 子育て支援員研修の受講機会の提供についての課題としては、「予定が合わないために受講できない人がいる」(都道府県 40.5%、市区町村 48.3%) の割合がもっととも高い。

２）子育て支援員研修における修了要件の設定や習熟度の把握について

- 設定している修了要件について、例えば、「地域保育コース／地域型保育」をみると、「出席状況」(都道府県 97.6%、市区町村 98.3%) の割合がもっとも高く、次いで「レポート」や「アンケート」となっている。
- 設定している修了要件のうち修了の基準があるかどうかについて、例えば、「地域保育コース／地域型保育」をみると、「出席状況」については都道府県の 68.3%、市区町村の 86.2%が、修了を認める基準を設けている。

- 修了要件のほかに習熟度を測るために実施していることがある割合は、都道府県では 21.4%、市区町村では 14.6%となっている。具体的に実施している内容としては、フォローアップ研修の実施や、以前の修了者が何度も無料で受講できるようにしているなどが挙げられた。

３）子育て支援員研修修了者を職場へ結びつける方策について

- 受講者のうち、申込時に受講コースの事業に従事していない人の割合について、例えば、「地域保育コース／地域型保育」をみると、都道府県では、「20%～40%未満」「わからない」が 19.0%でもっとも割合が高く、次いで「40%～60%未満」が 16.7%となっている。市区町村では、「40%～60%未満」が 18.6%でもっとも割合が高く、次いで「ほとんどいない」「60%～80%未満」が 16.9%となっている
- 子育て支援の現場に従事する意向や就労に関する希望内容の確認をしているかどうかをみると、都道府県では「特に確認していない」（54.8%）という割合がもっとも高い。市区町村では、「子育て支援現場に従事する意向のみ確認している」（40.4%）でもっとも割合が高い。なお、自由回答では、既に保育施設等へ従事している者を主な研修の対象者として案内しているという回答がみられた。
- 研修修了後に就業状況や活動状況を把握しているかどうかをみると、把握しているという割合は都道府県で 19.0%、市区町村で 34.8%であった。
- 子育て支援員としての就労や活動に繋げるための支援や情報提供については、都道府県では「福祉人材センター等を紹介している」（19.0%）、「人材バンクを用意したり、紹介している」（16.7%）、市区町村では、「保育所等の情報を提供している」（22.8%）となっている。
- 受講終了後に関する課題としては、都道府県では「研修後の状況を確認していない」（59.5%）、「研修での学びが活かされているか分からない」（40.5%）、市区町村では、「特にない」（37.1%）となっている。

４）子育て支援員研修を実施していない自治体の実施の意向について

- 子育て支援員研修を実施していない自治体について、その理由をみると、市区町村では、「都道府県で開催している研修に参加してもらっているため」（75.4%）がもっとも割合が高く、ほかに「他の業務が繁忙で、職員に研修を担当する余裕がないため」（26.4%）、「研修開催のための予算が十分に確保できないため」（25.5%）となっている。
- 子育て支援員研修を実施していない自治体について、今後の実施意向があるという市区町村の割合は 3.1%であった。

５）子育て支援員研修に関する自治体間の連携について

- 市区町村について、他の市区町村と連携して子育て支援員研修を実施した割合は、1.7%であった。
- 市区町村について、他市区町村との連携方法のうち、実施意向のある方法みると、「他の市区町村と共同で同じ会場で研修を開催」（18.7%）、「自治体間で受講者を相互受け入れ」「他の市区町村と共同で講師を依頼」（7.7%）であった。
- 都道府県について、市区町村と（単なる役割分担ではなく）連携したことがあるかどうかをみると、「行ったことがある」という割合は18.8%であった。
- 都道府県について、市区町村との連携方法のうち、実施意向のある方法みると、「１会場で実施した研修を、他の会場でテレビ会議システム等を活用して中継」（22.7%）、「市区町村と共同で同じ会場で研修を開催」（6.8%）であった。

７．放課後児童支援員認定資格研修に関する都道府県向けアンケート調査

（１）実施概要

１）調査目的

放課後児童支援員認定資格研修について、実施主体である都道府県における実施状況や好事例、課題等に関する実態把握を行い、今後の検討材料とする。特に、多様で柔軟な受講機会を提供し、研修事業を広く普及するための方策検討に資するようなテーマにフォーカスをあてる。

２）調査対象

・47 都道府県

３）調査方法

・郵送配布および郵送回収（希望による電子ファイルの送付および電子ファイルによる回答）。

・全調査対象に対し、回答の御礼を兼ねたハガキによる督促を１回実施した。また、12 月 18 日までに回答のなかった都道府県に対して、電話による督促を実施した。

４）実施時期

・2019 年 11 月 22 日（金）～2020 年 1 月 15 日（水）

※調査票記載の投函締切日は 2019 年 12 月 13 日（金）であった。

※督促ハガキを 12 月 10 日（火）に発送した。督促ハガキ記載の投函締切日は 12 月 18 日（水）であった。

５）回収状況

・回収状況は以下の通りである。

	調査対象数	回収数	回収率
都道府県	47	43	91.4%

６）主な調査項目

① 放課後児童支援員認定資格研修の実施状況について

② 放課後児童支援員認定資格研修における学習や修了評価について

③ 放課後児童支援員認定資格研修における市区町村との関わりについて

④ 放課後児童支援員認定資格研修における映像教材や e ラーニングの活用について

（２）調査結果の概要

調査結果の概要は以下の通りである。調査結果の詳細については、資料編を参照のこと。

１）放課後児童支援員認定資格研修の実施状況について

- 放課後児童支援員について、認定資格研修の修了が必要とされている経過措置の達成見込みをみると、「達成できる可能性が高い」が 20.9%、「達成できない可能性が高い」が 42.9%となっている。
- 2019 年度末までに修了者がいない放課後児童クラブがあるかどうかをみると、「修了者がいない放課後児童クラブがある」という割合は 18.6%であった。
- 受講希望者数からみて定員や開催回数が十分かどうかをみると、「十分である」が 86.0%であった。
- 放課後児童支援員認定資格研修の運営に関する課題は、「受講者の受講内容の習得状況や習熟度の把握が難しい」(37.2%)、「受講者が参加しやすい日程で開催することが難しい」(34.9%) となっている。
- 放課後児童支援員認定資格研修の受講機会に関する課題は、「開催回数が限られており、予定が合わないために受講できない人がいる」(51.2%) でもっとも割合が高い。

２）放課後児童支援員認定資格研修における学習や修了評価について

- 研修修了者の学習内容に対する理解度が十分かどうかをみると、「十分である」が 16.3%、「どちらかといえば十分である」が 55.8%で、７割の都道府県が十分との認識を示した。
- 修了要件として設定しているものは、「出席状況」(95.3%)、「科目ごとのレポート」(65.1%) であった。また、修了要件を設定している場合に、基準を設けている割合は、78.0%であった。その内容としては遅刻要件を設定している例が多かった。
- 学習内容について課題には、「受講生の理解度を測ることが難しいこと」(44.2%)、「学習内容の理解度が低い場合に適切に対応できているか分からないこと」(39.5%) となっている。また、修了評価の課題は、「現場で有用な知識や技術を身につけられているか確認できないこと」(39.5%)、「客観的な基準で修了評価をすることが難しいこと」(37.2%) となっている、。

３）放課後児童支援員認定資格研修における市区町村との関わりについて

- 放課後児童支援員認定資格研修の運営において、市区町村が担っている役割は、「申込のとりまとめ」(90.7%)、「参加する受講者の調整」(76.7%) となってい

る。

- 放課後児童支援員について、現任研修の実施状況をみると、「都道府県と市区町村のどちらも、現任研修を実施している」（81.4%）、「都道府県のみが現任研修を実施している」（11.6%）となっている。
- 現任研修について、放課後児童支援員に対する現任研修の実施についての市区町村との調整をみると、「特に調整を行っていない」（46.5%）、「都道府県が開催・運営する現任研修に、市区町村に協力してもらっている」（37.2%）となっている。
- 放課後児童支援員認定資格研修と現任研修の位置付けを整理しているかどうかをみると、整理しているという割合は 48.8%、整理していないという割合も48.4%であった。

４）放課後児童支援員認定資格研修における映像教材やｅラーニングの活用について

- 映像教材を活用している科目があるかどうかをみると、「映像教材が活用されている科目はない/わからない」（45.2%）、「①放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容」（19.0%）となっている。
- 映像教材の活用により、研修開催の負担が減ると考えられる科目は、「①放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容」（51.2%）、「②放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護」（48.8%）となっている。
- 映像教材の活用により、受講者の学びを高めることができると考えられる科目は、「⑭安全対策・緊急時対応」（37.2%）、次いで「⑥障害のある子どもの理解」（34.9%）となっている。
- 自宅や職場で、インターネットを通じた学習が有効だと考えられる科目としては、「①放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容」（18.6%）が挙げられた。
- 映像教材を有効に活用できる方法として考えられるものは、「具体的なケースやロールプレイの様子を紹介するために映像教材を用いる」（62.8%）、「放課後児童クラブの活動の様子を紹介するために映像教材を用いる」（60.5%）となっている。
- 映像教材やインターネットを通じた学習に関する実施意向をみると、実施したいという割合はそれぞれ、「①集合研修における映像教材の活用」については41.9%、「②インターネットを通じた自宅学習」については 30.2%、「③インターネットを通じて事前学習を行い、集合研修を受講する」については、2.3%、「④集合研修を行い、インターネットを通じて復習できるようにする」については 16.3%であった。

８．映像等を盛り込んだサンプル版の作成

（１）作成の目的

先行研究やヒアリング調査、アンケート調査の分析結果及び検討委員会での意見を踏まえ、子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修における e-ラーニングの活用の実現につなげるため、映像等を盛り込んだサンプル版を作成した。なお作成したサンプル版を活用することで、次年度以降に e-ラーニングを活用した子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修の効果を検証することが期待される。

（２）作成したサンプル版

子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修の科目のうち、各１科目を選定し、映像等を盛り込んだサンプル版（ＤＶＤ）を作成した。あわせて研修レジメの作成・印刷（50 冊）を行った。

子育て支援員研修で作成した科目は、「保育者の職業倫理と配慮事項」とした。科目の選定理由は、演習のある科目であること、当科目は講師が少ない状況にあること、である。

放課後児童支援員認定資格研修で作成した科目は、「放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守」とした。科目の選定理由は、当科目が研修科目に組み込まれたのは、法令の遵守について放課後児童支援員自身が熟知している必要があるという点と、事業の倫理法令順守について共通項をつくるのに認定資格研修を活用するということ、当科目をきちんと教えられる講師が少ない状況にあること、である。

（３）サンプル版動画の構成

子育て支援員研修「保育者の職業倫理と配慮事項」のサンプル版動画制作にあたり、当科目の研修実績を多数有するＷＧ委員に協力いただき、動画の構成を次頁のとおりとした。受講者が動画を視聴しやすいよう、１セクションが長くても 10 分～20 分程度となるよう、講義の各テーマを区切る構成としている。

なお、今回のサンプル版動画では、講師による講義を中心とした構成に加え、途中に演習の時間を設け、受講者が各自で考えたり、グループワークを行う時間としている。映像の中に、残り時間の表示や合図等、時間の管理とともに組み込んでいる。今後の学習効果の検証の参考となる形とした。

構　成	時間（約）	内　容	研修用レジメの該当ページ	シラバスの該当箇所
はじめに	2 分 20 秒	◯子育て支援員研修における本科目の位置づけ ・地域保育コースの共通科目として受講する科目であることについて ◯本講義の目的と講義の構成 ・５つの目的について ・講義に加え、演習・グループワークがあることについて	p. ３	講義の目的
１．保育者の職業倫理	18 分 40 秒	◯倫理とは何か？ ・保育者としての職業倫理「全国保育士会倫理綱領」について	p. ４	１．保育者の職業倫理
【演習１】	5 分 20 秒	◯保護者への対応のロールプレイング （考える時間：２分）	p. 15	
２．保育者の自己管理	2 分 10 秒	◯保育者自身のメンタルケアの重要性について ◯健康的な体と心は、保育の質の安定・向上に繋がることについて ◯生活習慣を整えることの重要性について	p. 16	２．保育者の自己管理 （１）健康面について （２）研鑽面について
【演習２】	5 分 40 秒	◯あなたの自己管理方法は？ （考える時間：１分）	p. 18	
３．地域等との関係	3 分 30 秒	◯地域の協力が必要不可欠なことについて ◯地域との日々の関わりの重要性について ◯社会資源の把握について	p. 19	３．地域等との関係

構　成	時間（約）	内　容	研修用レジメの該当ページ	シラバスの該当箇所
【演習３】	7 分 10 秒	◯保育施設とどのような連携が考えられますか？ （書き出す時間：２分 周りと共有する時間：３分）	p. 21	
４．保育所や様々な保育関係者との関係 ５．行政との関係	2 分 50 秒	◯地域型保育における保育施設・教育機関との連携の必要性について ◯行政と連携しながら「保育を必要とする」子どもの育成を担うことについて	p. 25	４．保育所や様々な保育関係者との関係 （１）連携施設との関係 （２）様々な保育関係者との関係 ５．行政との関係
【演習４】	36 分	◯地域型保育の保育者の役割の検討 ・KJ 法を応用したグループワーク	p. 27	６．地域型保育の保育者の役割の検討
講義のまとめ	2 分		－	

放課後児童支援員認定資格研修「放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守」のサンプル版動画制作にあたり、当科目の研修実績を多数有するＷＧ委員に協力いただき、動画の構成を次頁のとおりとした。受講者が動画を視聴しやすいよう、１セクションが長くても 10 分～20 分程度となるよう、講義の各テーマを区切る構成としている。

なお、今回のサンプル版動画では、講師による講義を中心とした構成に加え、実際に起こった問題事例を紹介している。動画視聴の途中または動画視聴後の時間を使って、事例をもとにその問題点や解決法を考えるワークを行うことができるようにした。今後の学習効果の検証の参考となる形とした。

構成	時間 （分）	内容	研修用レジメにおける該当箇所
はじめに	３分 25 秒	・本科目を履修する意義 ・本科目のポイント	p. 3
Chapter１ 放課後児童クラブの運営管理	13 分７秒	・運営主体が定める事業運営についての重要事項に関する運営規程の内容 ・労働環境整備の必要性と、適正な会計管理及び情報公開 ＊事例 ・内容①のまとめ	p. 4
Chapter２ 利用内容等の説明責任と要望及び苦情への取り組み	12 分 54 秒	・利用に当たっての留意事項の明確化や公平性に関する説明責任 ・要望及び苦情への対応の体制整備や対応に当たっての考え方及び留意事項 ・内容②のまとめ	p. 12
Chapter３ 運営内容の自己評価と公表	５分２秒	・子どもや保護者の意見や関係機関等からの提言を事業内容に反映させることの必要性 ・事業運営の自己評価と公表の必要性 ・内容③のまとめ	p. 19
Chapter４ 運営主体の人権の尊重と法令の遵守（個人情報保護等）	19 分７秒	・放課後児童クラブの社会的責任と運営主体の責任 ・運営主体が必要とする事業運営における倫理規定の内容と法令の遵守 ＊事例 ・内容④のまとめ	p. 22
まとめ	１分 36 秒	・振り返り	p. 33

（４）研修レジメの作成

サンプル版動画では、投影されたスライドにそって、子育て支援員研修では神田委員が、放課後児童支援員認定資格研修では中川委員が講義を行う形式とした。なお、使用スライドは子育て支援員研修では神田委員、放課後児童支援員認定資格研修では中川委員に作成いただいた。また、サンプル版動画を視聴する際の研修レジメを作成した。

９．研究のまとめと今後の研究課題

（１）研修修了者による研修の振り返り、自己評価を行うための方策

今回実施した子育て支援員研修に関する自治体向けアンケート調査において、修了要件のほかに、学習内容の習熟度を測るために実施していることの有無を見ると、「都道府県」では、「特にない」が 66.7%、「実施していることがある」が 21.4%となっている。「市区町村（全体)」では、「特にない」が 71.9%、「実施していることがある」が 14.6%となっている。

また、放課後児童支援員認定資格研修に関する都道府県向けアンケート調査において、研修内容の理解度や実践での対応力を高めるための工夫の実施有無を見ると、「全体」では、「研修内容の理解度や実践での対応力を高めるための工夫をしていない」が 93.0%、「研修内容の理解度や実践での対応力を高めるための工夫をしている」が 4.7%となっている。

いずれの研修においても、修了要件は定められていることが多いものの、研修内容の理解度や習熟度を高めるための工夫はあまり取り組まれていない状況がうかがえた。また、研修修了の一定期間後に、研修修了者による研修の振り返りや自己評価を行う取組は見られない。研修修了からの一定期間後に、研修で学んだことを職場で実践する中で、実際の業務に役立つ知識・スキルがどれほど習得できているのか、自己評価を行うためのツールや仕組み等の工夫が望まれる。例えば、自己評価の際に役立つチェックリストの提供や、e-ラーニングを活用したフォローアップとしての確認テストや自己評価チェックリスト等の研修受講者への配信等が考えられる。

（２）職場への従事に結びつけるための方策

今回実施した子育て支援員研修に関する自治体向けアンケート調査において、子育て支援の現場に従事する意向や就労に関する希望内容の確認の有無を見ると、「都道府県」では、「特に確認していない」が 54.8%でもっとも割合が高く、次いで「子育て支援現場に従事する意向のみ確認している」が 28.6%となっている。「市区町村（全体)」では、「子育て支援現場に従事する意向のみ確認している」が 40.4%でもっとも割合が高く、次いで「特に確認していない」が 34.8%となっている。

また、子育て支援員としての就労や活動に繋げるための支援や情報提供等の実施状況を見ると、「都道府県」では、「特にない」が 38.1%でもっとも割合が高く、次いで「その他」が 26.2%、「福祉人材センター等を紹介している」が 19.0%となっている。「市区町村」では、「特にない」が 42.7%でもっとも割合が高く、次いで「保育所等の情報を提供している」が 22.5%、「その他」が 14.6%となっている。

子育て支援員研修については、子育て支援の職場に従事していない人の受講及び受

講修了後の子育て支援の職場への従事が期待されている。研修受講者に対し、まずは子育て支援の現場に従事する意向や就労に関する希望内容を確認することが求められる。そのうえで、子育て支援員としての就労や活動に繋げるための支援や情報提供等を積極的に実施することが望まれる。すでに実施している自治体では、就労に関する情報提供や、ファミリー・サポート・センター等への登録が行われている。また、先述の e-ラーニングを活用したフォローアップの際に、就労状況を確認したり、就労に関する最新の情報を提供することも一案であろう。

（３）小規模自治体等における研修の広域開催の促進策

今回実施した子育て支援員研修に関する自治体向けアンケート調査において、他市区町村と連携した子育て支援員研修の実施意向を見ると、「市区町村（全体）」では、「上記のいずれも行ってみたいとは思わない」が 61.1%でもっとも割合が高く、次いで「他の市区町村と共同で同じ会場で研修を開催」が 18.7%、「自治体間で受講者を相互受け入れ」「他の市区町村と共同で講師を依頼」が 7.7%となっている。

また、今回実施した自治体へのヒアリング調査では、広域開催ニーズのある自治体でも、近隣の自治体の広域開催のニーズがないことが、研修の広域開催を実施するネックとなっていた。

一方、子育て支援員研修に関する自治体向けアンケート調査において、他市区町村との連携で期待できることとして、「市区町村（全体）」では、「開催回数や開催時期を増やすことができる」が 39.7%でもっとも割合が高く、次いで「研修開催場所を増やすことができる」が 38.6%、「研修実施に関わる運営費の軽減を図ることができる」が 29.6%となっている。研修の広域開催に対して一定の期待があることがうかがえる。

また、放課後児童支援員認定資格研修に関する都道府県向けアンケート調査で、放課後児童支援員認定資格研修の運営において、市区町村が担っているものを見ると、「全体」では、「申込のとりまとめ」が 90.7%でもっとも割合が高く、次いで「参加する受講者の調整」が 76.7%となっている。

研修の広域開催は、費用面や受講者数の確保面等に課題を感じている自治体にとって、研修を実施する１つの方策となる。広域開催の候補となる近隣の自治体に広域開催のニーズがない場合、広域開催には様々なメリットがあることを認識してもらうことや、広域開催が負担にならないような役割分担を検討することがポイントとなるであろう。また、e-ラーニングを活用したサテライト会場での研修開催等も、広域開催を実現する一助となるものと考えられる。

（４）放課後児童支援員認定資格研修における e-ラーニングの活用

放課後児童支援員認定資格研修に関する都道府県向けアンケート調査において、映像教材を有効に活用できる方法として考えられるものを見ると、「全体」では、「具体的なケースやロールプレイの様子を紹介するために映像教材を用いる」が 62.8%でもっとも割合が高く、次いで「放課後児童クラブの活動の様子を紹介するために映像教材を用いる」が 60.5%となっている。

昨年度実施した子育て支援員研修に関するアンケート調査でも。e-ラーニングへ活用には一定の期待が寄せられていた。放課後児童支援員認定資格研修においても、e-ラーニングの活用ニーズが見られる。また、講義形式全体で映像教材を活用する方法だけでなく、講義や演習の一部に映像教材を活用する方法も一考に値することがうかがえる。

（５）今後の研究課題

今後の研究課題としては、まずは本調査研究において作成したサンプル版動画を子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修において実際に活用してもらい、その活用方法や研修の効果、課題を整理していくことが必要となろう。協力自治体に対して、試行的にサンプル版動画を活用することも１つの方法となる。

小規模自治体等における研修の広域開催については、自治体が研修開催に関して認識している課題により、広域開催へのニーズが異なる様子がうかがえた。課題別に広域開催の事例やノウハウを収集し、連携候補となる近隣自治体の状況に応じた働きかけの方法や役割分担等の対応策を検討することが求められる。

研修修了者による研修の振り返り、自己評価を行うための方策については、自己評価のためのツール等の検討を行うことが一案となる。また、職場への従事に結びつけるための方策については、実際に効果を上げている取組事例を収集し、有効性の高い要因を分析することが求められる。

また、小規模自治体等における研修の広域開催や、研修修了者による研修の振り返りや自己評価への支援、職場への従事に結びつけるため支援のいずれにおいても、e-ラーニングを活用することで、より実効性を高めることが期待できる。今後、e-ラーニングの活用方策についてさらに検討を進める際に、研修形態の手段としてだけではなく、研修後のフォローアップや職場への従事に結びつけるための手段としても、検討していくことが求められる。

資料編

① 子育て支援員研修に関する自治体向けアンケート調査及び放課後児童支援員認定資格研修に関する都道府県向けアンケート調査

② 子育て支援員研修（地域保育コース　共通科目）「保育者の職業倫理と配慮事項」サンプル版動画　研修用レジメ

③ 放課後児童支援員認定資格研修　科目 16「放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守」サンプル版動画　研修用レジメ

資　料　編

子育て支援員研修に関する自治体向けアンケート調査

目次

１．　実施概要 3
（１）　調査目的 3
（２）　調査対象 3
（３）　調査方法 3
（４）　実施時期 3
（５）　回収状況 3
（６）　主な調査項目 3
２．　調査の結果 4
（１）　回答自治体の概況 4
１）　回答市区町村の所在する都道府県 4
２）　回答市区町村の人口規模 4
（２）　子育て支援員研修の実施状況 5
１）　子育て支援員研修の実施有無（当該自治体による修了証の発行有無） 5
２）　実施している子育て支援員研修のコース 6
３）　実施形態（委託の有無等） 7
４）　今後新たに実施する、または、実施を検討しているコース 11
５）　コース別総定員数（2019 年度） 12
６）　コース別開催回数（2019 年度） 16
７）　申込者数に対する研修機会の提供量の過不足感 20
８）　計画する研修修了者数に対する研修機会の提供量の過不足感 24
９）　今後の研修機会の増減見込み 28
１０）　子育て支援員研修の運営についての課題 33
１１）　子育て支援員研修の運営に関する課題のうち、研修開催に支障をきたすほど重要な課題 35
１２）　子育て支援員研修の受講機会の提供についての課題 37
（３）　子育て支援員研修における修了要件の設定や習熟度の把握について 38
１）　設定している修了要件 38
２）　修了要件を設定している場合の、修了を認める基準の有無 42
３）　修了要件のほかに、学習内容の習熟度を測るために実施していることの有無 46
（４）　子育て支援員研修修了者を職場へ結びつける方策について 47
１）　受講者のうち、申込時に受講コースの事業に従事していない人の割合 47
２）　子育て支援の現場に従事する意向や就労に関する希望内容の確認の有無 53
３）　研修修了後の就業状況や活動状況の把握の有無 54
４）　子育て支援員としての就労や活動に繋げるための支援や情報提供等の実施状況 56
５）　子育て支援員研修における受講修了後に関する課題 58
（５）　子育て支援員研修を実施していない理由や今後の実施意向など 60
１）　開催主体となって子育て支援員研修を実施していない理由 60
２）　今後、開催主体となって子育て支援員研修を実施する意向 62
３）　都道府県が主催する子育て支援員研修に関する課題（市区町村のみ回答） 65
（６）　子育て支援員研修に関する市区町村との連携について【市区町村の回答】 67
１）　都道府県が開催している子育て支援員研修の実施状況【市区町村の回答】 67

２）　都道府県が主催する子育て支援員研修に関する役割分担【市区町村の回答】 ... 68
３）　他市区町村と連携した子育て支援員研修の実施有無 72
４）　他市区町村と連携した子育て支援員研修の実施方法のうち、実施意向のあるもの 73
５）　他市区町村との連携で期待できること 74
（７）　子育て支援員研修に関する市区町村との連携について【都道府県の回答】 75
１）　都道府県が開催している子育て支援員研修の状況【都道府県の回答】 75
２）　都道府県が主催する子育て支援員研修に関する役割分担【都道府県の回答】 ... 75
３）　子育て支援員研修の開催について、市区町村との役割分担で期待できる効果 ... 79
４）　市区町村と連携した子育て支援員研修の実施 80
５）　市区町村と連携した子育て支援員研修の実施意向 81
６）　回答都道府県における、子育て支援員研修を実施している市区町村の数..... 81
（８）　他の自治対応との連携に関する課題や工夫が必要になること（自由回答） 82
１）　他市区町村と連携して子育て支援員研修を行う場合に、期待できること、課題となることや工夫が必要となること（市区町村の回答） 82
２）　市区町村と連携して子育て支援員研修を行う場合に、課題となること、工夫が必要になると思われること（都道府県の回答） 87

１．実施概要

（１）　調査目的

子育て支援員研修について、実施主体である都道府県、市町村における実施状況や好事例、課題等に関する実態把握を行い、今後の検討材料とする。特に、多様で柔軟な受講機会を提供し、研修事業を広く普及するための方策検討に資するようなテーマにフォーカスをあてる。

（２）　調査対象

・1,788 自治体（47 都道府県および 1,741 市区町村。区は東京都特別区。）

（３）　調査方法

・郵送配布・郵送回収（希望による電子ファイルの送付および電子ファイルによる回答）
・全調査対象に対し、回答の御礼を兼ねたハガキによる督促を１回実施

（４）　実施時期

・2019 年 11 月 22 日（金）～2020 年 1 月 15 日（水）
※調査票記載の投函締切日は 2019 年 12 月 13 日（金）であった。
※お礼状兼督促状を 12 月 6 日（水）に発送した。お礼状兼督促状の投函締切日は 12 月 18 日（水）であった。

（５）　回収状況

・回収状況は以下の通りである。

	調査対象数	回収数	回収率
全体	1,788	1,064	59.5%
都道府県	47	44	93.6%
市区町村	17,41	1,020	58.6%

※回答票のなかには、自治体名が明記されていないものもあったが、調査票への回答内容から都道府県か市区町村かを判別した。

（６）　主な調査項目

① 子育て支援員研修の実施状況について
② 子育て支援員研修における修了要件の設定や習熟度の把握について
③ 子育て支援員研修修了者を職場へ結びつける方策について
④ 子育て支援員研修を実施していない市区町村の実施の意向について
⑤ 子育て支援員研修に関する自治体間の連携について

２．調査の結果

（１）　回答自治体の概況

１）回答市区町村の所在する都道府県

回答のあった市区町村が所在する都道府県は次の通りである。

図表 1　回答市区町村が所在する都道府県

市区町村（n=1,020）

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県
8.7%	2.7%	1.6%	1.6%	1.5%	2.2%	2.9%	2.7%
栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県
2.0%	2.2%	3.9%	3.6%	4.5%	2.1%	1.7%	1.1%
石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
1.0%	0.9%	1.3%	3.2%	3.0%	2.3%	4.1%	1.7%
滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県
1.0%	0.9%	3.2%	2.9%	1.8%	1.4%	0.7%	1.1%
岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県
1.4%	1.2%	1.3%	1.3%	1.0%	1.2%	1.3%	3.6%
佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	不明
1.1%	1.6%	2.2%	1.2%	1.2%	3.0%	2.0%	0.4%

注）市区町村名の回答がなかった場合や、合併等により市区町村名に変更がある場合は「不明」としている。

２）回答市区町村の人口規模

回答のあった市区町村の人口規模は、「人口１万人～５万人未満」が 39.8%、「人口 10 万人以上」が 21.6%、「人口１万人未満」が 21.2%、「人口５万人～10 万人未満」が 17.1%となっている。

図表 2　回答市区町村の人口規模の分布

注）2015 年度国勢調査にもとづく。市区町村名の回答がなかった場合や、合併等により市区町村名に変更がある場合は「不明」としている。

（２）　子育て支援員研修の実施状況

１）子育て支援員研修の実施有無（当該自治体による修了証の発行有無）

自治体区分別に「実施している」という割合をみると、「都道府県」では「実施している」が 95.5%、「市区町村（全体）」では、8.7%となっている。

市区町村について、人口規模別に実施状況をみると、「実施している」という割合は「人口 10 万人以上」で 19.5%、「人口５万人～10 万人未満」で 11.5%、「人口１万人～５万人未満」で 4.7%、「人口１万人未満」で 3.2%となっている。

なお、市区町村の実施有無の確認にあたっては、例えば都道府県が開催する子育て支援員研修について、研修会場の確保を分担している場合に、「子育て支援員研修を実施している」と認識している可能性が考えられる。本調査では、当該自治体から修了証を発行しているかどうかを基準として、実施状況について回答いただいた。

図表 3　子育て支援員研修の実施有無（当該自治体による修了証の発行有無）（市区町村人口規模４区分）：単数回答（Q1）

図表 4　子育て支援員研修の実施有無（当該自治体による修了証の発行有無）（市区町村人口規模２区分）：単数回答（Q1）

２）実施している子育て支援員研修のコース

「都道府県」では、「①地域保育コース／地域型保育」が 100%、次いで「④地域子育て支援コース／利用者支援事業・基本型」が 78.6%となっている。「市区町村」では、「①地域保育コース／地域型保育」が 66.3%でもっとも割合が高く、次いで「③地域保育コース／ファミリー・サポート・センター事業」が 34.8%、「②地域保育コース／一時預かり事業域保育コース」が 14.6%となっている。

図表 5　実施している子育て支援員研修のコース：複数回答（Q2-1）

図表 6　実施している子育て支援員研修のコース（市区町村人口規模別）：複数回答（Q2-1）

３）実施形態（委託の有無等）

①　実施形態：地域保育コース／地域型保育

「都道府県」では、「全部委託」が 85.7%、「一部委託」が 11.9%となっている。「市区町村（全体）」では、「全部委託」が 50.8%でもっとも割合が高く、次いで「一部委託」が 33.9%、「直接実施」が 11.9%となっている。

図表 7　実施形態：①地域保育コース／地域型保育：単数回答（Q2-2-1）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

②　実施形態：地域保育コース／一時預かり事業域保育コース

「都道府県」では、「全部委託」が 88.9%、「一部委託」が 7.4%となっている。「市区町村（全体）」では、「全部委託」が 53.8%でもっとも割合が高く、次いで「一部委託」が 38.5%、「直接実施」が 7.7%となっている。

図表 8　実施形態：②地域保育コース／一時預かり事業域保育コース：単数回答（Q2-2-2）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

③　実施形態：地域保育コース／ファミリー・サポート・センター事業

「都道府県」では、「全部委託」が 95.7%、「一部委託」が 4.3%となっている。「市区町村（全体)」では、「直接実施」が 51.6%でもっとも割合が高く、次いで「全部委託」が 38.7%、「一部委託」が 6.5%となっている。

図表 9　実施形態：③地域保育コース／ファミリー・サポート・センター事業：単数回答（Q2-2-3）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

④　実施形態：実施形態：地域子育て支援コース／利用者支援事業･基本型

「都道府県」では、「全部委託」が 90.9%、「一部委託」が 6.1%となっている。「市区町村（全体)」では、「全部委託」が 72.7%、「一部委託」が 27.3%となっている。

図表 10　実施形態：④地域子育て支援コース／利用者支援事業･基本型：単数回答（Q2-2-4）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

⑤　実施形態：地域子育て支援コース／利用者支援事業･特定型

「都道府県」では、「全部委託」が 89.5%、「一部委託」が 10.5%となっている。「市区町村（全体)」では、「全部委託」が 66.7%、「一部委託」が 33.3%となっている。

図表 11　実施形態：⑤地域子育て支援コース／利用者支援事業･特定型：単数回答（Q2-2-5）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

⑥　実施形態：地域子育て支援コース／地域子育て支援拠点事業

「都道府県」では、「全部委託」が 88.9%、「一部委託」が 7.4%となっている。「市区町村（全体)」では、「全部委託」が 66.7%でもっとも割合が高く、次いで「一部委託」が 25.0%、「直接実施」が 8.3%となっている。

図表 12　実施形態：⑥地域子育て支援コース／地域子育て支援拠点事業：単数回答（Q2-2-6）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

⑦　実施形態：放課後児童コース／放課後児童クラブ

「都道府県」では、「全部委託」が 80.0%でもっとも割合が高く、次いで「一部委託」が 12.0%、「直接実施」が 4.0%となっている。「市区町村（全体）」では、「一部委託」が 44.4%でもっとも割合が高く、次いで「全部委託」が 33.3%、「直接実施」が 11.1%となっている。

図表 13　実施形態：⑦放課後児童コース／放課後児童クラブ：単数回答（Q2-2-7）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

⑧　実施形態：社会的養護コース／乳児院･児童養護施設等

いずれも「全部委託」となっている。

図表 14　実施形態：⑧社会的養護コース／乳児院･児童養護施設等：単数回答（Q2-2-8）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

４）今後新たに実施する、または、実施を検討しているコース

①　今後新たに実施する、または、実施を検討しているコースの有無

「都道府県」では、「今後新たに実施するコースはない」が 54.8%、「今後新たに実施するコースがある」が 9.5%となっている。「市区町村」では、「今後新たに実施するコースはない」が 37.1%、「今後新たに実施するコースがある」が 11.2%となっている。

図表 15　今後新たに実施する、または、実施を検討しているコースの有無：単数回答（Q2-3）

②　今後新たに実施する、または、実施を検討しているコースの内訳

今後新たに実施する、または、実施を検討しているコースがあるという自治体について、そのコースの内訳をみると、「都道府県」では、「④地域子育て支援コース／利用者支援事業･基本型」が 50.0%でもっとも割合が高くなっている。「市区町村」では、「②地域保育コース／一時預かり事業域保育コース」「④地域子育て支援コース／利用者支援事業･基本型」が 30.0%でもっとも割合が高くなっている。

図表 16　今後新たに実施する、または、実施を検討しているコース：複数回答（Q2-3）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

５）コース別総定員数（2019 年度）

①　想定員数（2019 年度）：地域保育コース／地域型保育

「都道府県」では、「100 人～300 人未満」が 33.3%でもっとも割合が高く、次いで「50 人～100 人未満」が 28.6%、「300 人以上」が 21.4%となっている。「市区町村（全体）」では、「30 人未満」が 32.2%でもっとも割合が高く、次いで「30 人～50 人未満」が 23.7%、「50 人～100 人未満」が 16.9%となっている。

図表 17　総定員数（2019 年度）：①地域保育コース／地域型保育：単数回答（Q3-1-1）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

②　想定員数（2019 年度）：地域保育コース／一時預かり事業域保育コース

「都道府県」では、「30 人～50 人未満」「50 人～100 人未満」が 29.6%、「30 人未満」「100 人～300 人未満」が 18.5%となっている。「市区町村（全体）」では、「30 人未満」が 38.5%でもっとも割合が高く、次いで「30 人～50 人未満」が 23.1%、「100 人～300 人未満」が 15.4%となっている。

図表 18　総定員数（2019 年度）：②地域保育コース／一時預かり事業域保育コース：単数回答（Q3-1-2）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

③　想定員数（2019 年度）：地域保育コース／ファミリー・サポート・センター事業

「都道府県」では、「30 人未満」が 39.1%でもっとも割合が高く、次いで「30 人～50 人未満」が 30.4%、「50 人～100 人未満」が 21.7%となっている。「市区町村（全体）」では、「30 人未満」が 58.1%でもっとも割合が高く、次いで「30 人～50 人未満」が 12.9%、「50 人～100 人未満」が 9.7%となっている。

図表 19　総定員数（2019 年度）：③地域保育コース／ファミリー・サポート・センター事業：単数回答（Q3-1-3）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

④　想定員数（2019 年度）：地域子育て支援コース／利用者支援事業･基本型

「都道府県」では、「30 人未満」が 60.6%でもっとも割合が高く、次いで「30 人～50 人未満」「50 人～100 人未満」が 18.2%、「300 人以上」が 3.0%となっている。「市区町村（全体）」では、「30 人未満」が 72.7%、「30 人～50 人未満」が 9.1%となっている。

図表 20　総定員数（2019 年度）：④地域子育て支援コース／利用者支援事業･基本型：単数回答（Q3-1-4）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

⑤　想定員数（2019 年度）：地域子育て支援コース／利用者支援事業･特定型

「都道府県」では、「30 人未満」が 57.9%でもっとも割合が高く、次いで「30 人～50 人未満」が 26.3%、「50 人～100 人未満」が 15.8%となっている。「市区町村（全体)」では、「30 人～50 人未満」が 33.3%でもっとも割合が高くなっている。

図表 21　総定員数（2019 年度）：⑤地域子育て支援コース／利用者支援事業･特定型：単数回答（Q3-1-5）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

⑥　想定員数（2019 年度）：地域子育て支援コース／地域子育て支援拠点事業

「都道府県」では、「50 人～100 人未満」「100 人～300 人未満」が 37.0%でもっとも割合が高く、次いで「30 人～50 人未満」が 18.5%、「30 人未満」が 7.4%となっている。「市区町村（全体)」では、「30 人～50 人未満」が 50.0%でもっとも割合が高く、次いで「30 人未満」が 25.0%、「50 人～100 人未満」が 8.3%となっている。

図表 22　総定員数（2019 年度）：⑥地域子育て支援コース／地域子育て支援拠点事業：単数回答（Q3-1-6）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

⑦　想定員数（2019 年度）：放課後児童コース／放課後児童クラブ

「都道府県」では、「50 人～100 人未満」が 44.0%でもっとも割合が高く、次いで「100 人～300 人未満」が 32.0%、「300 人以上」が 12.0%となっている。「市区町村（全体）」では、「30 人未満」が 66.7%、「30 人～50 人未満」「50 人～100 人未満」が 11.1%となっている。

図表 23　総定員数（2019 年度）：⑦放課後児童コース／放課後児童クラブ：単数回答（Q3-1-7）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

⑧　想定員数（2019 年度）：社会的養護コース／乳児院･児童養護施設等

「都道府県」では、「30 人未満」が 53.8%、「30 人～50 人未満」「50 人～100 人未満」が 23.1%となっている。

図表 24　総定員数（2019 年度）：⑧社会的養護コース／乳児院･児童養護施設等：単数回答（Q3-1-8）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

６）コース別開催回数（2019 年度）

①　開催回数（2019 年度）：地域保育コース／地域型保育

「都道府県」では、「１回」が 42.9%でもっとも割合が高く、次いで「４回以上」が 21.4%、「２回」が 19.0%となっている。「市区町村（全体）」では、「１回」が 57.6%でもっとも割合が高く、次いで「２回」「４回以上」が 16.9%、「３回」が 1.7%となっている。

図表 25　開催回数（2019 年度）：①地域保育コース／地域型保育：単数回答（Q3-2-1）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

②　開催回数（2019 年度）：地域保育コース／一時預かり事業域保育コース

「都道府県」では、「１回」が 63.0%でもっとも割合が高く、次いで「２回」が 18.5%、「３回」が 7.4%となっている。「市区町村（全体）」では、「１回」が 69.2%でもっとも割合が高く、次いで「４回以上」が 15.4%、「２回」が 7.7%となっている。

図表 26　開催回数（2019 年度）：②地域保育コース／一時預かり事業域保育コース：単数回答（Q3-2-2）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

③　開催回数（2019 年度）：地域保育コース／ファミリー・サポート・センター事業

「都道府県」では、「１回」が 82.6%でもっとも割合が高く、次いで「２回」が 8.7%、「４回以上」が 4.3%となっている。「市区町村（全体）」では、「１回」が 54.8%でもっとも割合が高く、次いで「２回」「４回以上」が 12.9%、「３回」が 6.5%となっている。

図表 27　開催回数（2019 年度）：③地域保育コース／ファミリー・サポート・センター事業：単数回答（Q3-2-3）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

④　開催回数（2019 年度）：地域子育て支援コース／利用者支援事業･基本型

「都道府県」では、「１回」が 90.9%でもっとも割合が高く、次いで「３回」「４回以上」が 3.0%となっている。「市区町村（全体）」では、「１回」が 81.8%でもっとも割合が高く、「２回」が 9.1%となっている。

図表 28　開催回数（2019 年度）：④地域子育て支援コース／利用者支援事業･基本型：単数回答（Q3-2-4）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

⑤　開催回数（2019 年度）：地域子育て支援コース／利用者支援事業･特定型

「都道府県」では、「１回」が 100％となっている。「市区町村（全体）」では、「１回」が 66.7％となっている。

図表 29　開催回数（2019 年度）：⑤地域子育て支援コース／利用者支援事業･特定型：単数回答（Q3-2-5）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

⑥　開催回数（2019 年度）：地域子育て支援コース／地域子育て支援拠点事業

「都道府県」では、「１回」が 63.0％でもっとも割合が高く、次いで「２回」が 18.5％、「３回」が 11.1％となっている。「市区町村（全体）」では、「１回」が 83.3、「２回」が 8.3％となっている。

図表 30　開催回数（2019 年度）：⑥地域子育て支援コース／地域子育て支援拠点事業：単数回答（Q3-2-6）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

⑦　開催回数（2019 年度）：放課後児童コース／放課後児童クラブ

「都道府県」では、「１回」が 52.0％でもっとも割合が高く、次いで「２回」が 20.0％、「３回」「４回以上」が 12.0％となっている。「市区町村（全体）」では、「１回」が 55.6％でもっとも割合が高く、次いで「２回」が 22.2％、「４回以上」が 11.1％となっている。

図表 31　開催回数（2019 年度）：⑦放課後児童コース／放課後児童クラブ：単数回答（Q3-2-7）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

⑧　開催回数（2019 年度）：社会的養護コース／乳児院･児童養護施設等

「都道府県」では、「１回」が 92.3％でもっとも割合が高くなっている。「市区町村（全体）」では、「１回」が 100％となっている。

図表 32　開催回数（2019 年度）：⑧社会的養護コース／乳児院･児童養護施設等：単数回答（Q3-2-8）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

７）申込者数に対する研修機会の提供量の過不足感

①　申込者数に対する研修機会の提供量の過不足感：地域保育コース／地域型保育

「都道府県」では、「十分である」が 50.0%でもっとも割合が高く、次いで「不足している」が 35.7%となっている。「市区町村（全体）」では、「十分である」が 59.3%でもっとも割合が高く、次いで「不足している」が 22.0%となっている。

図表 33　申込者数に対する研修機会の提供量の過不足感：①地域保育コース／地域型保育：単数回答（Q4-1-1）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

②　申込者数に対する研修機会の提供量の過不足感：地域保育コース／一時預かり事業域保育コース

「都道府県」では、「十分である」が 85.2%でもっとも割合が高く、次いで「どちらともいえない」「不足している」が 7.4%となっている。「市区町村（全体）」では、「十分である」が 76.9%、「どちらともいえない」が 23.1%となっている。

図表 34　申込者数に対する研修機会の提供量の過不足感：②地域保育コース／一時預かり事業域保育コース：単数回答（Q4-1-2）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

③　申込者数に対する研修機会の提供量の過不足感：地域保育コース／ファミリー・サポート・センター事業

「都道府県」では、「十分である」が 95.7%、「不足している」が 4.3%となっている。「市区町村(全体)」では、「十分である」が 51.6%でもっとも割合が高く、次いで「不足している」が 25.8%、「どちらともいえない」が 19.4%となっている。

図表 35　申込者数に対する研修機会の提供量の過不足感：③地域保育コース／ファミリー・サポート・センター事業：単数回答（Q4-1-3）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

④　申込者数に対する研修機会の提供量の過不足感：地域子育て支援コース／利用者支援事業・基本型

「都道府県」では、「十分である」が 87.9%でもっとも割合が高く、次いで「どちらともいえない」が 9.1%、「不足している」が 3.0%となっている。「市区町村（全体)」では、「十分である」が 72.7%、「どちらともいえない」が 27.3%となっている。

図表 36　申込者数に対する研修機会の提供量の過不足感：④地域子育て支援コース／利用者支援事業・基本型：単数回答（Q4-1-4）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

⑤　申込者数に対する研修機会の提供量の過不足感：地域子育て支援コース／利用者支援事業・特定型

「都道府県」では、「十分である」が 94.7%、「どちらともいえない」が 5.3%となっている。「市区町村（全体）」では、「十分である」が 100%となっている。

図表 37　申込者数に対する研修機会の提供量の過不足感：⑤地域子育て支援コース／利用者支援事業・特定型：単数回答（Q4-1-5）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

⑥　申込者数に対する研修機会の提供量の過不足感：地域子育て支援コース／地域子育て支援拠点事業

「都道府県」では、「十分である」が 77.8%でもっとも割合が高く、次いで「不足している」が 14.8%、「どちらともいえない」が 7.4%となっている。「市区町村（全体）」では、「十分である」が 75.0%でもっとも割合が高く、次いで「どちらともいえない」が 16.7%、「不足している」が 8.3%となっている。

図表 38　申込者数に対する研修機会の提供量の過不足感：⑥地域子育て支援コース／地域子育て支援拠点事業：単数回答（Q4-1-6）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

⑦　申込者数に対する研修機会の提供量の過不足感：放課後児童コース／放課後児童クラブ

「都道府県」では、「十分である」が 84.6%でもっとも割合が高く、次いで「どちらともいえない」「不足している」が 7.7%となっている。「市区町村（全体）」では、「十分である」が 88.9%、「不足している」が 11.1%となっている。

図表 39　申込者数に対する研修機会の提供量の過不足感：⑦放課後児童コース／放課後児童クラブ：単数回答（Q4-1-7）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

⑧　申込者数に対する研修機会の提供量の過不足感：社会的養護コース／乳児院・児童養護施設等

「都道府県」では、「十分である」が 58.3%でもっとも割合が高く、次いで「不足している」が 25.0%、「どちらともいえない」が 16.7%となっている。「市区町村（全体）」では、「十分である」が 100%となっている。

図表 40　申込者数に対する研修機会の提供量の過不足感：⑧社会的養護コース／乳児院・児童養護施設等：単数回答（Q4-1-8）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

８）計画する研修修了者数に対する研修機会の提供量の過不足感

①　計画する研修修了者数に対する研修機会の提供量の過不足感：地域保育コース／地域型保育

「都道府県」では、「十分である」が 54.8%でもっとも割合が高く、次いで「どちらともいえない」が 33.3%となっている。「市区町村（全体)」では、「十分である」が 57.6%でもっとも割合が高く、次いで「どちらともいえない」が 25.4%となっている。

図表 41　計画する研修修了者数に対する研修機会の提供量の過不足感：①地域保育コース／地域型保育：単数回答（Q4-2-1）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

②　計画する研修修了者数に対する研修機会の提供量の過不足感：地域保育コース／一時預かり事業域保育コース

「都道府県」では、「十分である」が 71.4%でもっとも割合が高く、次いで「どちらともいえない」が 21.4%となっている。「市区町村（全体)」では、「十分である」が 53.8%でもっとも割合が高く、次いで「どちらともいえない」が 23.1%となっている。

図表 42　計画する研修修了者数に対する研修機会の提供量の過不足感：②地域保育コース／一時預かり事業域保育コース：単数回答（Q4-2-2）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

③　計画する研修修了者数に対する研修機会の提供量の過不足感：地域保育コース／ファミリー・サポート・センター事業

「都道府県」では、「十分である」が 72.7%でもっとも割合が高く、次いで「どちらともいえない」が 22.7%、「不足している」が 4.5%となっている。「市区町村（全体）」では、「十分である」が 41.9%でもっとも割合が高く、次いで「不足している」が 29.0%、「どちらともいえない」が 16.1%となっている。

図表 43　計画する研修修了者数に対する研修機会の提供量の過不足感：③地域保育コース／ファミリー・サポート・センター事業：単数回答（Q4-2-3）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

④　計画する研修修了者数に対する研修機会の提供量の過不足感：地域子育て支援コース／利用者支援事業･基本型

「都道府県」では、「十分である」が 60.6%でもっとも割合が高く、次いで「どちらともいえない」が 36.4%、「不足している」が 3.0%となっている。「市区町村（全体）」では、「十分である」が 63.6%、「どちらともいえない」が 27.3%となっている。

図表 44　計画する研修修了者数に対する研修機会の提供量の過不足感：④地域子育て支援コース／利用者支援事業･基本型：単数回答（Q4-2-4）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

⑤　計画する研修修了者数に対する研修機会の提供量の過不足感：地域子育て支援コース／利用者支援事業･特定型

「都道府県」では、「十分である」が 70.0%、「どちらともいえない」が 30.0%となっている。「市区町村（全体）」では、「十分である」が 66.7%でもっとも割合が高くなっている。

図表 45　計画する研修修了者数に対する研修機会の提供量の過不足感：⑤地域子育て支援コース／利用者支援事業･特定型：単数回答（Q4-2-5）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

⑥　計画する研修修了者数に対する研修機会の提供量の過不足感：地域子育て支援コース／地域子育て支援拠点事業

「都道府県」では、「十分である」が 70.4%でもっとも割合が高く、次いで「どちらともいえない」が 25.9%、「不足している」が 3.7%となっている。「市区町村（全体）」では、「十分である」が 50.0%でもっとも割合が高く、次いで「不足している」が 25.0%、「どちらともいえない」が 16.7%となっている。

図表 46　計画する研修修了者数に対する研修機会の提供量の過不足感：⑥地域子育て支援コース／地域子育て支援拠点事業：単数回答（Q4-2-6）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

⑦　計画する研修修了者数に対する研修機会の提供量の過不足感：放課後児童コース／放課後児童クラブ

「都道府県」では、「十分である」が 69.2%でもっとも割合が高く、次いで「どちらともいえない」が 26.9%、「不足している」が 3.8%となっている。「市区町村（全体）」では、「十分である」が 44.4%、「不足している」が 33.3%となっている。

図表 47　計画する研修修了者数に対する研修機会の提供量の過不足感：⑦放課後児童コース／放課後児童クラブ：単数回答（Q4-2-7）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

⑧　計画する研修修了者数に対する研修機会の提供量の過不足感：社会的養護コース／乳児院・児童養護施設等

「都道府県」では、「十分である」が 83.3%、「どちらともいえない」が 16.7%となっている。「市区町村（全体）」では、「十分である」が 100%となっている。

図表 48　計画する研修修了者数に対する研修機会の提供量の過不足感：⑧社会的養護コース／乳児院・児童養護施設等：単数回答（Q4-2-8）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

９）今後の研修機会の増減見込み

①　今後の研修機会の増減見込み地域保育コース／地域型保育

「都道府県」では、「わからない」が 45.2%でもっとも割合が高く、次いで「増減なし」が 33.3%、「増やす」が 19.0%となっている。「市区町村（全体）」では、「わからない」が 40.7%でもっとも割合が高く、次いで「増減なし」が 37.3%、「増やす」が 11.9%となっている。

また、申込者数に対する研修機会の提供量の過不足感（Q4-1）への回答内容別にみると、提供量が「不足している」という自治体では、今後の提供量を「増やす」という割合は 28.6%となっている。

図表 49　今後の研修機会の増減見込み：①地域保育コース／地域型保育：単数回答（Q5-1）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

図表 50　（申込者数に対する研修機会の提供量の過不足感（Q4-1）別）今後の研修機会の増減見込み：①地域保育コース／地域型保育：単数回答（Q5-1）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

②　今後の研修機会の増減見込み地域保育コース／一時預かり事業域保育コース

「都道府県」では、「増減なし」が 59.3%でもっとも割合が高く、次いで「わからない」が 33.3%、「増やす」「減らす」が 3.7%となっている。「市区町村（全体）」では、「増減なし」が 64.3%でもっとも割合が高く、次いで「増やす」が 21.4%、「減らす」「わからない」が 7.1%となっている。

図表 51　今後の研修機会の増減見込み：②地域保育コース／一時預かり事業域保育コース：単数回答（Q5-2）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

③　今後の研修機会の増減見込み地域保育コース／ファミリー・サポート・センター事業

「都道府県」では、「増減なし」が 52.2%でもっとも割合が高く、次いで「わからない」が 30.4%、「増やす」「減らす」が 8.7%となっている。「市区町村（全体）」では、「増減なし」が 67.7%でもっとも割合が高く、次いで「わからない」が 22.6%、「増やす」「減らす」が 3.2%となっている。

図表 52　今後の研修機会の増減見込み：③地域保育コース／ファミリー・サポート・センター事業：単数回答（Q5-3）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

④　今後の研修機会の増減見込み地域子育て支援コース／利用者支援事業･基本型

「都道府県」では、「増減なし」が 54.5%でもっとも割合が高く、次いで「わからない」が 30.3%、「減らす」が 15.2%となっている。「市区町村（全体）」では、「増減なし」が 54.5%でもっとも割合が高く、次いで「わからない」が 36.4%、「減らす」が 9.1%となっている。

図表 53　今後の研修機会の増減見込み：④地域子育て支援コース／利用者支援事業･基本型：単数回答（Q5-4）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

⑤　今後の研修機会の増減見込み地域子育て支援コース／利用者支援事業･特定型

「都道府県」では、「増減なし」が 52.6%でもっとも割合が高く、次いで「わからない」が 36.8%、「増やす」「減らす」が 5.3%となっている。「市区町村（全体）」では、「増減なし」「減らす」「わからない」が 33.3%となっている。

図表 54　今後の研修機会の増減見込み：⑤地域子育て支援コース／利用者支援事業･特定型：単数回答（Q5-5）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

⑥　今後の研修機会の増減見込み：地域子育て支援コース／地域子育て支援拠点事業

「都道府県」では、「増減なし」が 55.6%でもっとも割合が高く、次いで「わからない」が 33.3%、「減らす」が 7.4%となっている。「市区町村（全体）」では、「増減なし」が 50.0%でもっとも割合が高く、次いで「わからない」が 41.7%、「減らす」が 8.3%となっている。

図表 55　今後の研修機会の増減見込み：⑥地域子育て支援コース／地域子育て支援拠点事業：単数回答（Q5-6）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

⑦　今後の研修機会の増減見込み：放課後児童コース／放課後児童クラブ

「都道府県」では、「増減なし」が 52.0%でもっとも割合が高く、次いで「わからない」が 32.0%、「減らす」が 12.0%となっている。「市区町村（全体）」では、「わからない」が 77.8%、「増減なし」が 22.2%となっている。

図表 56　今後の研修機会の増減見込み：⑦放課後児童コース／放課後児童クラブ：単数回答（Q5-7）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

⑧　今後の研修機会の増減見込み：社会的養護コース／乳児院･児童養護施設等

「都道府県」では、「増減なし」が 61.5%でもっとも割合が高く、次いで「わからない」が 30.8%、「増やす」が 7.7%となっている。「市区町村（全体）」では、「増減なし」が 100%となっている。

図表 57　今後の研修機会の増減見込み：⑧社会的養護コース／乳児院･児童養護施設等：単数回答（Q5-8）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

１０）　子育て支援員研修の運営についての課題

①　（自治体区分別）子育て支援員研修の運営についての課題

「都道府県」では、「見学実習先の確保やコーディネートが難しい」が 40.5%でもっとも割合が高く、次いで「研修開催場所の確保が難しい」「委託先の選定、確保が難しい」「受講者の受講内容の習得状況や習熟度の把握が難しい」が 26.2%、「受講者が参加しやすい日程や会場で実施することが難しい」「研修実施に関わる運営費の負担が大きい、予算の確保が難しい」が 23.8%となっている。

「市区町村」では、「受講者を募集しても参加者が少ない」が 37.1%でもっとも割合が高く、次いで「受講者の受講内容の習得状況や習熟度の把握が難しい」が 31.5%、「受講者が参加しやすい日程や会場で実施することが難しい」が 27.0%となっている。

図表 58　子育て支援員研修の運営についての課題（自治体区分別）：複数回答（Q6-1）

②　（市区町村人口規模別）子育て支援員研修の運営についての課題

「人口 10 万人以上」では、「受講者の受講内容の習得状況や習熟度の把握が難しい」が 37.2%でもっとも割合が高く、次いで「見学実習先の確保やコーディネートが難しい」が 32.6%、「受講者を募集しても参加者が少ない」が 25.6%となっている。

「人口 10 万人未満」では、「受講者を募集しても参加者が少ない」が 47.8%でもっとも割合が高く、次いで「受講者が参加しやすい日程や会場で実施することが難しい」が 32.6%、「受講者の受講内容の習得状況や習熟度の把握が難しい」が 26.1%となっている。

図表 59　子育て支援員研修の運営についての課題（市区町村人口規模別）：複数回答（Q6-1）

１１）　子育て支援員研修の運営に関する課題のうち、研修開催に支障をきたすほど重要な課題

①　（自治体区分別）研修開催に支障をきたすほど重要な課題

「都道府県」では、「特にない」が 28.6%でもっとも割合が高く、次いで「研修実施に関わる運営費の負担が大きい、予算の確保が難しい」が 7.1%、「見学実習先の確保やコーディネートが難しい」「講師の選定、確保が難しい」が 4.8%となっている。

「市区町村」では、「特にない」が 33.7%でもっとも割合が高く、次いで「受講者を募集しても参加者が少ない」が 13.5%、「研修実施に関わる運営費の負担が大きい、予算の確保が難しい」が 7.9%となっている。

図表 60　子育て支援員研修の運営に関する課題のうち、研修開催に支障をきたすほど重要な課題（自治体区分別）：複数回答（Q6-2）

② （市区町村人口規模別）研修開催に支障をきたすほど重要な課題

「人口 10 万人以上」では、「特にない」が 39.5%でもっとも割合が高く、次いで「研修実施に関わる運営費の負担が大きい、予算の確保が難しい」が 14.0%、「受講者を募集しても参加者が少ない」が 11.6%となっている。

「人口 10 万人未満」では、「特にない」が 28.3%でもっとも割合が高く、次いで「受講者を募集しても参加者が少ない」が 15.2%、「受講者が参加しやすい日程や会場で実施することが難しい」が 4.3%となっている。

図表 61　子育て支援員研修の運営に関する課題のうち、研修開催に支障をきたすほど重要な課題（市区町村人口規模別）：複数回答（Q6-2）

１２）　子育て支援員研修の受講機会の提供についての課題

①　（自治体区分別）子育て支援員研修の受講機会の提供についての課題

「都道府県」では、「予定が合わないために受講できない人がいる」が 40.5%でもっとも割合が高く、次いで「受講対象者数や希望者数に対して、総定員枠が少ない」「遠方等に居住しているために受講できない人がいる」が 23.8%、「特にない」が 21.4%となっている。

「市区町村」では、「予定が合わないために受講できない人がいる」が 48.3%でもっとも割合が高く、次いで「特にない」が 29.2%、「受講対象者数や希望者数に対して、総定員枠が少ない」が 12.4%となっている。

図表 62　子育て支援員研修の受講機会の提供についての課題（自治体区分別）：複数回答（Q7-1）

②　（市区町村人口規模別）子育て支援員研修の受講機会の提供についての課題

「人口 10 万人以上」では、「予定が合わないために受講できない人がいる」が 41.9%でもっとも割合が高く、次いで「特にない」が 32.6%、「受講対象者数や希望者数に対して、総定員枠が少ない」が 16.3%となっている。

「人口 10 万人未満」では、「予定が合わないために受講できない人がいる」が 59.5%でもっとも割合が高く、次いで「特にない」が 28.6%、「受講対象者数や希望者数に対して、総定員枠が少ない」が 9.5%となっている。

図表 63　子育て支援員研修の受講機会の提供についての課題：複数回答（Q7-1）

（３）　子育て支援員研修における修了要件の設定や習熟度の把握について

１）設定している修了要件

①　設定している修了要件：地域保育コース／地域型保育

「都道府県」では、「出席状況」が 97.6%でもっとも割合が高く、次いで「レポート」が 57.1%、「アンケート」が 35.7%となっている。「市区町村」では、「出席状況」が 98.3%でもっとも割合が高く、次いで「レポート」が 67.8%、「アンケート」が 47.5%となっている。

図表 64　設定している修了要件：①地域保育コース／地域型保育：複数回答（Q8-1）

②　設定している修了要件：地域保育コース／一時預かり事業域保育コース

「都道府県」では、「出席状況」が 96.3%でもっとも割合が高く、次いで「レポート」が 51.9%、「アンケート」が 33.3%となっている。「市区町村」では、「出席状況」が 100%、次いで「レポート」が 61.5%となっている。

図表 65　設定している修了要件：②地域保育コース／一時預かり事業域保育コース：複数回答（Q8-2）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

③　設定している修了要件：地域保育コース／ファミリー・サポート・センター事業

「都道府県」では、「出席状況」が 95.7%でもっとも割合が高く、次いで「レポート」が 43.5%、「アンケート」が 30.4%となっている。「市区町村」では、「出席状況」が 96.8%でもっとも割合が高く、次いで「アンケート」が 29.0%、「レポート」が 22.6%となっている。

図表 66　設定している修了要件：③地域保育コース／ファミリー・サポート・センター事業：複数回答（Q8-3）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

④　設定している修了要件：地域子育て支援コース／利用者支援事業･基本型

「都道府県」では、「出席状況」が 97.0%でもっとも割合が高く、次いで「レポート」が 57.6%、「アンケート」が 36.4%となっている。「市区町村」では、「出席状況」が 81.8%でもっとも割合が高く、次いで「レポート」が 45.5%、「その他」「特に要件はない」が 18.2%となっている。

図表 67　設定している修了要件：④地域子育て支援コース／利用者支援事業･基本型：複数回答（Q8-4）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

⑤　設定している修了要件：地域子育て支援コース／利用者支援事業･特定型

「都道府県」では、「出席状況」が 94.7%でもっとも割合が高く、次いで「アンケート」「レポート」が 26.3%となっている。「市区町村」では、「出席状況」「レポート」が 100%となっている。

図表 68　設定している修了要件：⑤地域子育て支援コース／利用者支援事業･特定型：複数回答（Q8-5）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

⑥　設定している修了要件：地域子育て支援コース／地域子育て支援拠点事業

「都道府県」では、「出席状況」が 96.3%でもっとも割合が高く、次いで「レポート」が 44.4%、「アンケート」が 33.3%となっている。「市区町村」では、「出席状況」が 100%、「レポート」が 58.3%となっている。

図表 69　設定している修了要件：⑥地域子育て支援コース／地域子育て支援拠点事業：複数回答（Q8-6）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

⑦　設定している修了要件：放課後児童コース／放課後児童クラブ

「都道府県」では、「出席状況」が 96.0%でもっとも割合が高く、次いで「レポート」が 40.0%、「アンケート」が 32.0%となっている。「市区町村」では、「出席状況」が 100%、「レポート」が 55.6%となっている。

図表 70　設定している修了要件：⑦放課後児童コース／放課後児童クラブ：複数回答（Q8-7）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

⑧　設定している修了要件：社会的養護コース／乳児院･児童養護施設等

「都道府県」では、「出席状況」が 100%、「レポート」が 53.8%となっている。「市区町村」では、「出席状況」「レポート」が 100%となっている。

図表 71　設定している修了要件：⑧社会的養護コース／乳児院･児童養護施設等：複数回答（Q8-8）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

２）修了要件を設定している場合の、修了を認める基準の有無

①　修了を認める基準の有無：地域保育コース／地域型保育

「都道府県」では、「出席状況」が 68.3%でもっとも割合が高く、次いで「基準を設定しているものはない」が 29.3%、「レポート」が 26.8%となっている。「市区町村」では、「出席状況」が 86.2%でもっとも割合が高く、次いで「レポート」が 29.3%、「アンケート」が 19.0%となっている。

図表 72　修了要件を設定している場合の、修了を認める基準の有無：①地域保育コース／地域型保育：複数回答（Q9-1-1）

②　修了を認める基準の有無：地域保育コース／一時預かり事業域保育コース

「都道府県」では、「出席状況」が 80.8%でもっとも割合が高く、次いで「レポート」が 30.8%、「アンケート」が 19.2%となっている。「市区町村」では、「出席状況」が 92.3%でもっとも割合が高く、次いで「レポート」が 23.1%となっている。

図表 73　修了要件を設定している場合の、修了を認める基準の有無の有無：②地域保育コース／一時預かり事業域保育コース：複数回答（Q9-1-2）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

③　修了を認める基準の有無：地域保育コース／ファミリー・サポート・センター事業

「都道府県」では、「出席状況」が 77.3%でもっとも割合が高く、次いで「基準を設定しているものはない」が 22.7%、「レポート」が 18.2%となっている。「市区町村」では、「出席状況」が 89.7%でもっとも割合が高く、次いで「レポート」が 10.3%、「アンケート」「基準を設定しているものはない」が 6.9%となっている。

図表 74　修了要件を設定している場合の、修了を認める基準の有無：③地域保育コース／ファミリー・サポート・センター事業：複数回答（Q9-1-3）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

④　修了を認める基準の有無：地域子育て支援コース／利用者支援事業･基本型

「都道府県」では、「出席状況」が 71.9%でもっとも割合が高く、次いで「レポート」「基準を設定しているものはない」が 25.0%、「アンケート」が 12.5%となっている。「市区町村」では、「出席状況」が 77.8%、「レポート」「基準を設定しているものはない」が 22.2%となっている。

図表 75　修了要件を設定している場合の、修了を認める基準の有無：④地域子育て支援コース／利用者支援事業･基本型：複数回答（Q9-1-4）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

⑤　修了を認める基準の有無：地域子育て支援コース／利用者支援事業･特定型

「都道府県」では、「出席状況」が 88.9%でもっとも割合が高く、次いで「アンケート」「レポート」が 16.7%、「基準を設定しているものはない」が 11.1%となっている。「市区町村」では、「出席状況」が 100%となっている。

図表 76　修了要件を設定している場合の、修了を認める基準の有無：⑤地域子育て支援コース／利用者支援事業･特定型：複数回答（Q9-1-5）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

⑥　修了を認める基準の有無：地域子育て支援コース／地域子育て支援拠点事業

「都道府県」では、「出席状況」が 73.1%でもっとも割合が高く、次いで「基準を設定しているものはない」が 23.1%、「レポート」が 19.2%となっている。「市区町村」では、「出席状況」が 91.7%でもっとも割合が高く、次いで「レポート」が 33.3%、「アンケート」「その他」「基準を設定しているものはない」が 8.3%となっている。

図表 77　修了要件を設定している場合の、修了を認める基準の有無：⑥地域子育て支援コース／地域子育て支援拠点事業：複数回答（Q9-1-6）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

⑦　修了を認める基準の有無：放課後児童コース／放課後児童クラブ

「都道府県」では、「出席状況」が 70.8%でもっとも割合が高く、次いで「基準を設定しているものはない」が 25.0%、「レポート」が 20.8%となっている。「市区町村」では、「出席状況」が 66.7%でもっとも割合が高く、次いで「レポート」が 33.3%、「アンケート」「基準を設定しているものはない」が 11.1%となっている。

図表 78　修了要件を設定している場合の、修了を認める基準の有無：⑦放課後児童コース／放課後児童クラブ：複数回答（Q9-1-7）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

⑧　修了を認める基準の有無：社会的養護コース／乳児院･児童養護施設等

「都道府県」では、「出席状況」が 92.3%でもっとも割合が高く、次いで「レポート」が 23.1%、「アンケート」が 15.4%となっている。「市区町村」では、「出席状況」が 100%となっている。

図表 79　修了要件を設定している場合の、修了を認める基準の有無：⑧社会的養護コース／乳児院･児童養護施設等：複数回答（Q9-1-8）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

３）修了要件のほかに、学習内容の習熟度を測るために実施していることの有無

「都道府県」では、「特にない」が 66.7%、「実施していることがある」が 21.4%となっている。「市区町村（全体)」では、「特にない」が 71.9%、「実施していることがある」が 14.6%となっている。

「人口 10 万人以上」では、「特にない」が 74.4%、「実施していることがある」が 18.6%となっている。「人口 10 万人未満」では、「特にない」が 69.6%、「実施していることがある」が 10.9%となっている。

図表 80　修了要件のほかに、学習内容の習熟度を測るために実施していることの有無：単数回答（Q10）

「実施していることがある」場合の自由記述の内容

- フォローアップ研修（救命救急）を行っている。
- フォローアップ研修（年内、終了後３ヵ月以内）
- フォローアップ研修、現任研修
- フォローアップ研修、確認研修を実施している。
- アクティブラーニング等
- 任意でＮＰＯ法人が実施している「地域子育て支援上二種」の資格を受検できる。
- これまでの修了者を対象にしたフォローアップ研修によるスキルアップを実施している。また、その際に子育て支援員同士で課題について話し合う機会を設けている。
- 前年度以前の修了者も希望があれば、無料で何度でも受講できる学びの機会がある。又、講座開催のおり、全会員にも案内を出している。
- 見学実習２回と託児実習２回を必須にしている。
- 全コースの受講者に対するアンケート調査の実施による。
- 実施コースすべてにおいて、受講１日ごとの修了確認テストを実施。
- 研修中の各科目ごとに理解度や学んだこと等を記載してもらっている。（レポート形式）
- 基本研修終了後と専門研修終了後にそれぞれ確認テストを実施している。
- 座学の研修時、毎日最後に復習テストを行っている。
- 令和元年度はアンケート（講義の振返り）を毎回提出させ、講師が内容を確認し、習熟度を把握している

（４）　　子育て支援員研修修了者を職場へ結びつける方策について

１）受講者のうち、申込時に受講コースの事業に従事していない人の割合

①　申込時に受講コースの事業に従事していない人の割合：地域保育コース／地域型保育

「都道府県」では、「20%～40%未満」「わからない」が 19.0%でもっとも割合が高く、次いで「40%～60%未満」が 16.7%となっている。「市区町村（全体）」では、「40%～60%未満」が 18.6%でもっとも割合が高く、次いで「ほとんどいない」「60%～80%未満」が 16.9%となっている。

図表 81　受講者のうち、申込時に受講者のうち、申込時に受講コースの事業に従事していない人の割合：①地域保育コース／地域型保育：単数回答（Q12-1）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

② 申込時に受講コースの事業に従事していない人の割合：地域保育コース／一時預かり事業域保育コース

「都道府県」では、「20%～40%未満」が 33.3%でもっとも割合が高く、次いで「40%～60%未満」が 22.2%となっている。「市区町村（全体）」では、「40%～60%未満」「60%～80%未満」が 23.1%でもっとも割合が高く、次いで「20%未満」「20%～40%未満」「ほとんどいない」が 15.4%となっている。

図表 82　受講者のうち、申込時に受講コースの事業に従事していない人の割合：②地域保育コース／一時預かり事業域保育コース：単数回答（Q12-2）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

③ 申込時に受講コースの事業に従事していない人の割合：地域保育コース／ファミリー・サポート・センター事業

「都道府県」では、「わからない」が 26.1%でもっとも割合が高く、次いで「20%～40%未満」が 21.7%となっている。「市区町村（全体）」では、「申込時の就業状況を把握していない」が 22.6%でもっとも割合が高く、次いで「ほとんどいない」が 19.4%となっている。

図表 83　受講者のうち、申込時に受講コースの事業に従事していない人の割合：③地域保育コース／ファミリー・サポート・センター事業：単数回答（Q12-3）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

④　申込時に受講コースの事業に従事していない人の割合：地域子育て支援コース／利用者支援事業･基本型

「都道府県」では、「ほとんどいない」が 33.3%でもっとも割合が高く、次いで「わからない」が 21.2%となっている。「市区町村（全体）」では、「ほとんどいない」が 100%となっている。

図表 84　受講者のうち、申込時に受講コースの事業に従事していない人の割合：④地域子育て支援コース／利用者支援事業･基本型：単数回答（Q12-4）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

⑤　申込時に受講コースの事業に従事していない人の割合：地域子育て支援コース／利用者支援事業･特定型

「都道府県」では、「20%～40%未満」「60%～80%未満」「わからない」が 21.1%でもっとも割合が高く、次いで「ほとんどいない」が 15.8%となっている。「市区町村（全体）」では、「ほとんどいない」が 100%となっている。

図表 85　受講者のうち、申込時に受講コースの事業に従事していない人の割合：⑤地域子育て支援コース／利用者支援事業･特定型：単数回答（Q12-5）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

⑥　申込時に受講コースの事業に従事していない人の割合：地域子育て支援コース／地域子育て支援拠点事業

「都道府県」では、「わからない」が 25.9%でもっとも割合が高く、次いで「20%～40%未満」が 22.2%となっている。「市区町村（全体)」では、「ほとんどいない」が 33.3%でもっとも割合が高く、次いで「60%～80%未満」が 25.0%となっている。

図表 86　受講者のうち、申込時に受講コースの事業に従事していない人の割合：⑥地域子育て支援コース／地域子育て支援拠点事業：単数回答（Q12-6）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

⑦　申込時に受講コースの事業に従事していない人の割合：放課後児童コース／放課後児童クラブ

「都道府県」では、「20%～40%未満」が 24.0%でもっとも割合が高く、次いで「40%～60%未満」が 20.0%となっている。「市区町村（全体)」では、「20%未満」が 33.3%でもっとも割合が高く、次いで「ほとんどいない」が 22.2%となっている。

図表 87　受講者のうち、申込時に受講コースの事業に従事していない人の割合：⑦放課後児童コース／放課後児童クラブ：単数回答（Q12-7）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

⑧　申込時に受講コースの事業に従事していない人の割合：社会的養護コース／乳児院･児童養護施設等

「都道府県」では、「わからない」が 38.5％でもっとも割合が高く、次いで「20%～40%未満」「40%～60%未満」「80%～100%程度」が 15.4％となっている。「市区町村（全体）」では、「20%未満」が 100％となっている。

図表 88　受講者のうち、申込時に受講コースの事業に従事していない人の割合：⑧社会的養護コース／乳児院･児童養護施設等：単数回答（Q12-8）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

２）子育て支援の現場に従事する意向や就労に関する希望内容の確認の有無

「都道府県」では、「特に確認していない」が 54.8%でもっとも割合が高く、次いで「子育て支援現場に従事する意向のみ確認している」が 28.6%となっている。「市区町村（全体)」では、「子育て支援現場に従事する意向のみ確認している」が 40.4%でもっとも割合が高く、次いで「特に確認していない」が 34.8%となっている。

図表 89　子育て支援の現場に従事する意向や就労に関する希望内容の確認の有無：単数回答（Q13）

「その他」の自由記述

- 保育施設等の従事者を主な受講対象としており、約９割程度が施設従事者だった。
- 受講対象を本市の認可する保育園・認定こども園・地域型保育事業所で就労する保育補助者としている。
- これから研修を実施するため、まだわからない。
- 現在の就業状況を確認している（就業している・していない・就業予定)。
- 就労案内をしている。(希望者のみ)
- 保育補助として従事または従事予定の方を保育施設から推薦していただく形で実施している。
- 市町村保育担当課で申込受付としており、県では確認していない。
- 定員に達した場合は、現に従事している人や従事することが決まっている人を優先するため、その部分について確認している。
- 希望する地域
- 子育て支援現場で従事する意向があることを前提に申込みしてもらっている。

３）研修修了後の就業状況や活動状況の把握の有無

「都道府県」では、「把握していない」が 78.6%、「把握している」が 19.0%となっている。「市区町村（全体)」では、「把握していない」が 59.6%、「把握している」が 34.8%となっている。

図表 90　研修修了後の就業状況や活動状況の把握の有無：単数回答（Q14）

具体的な確認方法等に関する自由記述

- 委託先事業者が直接、受講者に追跡調査を行う。
- 次年度以降も就労希望の有無
- どこの園にも所属していない方はファミリー･サポート･センターへの登録を義務づけた。
- 保育士人材バンクへの登録による管理。
- ファミリーサポートセンターの援助会員登録
- 電話にて確認。
- 活動記録の提出。
- 施設及び受講者に電話で確認
- 講座終了後は、全会員に子育て支援センターでの支援講座の託児依頼をしているので活動していない会員はなし。
- ファミリーサポート事業についての記録を提出してもらうことになっている。
- 地域型保育：保育補助者雇上強化事業補助金申請該当園のみ、申請時に把握。ファミサポ：子育て支援センターで提供会員として登録することで把握。
- 受講者に就職状況報告書の提出を求めている。
- アンケートを実施している。
- 研修最終日に調査票を受講者に配布し、子育て支援の現場で就職された方、現場に関わっている方に任意で記入してもらったり、就業が決まり次第提出してもらっている。
- 修了者に対するアンケート調査の実施による。
- 子育て支援現場において、「保育、子育てコンシェルジュ」として位置づけ、子育て中の保護者の育児不安の相談の事業に配属。
- 例年、２月頃の研修実施となっており、各施設で働く予定の方が研修に参加しており、後日、職員名簿等で確認している。
- 受講修了者は会員登録している。

- 受講者に対し次年度に限りフォローアップ調査を実施している。（就労状況、勤務形態等）
- 市町村へ照会
- 職員配置特例として勤務する場合は、届出書の提出。子ども・子育て支援教育、保育給付費等請求時に添付する職員体制表への記載。
- ２年に１度、修了者に対してアンケート調査を実施している。
- ファミリー・サポート・センター事業において、提供会員（保育従事者）は依頼会員から子どもを預かった際に活動報告書を記入して事務局へ提出してもらっているので、活動状況については把握している。
- 会員からの活動報告書や個別の聞きとりより。活動を紹介し、修了者から報告を受けている。
- 提供会員申込み書、活動報告書の確認。
- 受講修了者（過年度含む）に対し、毎年アンケート調査を実施している。（これは委託ではなく、市独自に実施）
- 研修終了後の３月頃にアンケート調査を実施し、就労状況の変化等について確認している。
- 各自治体のファミリー・サポート・センターに修了者の名簿を送付し、声かけを依頼。その後登録につながったか確認している。
- 市内の施設に就業したケースについては、施設より報告有。
- 研修修了後、活動状況報告書の提出を依頼。
- 現任研修の募集の際に就労状況を確認するアンケートを実施している。
- 特別に確認を取っているわけではないが、市内の子育て支援施設であれば、把握が可能。ただし、市外の施設に勤務したり、違う仕事をしている場合は把握は困難。
- 研修修了後に調査票を郵送し就職状況の確認を行っている。
- 既に保育や教育施設に従事している者が受講者だったため。未就業者が受講した場合の把握方法については、今後の課題と思われる。
- すでに現課で就労している。
- 電話等を用いて、アンケート調査を実施している。
- 受講者の名簿
- 雇用契約の写しの提出、活動報告書の提出をお願いしている。
- 子育て支援員研修受講時に既に子育て支援現場に従事している方が多い

４）子育て支援員としての就労や活動に繋げるための支援や情報提供等の実施状況

①　（自治体区分別）子育て支援員としての就労や活動に繋げるための支援や情報提供等の実施状況

「都道府県」では、「特にない」が 38.1％でもっとも割合が高く、次いで「その他」が 26.2％、「福祉人材センター等を紹介している」が 19.0％となっている。「市区町村」では、「特にない」が 42.7％でもっとも割合が高く、次いで「保育所等の情報を提供している」が 22.5％、「その他」が 14.6％となっている。

図表 91　子育て支援員としての就労や活動に繋げるための支援や情報提供等の実施状況：複数回答（Q15）

②　（市区町村人口規模別）子育て支援員としての就労や活動に繋げるための支援や情報提供等の実施状況

「人口 10 万人以上」では、「特にない」が 44.2%でもっとも割合が高く、次いで「保育所等の情報を提供している」が 18.6%、「その他」が 14.0%となっている。「人口 10 万人未満」では、「特にない」が 41.3%でもっとも割合が高く、次いで「保育所等の情報を提供している」が 26.1%、「その他」が 15.2%となっている。

図表 92　子育て支援員としての就労や活動に繋げるための支援や情報提供等の実施状況：複数回答（Q15）

５）子育て支援員研修における受講修了後に関する課題

①　（自治体区分別）子育て支援員研修における受講修了後に関する課題

「都道府県」では、「研修後の状況を確認していない」が 59.5%でもっとも割合が高く、次いで「研修での学びが活かされているか分からない」が 40.5%、「希望する職場が見つからない」が 21.4%となっている。「市区町村」では、「特にない」が 37.1%でもっとも割合が高く、次いで「研修での学びが活かされているか分からない」が 29.2%、「研修後の状況を確認していない」が 27.0%となっている。

図表 93　子育て支援員研修における受講修了後に関する課題：複数回答（Q16）

②　（市区町村人口規模別）子育て支援員研修における受講修了後に関する課題

「人口 10 万人以上」では、「研修後の状況を確認していない」「研修での学びが活かされているか分からない」が 37.2%でもっとも割合が高く、次いで「特にない」が 30.2%、「就労や活動に繋がっていない」「希望する職場が見つからない」が 16.3%となっている。「人口 10 万人未満」では、「特にない」が 43.5%でもっとも割合が高く、次いで「研修での学びが活かされているか分からない」が 21.7%、「研修後の状況を確認していない」が 17.4%となっている。

図表 94　子育て支援員研修における受講修了後に関する課題：複数回答（Q16）

（５）　子育て支援員研修を実施していない理由や今後の実施意向など

１）開催主体となって子育て支援員研修を実施していない理由

①　（自治体区分別）子育て支援員研修を実施していない理由

「都道府県」では、「その他」が 100%となっている。

「市区町村」では、「都道府県で開催している研修に参加してもらっているため」が 75.4%でもっとも割合が高く、次いで「他の業務が繁忙で、職員に研修を担当する余裕がないため」が 26.4%、「研修開催のための予算が十分に確保できないため」が 25.5%となっている。

図表 95　開催主体となって子育て支援員研修を実施していない理由：複数回答（Q17）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

②　（市区町村人口規模別）子育て支援員研修を実施していない理由

「人口 10 万人以上」では、「都道府県で開催している研修に参加してもらっているため」が 84.7%でもっとも割合が高く、次いで「他の業務が繁忙で、職員に研修を担当する余裕がないため」が 22.7%、「研修開催のための予算が十分に確保できないため」が 20.9%となっている。

「人口 10 万人未満」では、「都道府県で開催している研修に参加してもらっているため」が 73.2%でもっとも割合が高く、次いで「他の業務が繁忙で、職員に研修を担当する余裕がないため」が 27.4%、「研修開催のための予算が十分に確保できないため」が 26.7%となっている。

図表 96　開催主体となって子育て支援員研修を実施していない理由：複数回答（Q17）

「その他」の自由記述（都道府県の回答）

- 放課後児童支援員等質向上研修の中で補助員向けの研修も行っているため。
- 市町村で開催している研修に参加してもらっているため。

２）今後、開催主体となって子育て支援員研修を実施する意向

①　今後、開催主体となって子育て支援員研修を実施する意向の有無

「都道府県」では、「実施意向なし」が 100%となっている。「市区町村（全体)」では、「実施意向なし」が 83.1%でもっとも割合が高く、次いで「わからない」が 13.1%、「実施意向あり」が 3.1%となっている。

図表 97　今後、開催主体となって子育て支援を実施する意向の有無：単数回答（Q18）

②　今後、開催主体となって実施する意向のあるコース

今後、開催主体となって子育て支援員研修を実施する意向のある市区町村について、実施する意向のあるコースをみると、「具体的なコースは決めていないが､子育て支援員研修の実施意向がある」が 35.7%でもっとも割合が高く、次いで「①地域保育コース／地域型保育」が 32.1%、「③地域保育コース／ファミリー・サポート・センター事業」が 25.0%となっている。

図表 98　今後、開催主体となって子育て支援を実施する意向のあるコース：複数回答（Q18）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

③　（今後の実施意向の有無別）開催主体となって子育て支援員研修を実施していない理由

市区町村について、今後の実施意向の有無別（Q18）に現在、子育て支援員研修を実施していない理由をみた。

「実施意向あり」では、「都道府県で開催している研修に参加してもらっているため」が 60.7%でもっとも割合が高く、次いで「研修の講師を探したり、確保することが難しいため」「他の業務が繁忙で、職員に研修を担当する余裕がないため」が 32.1%、「研修開催のための予算が十分に確保できないため」が 25.0%となっている。

「実施意向なし」では、「都道府県で開催している研修に参加してもらっているため」が 78.3%でもっとも割合が高く、次いで「他の業務が繁忙で、職員に研修を担当する余裕がないため」が 26.5%、「研修開催のための予算が十分に確保できないため」が 26.3%となっている。

図表 99　③　（今後の実施意向の有無別）開催主体となって子育て支援員研修を実施していない理由：複数回答（Q17）

④　（市区町村人口規模別）今後の実施指向がない市区町村における、開催主体となって子育て支援員研修を実施していない理由

市区町村について、人口規模別に子育て支援員研修を実施していない理由をみた。

「人口 10 万人以上」では、「都道府県で開催している研修に参加してもらっているため」が 86.1%でもっとも割合が高く、次いで「他の業務が繁忙で、職員に研修を担当する余裕がないため」が 21.9%、「研修開催のための予算が十分に確保できないため」が 21.2%となっている。

「人口 1 万人未満」では、「都道府県で開催している研修に参加してもらっているため」が 65.1%でもっとも割合が高く、次いで「研修開催のための予算が十分に確保できないため」が 29.5%、「受講希望者や受講対象となる人が少ないため」が 28.9%となっている。

図表 100　開催主体となって子育て支援員研修を実施していない理由：複数回答（Q17）

３）都道府県が主催する子育て支援員研修に関する課題（市区町村のみ回答）

①　（市区町村人口規模別）都道府県が主催する子育て支援員研修に関する課題

「市区町村（全体）」では、「特にない」が 32.2%でもっとも割合が高く、次いで「研修会場が、自市区町村の受講者希望者にとって遠方であるなど、参加しにくい」が 27.7%、「都道府県が開催する研修の日程が限られていて、参加しにくい」が 27.1%となっている。

「人口 10 万人以上」では、「都道府県が開催する研修の日程が限られていて、参加しにくい」が 31.9%でもっとも割合が高く、次いで「自市区町村内からどの程度の受講希望者、受講者、受講修了者がいるのか把握できていない」「特にない」が 30.1%、「研修会場が、自市区町村の受講者希望者にとって遠方であるなど、参加しにくい」が 15.3%となっている。

「人口１万人未満」では、「特にない」が 36.6%でもっとも割合が高く、次いで「研修会場が、自市区町村の受講者希望者にとって遠方であるなど、参加しにくい」が 32.7%、「都道府県が開催する研修の日程が限られていて、参加しにくい」が 23.4%となっている。

図表 101　（市区町村人口規模別）都道府県が主催する子育て支援員研修に関する課題（市区町村のみ回答）：複数回答（Q19）

②　（今後の実施意向別）都道府県が主催する子育て支援員研修に関する課題

今後の実施意向別に、都道府県が主催する子育て支援員研修に関する課題をみると、「実施意向あり」の自治体では、「研修会場が、自市区町村の受講希望者」にとって遠方であるなど、参加しにくい」が 57.1%でもっとも割合が高く、次いで「都道府県が開催する研修の日程が限られていて、参加しにくい」「自市区町村内からどの程度の受講希望者、受講者、受講修了者がいるのか把握できていない」が 28.6%となっている。

図表 102　（今後の実施意向別）都道府県が主催する子育て支援員研修に関する課題（市区町村のみ回答）：複数回答（Q19）

（６）　子育て支援員研修に関する市区町村との連携について【市区町村の回答】

１）都道府県が開催している子育て支援員研修の実施状況【市区町村の回答】

「人口 10 万人以上」では、「都道府県が単独で実施している」が 79.1％でもっとも割合が高く、次いで「都道府県と自市区町村を含む市区町村が共同事業として実施している」が 6.8％、「わからない」が 5.0％となっている。

「人口１万人未満」では、「都道府県が単独で実施している」が 65.7％でもっとも割合が高く、次いで「わからない」が 26.4％、「その他」が 2.8％となっている。

図表 103　【市区町村の回答】都道府県が開催している子育て支援員研修の実施状況：単数回答（Q20）

２）都道府県が主催する子育て支援員研修に関する役割分担【市区町村の回答】

① 子育て支援員研修に関する役割分担：事業委託先の確保

「市区町村（全体）」では、「都道府県」が 82.2%でもっとも割合が高く、次いで「わからない」が 13.5%、「どちらも実施」が 0.5%となっている。

図表 104 【市区町村の回答】都道府県が主催する子育て支援員研修に関する役割分担：事業委託先の確保：単数回答（Q21-1）

② 子育て支援員研修に関する役割分担：予算の確保･経費負担

「市区町村（全体）」では、「都道府県」が 76.5%でもっとも割合が高く、次いで「わからない」が 13.7%、「どちらも実施」が 4.7%となっている。

図表 105 【市区町村の回答】都道府県が主催する子育て支援員研修に関する役割分担：予算の確保･経費負担：単数回答（Q21-2）

③　子育て支援員研修に関する役割分担：講師の確保

「市区町村（全体）」では、「都道府県」が 81.1%でもっとも割合が高く、次いで「わからない」が 14.7%、「どちらも実施」が 0.4%となっている。

図表 106　【市区町村の回答】都道府県が主催する子育て支援員研修に関する役割分担：講師の確保：単数回答（Q21-3）

④　子育て支援員研修に関する役割分担：集合研修の会場の確保

「市区町村（全体）」では、「都道府県」が 79.1%でもっとも割合が高く、次いで「わからない」が 15.4%、「どちらも実施」が 1.4%となっている。

図表 107　【市区町村の回答】都道府県が主催する子育て支援員研修に関する役割分担：集合研修の会場の確保：単数回答（Q21-4）

⑤　子育て支援員研修に関する役割分担：実習先の確保

「市区町村（全体）」では、「都道府県」が 61.2%でもっとも割合が高く、次いで「わからない」が 17.0%、「自市区町村」が 12.0%となっている。

図表 108　【市区町村の回答】都道府県が主催する子育て支援員研修に関する役割分担：実習先の確保：単数回答（Q21-5）

⑥　子育て支援員研修に関する役割分担：受講申込の受付

「市区町村（全体）」では、「都道府県」が 65.0%でもっとも割合が高く、次いで「わからない」が 13.7%、「自市区町村」が 10.3%となっている。

図表 109　【市区町村の回答】都道府県が主催する子育て支援員研修に関する役割分担：受講申込の受付：単数回答（Q21-6）

⑦　子育て支援員研修に関する役割分担：修了評価

「市区町村（全体）」では、「都道府県」が 74.1%でもっとも割合が高く、次いで「わからない」が 20.5%、「自市区町村」が 1.1%となっている。

図表 110　【市区町村の回答】都道府県が主催する子育て支援員研修に関する役割分担：修了評価：単数回答（Q21-7）

⑧　子育て支援員研修に関する役割分担：修了者の就労支援

「市区町村（全体）」では、「都道府県」が 46.5%でもっとも割合が高く、次いで「わからない」が 42.7%、「自市区町村」が 3.4%となっている。

図表 111　【市区町村の回答】都道府県が主催する子育て支援員研修に関する役割分担：修了者の就労支援：単数回答（Q21-8）

３）他市区町村と連携した子育て支援員研修の実施有無

「市区町村（全体)」では、「行ったことはない」が 94.1%、「行ったことがある」が 1.7%となっている。

図表 112　【市区町村のみ】他市区町村と連携した子育て支援員研修の実施有無：単数回答（Q22-1）

４）他市区町村と連携した子育て支援員研修の実施方法のうち、実施意向のあるもの

「市区町村（全体)」では、「上記のいずれも行ってみたいとは思わない」が 61.1%でもっとも割合が高く、次いで「他の市区町村と共同で同じ会場で研修を開催」が 18.7%、「自治体間で受講者を相互受け入れ」「他の市区町村と共同で講師を依頼」が 7.7%となっている。

図表 113　【市区町村のみ】他市区町村と連携した子育て支援員研修の実施意向：複数回答（Q23）

５）他市区町村との連携で期待できること

「市区町村（全体)」では、「開催回数や開催時期を増やすことができる」が 39.7%でもっとも割合が高く、次いで「研修開催場所を増やすことができる」が 38.6%、「研修実施に関わる運営費の軽減を図ることができる」が 29.6%となっている。

図表 114　【市区町村のみ】他市区町村との連携で期待できること：複数回答（Q24）

（７）　子育て支援員研修に関する市区町村との連携について【都道府県の回答】

１）都道府県が開催している子育て支援員研修の状況【都道府県の回答】

「都道府県（全体）」では、「自都道府県が単独で実施している」が 72.7%、「自都道府県と市区町村が共同事業として実施している」が 6.8%となっている。

図表 115　【都道府県の回答】都道府県が開催している子育て支援員研修の状況：単数回答（Q26）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

２）都道府県が主催する子育て支援員研修に関する役割分担【都道府県の回答】

①　子育て支援員研修に関する役割分担：事業委託先の確保

「都道府県（全体）」では、「自都道府県」が 93.2%、「どちらも実施」が 2.3%となっている。

図表 116　【都道府県の回答】都道府県が主催する子育て支援員研修に関する役割分担：事業委託先の確保：単数回答（Q27-1）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

② 子育て支援員研修に関する役割分担：予算の確保･経費負担

「都道府県（全体）」では、「自都道府県」が 86.4%、「どちらも実施」が 9.1%となっている。

図表 117 【都道府県の回答】都道府県が主催する子育て支援員研修に関する役割分担：予算の確保･経費負担：単数回答（Q27-2）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

③ 子育て支援員研修に関する役割分担：講師の確保

「都道府県（全体）」では、「自都道府県」が 88.6%、「どちらも実施」が 4.5%となっている。

図表 118 【都道府県の回答】都道府県が主催する子育て支援員研修に関する役割分担：講師の確保：単数回答（Q27-3）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

④ 子育て支援員研修に関する役割分担：集合研修の会場の確保

「都道府県（全体）」では、「自都道府県」が 88.6%、「どちらも実施」が 6.8%となっている。

図表 119 【都道府県の回答】都道府県が主催する子育て支援員研修に関する役割分担：集合研修の会場の確保：単数回答（Q27-4）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

⑤　子育て支援員研修に関する役割分担：実習先の確保

「都道府県（全体）」では、「自都道府県」が 56.8%でもっとも割合が高く、次いで「市区町村」が 18.2%、「どちらも実施」が 15.9%となっている。

図表 120　【都道府県の回答】都道府県が主催する子育て支援員研修に関する役割分担：実習先の確保：単数回答（Q27-5）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

⑥　子育て支援員研修に関する役割分担：受講申込の受付

「都道府県（全体）」では、「自都道府県」が 77.3%でもっとも割合が高く、次いで「市区町村」が 9.1%、「どちらも実施」が 6.8%となっている。

図表 121　【都道府県の回答】都道府県が主催する子育て支援員研修に関する役割分担：受講申込の受付：単数回答（Q27-6）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

⑦　子育て支援員研修に関する役割分担：修了評価

「都道府県（全体）」では、「自都道府県」が 90.9%、「どちらも実施」「わからない」が 2.3%となっている。

図表 122　【都道府県の回答】都道府県が主催する子育て支援員研修に関する役割分担：修了評価：単数回答（Q27-7）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

⑧　子育て支援員研修に関する役割分担：修了者の就労支援

「都道府県（全体）」では、「自都道府県」が 38.6%でもっとも割合が高く、次いで「わからない」が 36.4%、「市区町村」「どちらも実施」が 4.5%となっている。

図表 123　【都道府県の回答】都道府県が主催する子育て支援員研修に関する役割分担：修了者の就労支援：単数回答（Q27-8）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

３）子育て支援員研修の開催について、市区町村との役割分担で期待できる効果

「都道府県（全体）」では、「市区町村と役割分担していない」が 45.5%でもっとも割合が高く、次いで「受講生の身近な場所で実習をすることができるようになる」が 27.3%、「市区町村の負担が少なく、受講機会を提供できる」が 20.5%となっている。

図表 124　【都道府県のみ】子育て支援員研修の開催について、市区町村との役割分担で期待できる効果：複数回答（Q28）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

４）市区町村と連携した子育て支援員研修の実施

「都道府県（全体)」では、「行ったことはない」が 90.9%、「行ったことがある」が 6.8%となっている。

図表 125　【都道府県の回答】市区町村と連携した子育て支援員研修の実施：単数回答（Q29-1）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

５）市区町村と連携した子育て支援員研修の実施意向

「都道府県（全体)」では、「上記のいずれも行ってみたいと思わない」が 52.3%でもっとも割合が高く、次いで「１会場で実施した研修を､他の会場でテレビ会議システム等を活用して中継」が 22.7%、「市区町村と共同で同じ会場で研修を開催」が 6.8%となっている。

図表 126　市区町村と連携した子育て支援員研修の実施意向：複数回答（Q30）

注）サンプル数（n）が 30 よりも小さいものは、サンプル数が少ないため参考値。

６）回答都道府県における、子育て支援員研修を実施している市区町村の数

全 47 都道府県のうち、44 都道府県からの回答が得られた。都道府県に対しては、各都道府県下において子育て支援員研修を実施している市区町村の数を回答いただいた。該当する市区町村の数が「不明」という都道府県は４件であった。また、実施している市区町村数が「０」という都道府県は 20 件あった。回答のあった 44 都道府県下にある市区町村数 1,637 件に対して、子育て支援員研修を実施している市区町村は最低でも 77 件（4.7%）あった。

図表 127　回答都道府県における、子育て支援員研修を実施している市区町村の数

	①子育て支援員研修を実施している市区町村の数（Q32-1）の積算	②回答のあった 44 都道府県下にある市区町村数	②に占める①の割合（%）
(n=44)	77	1,637	4.7

注）①子育て支援員研修を実施している市区町村の数（Q32-1）については無回答が２件あった。

（８）　他の自治対応との連携に関する課題や工夫が必要になること（自由回答）

１）他市区町村と連携して子育て支援員研修を行う場合に、期待できること、課題となることや工夫が必要となること（市区町村の回答）

市区町村に対して、他市区町村と連携して子育て支援員研修を実施することに関して、期待や課題意識を記入していただた。回答内容は以下の通りである。

図表 128　（市区町村のみ）「他市区町村と連携して子育て支援員研修を行う場合に、期待できること、課題となることや工夫が必要となること」への主な回答：自由回答（Q25）

子育て支援員研修の実施有無（Q1）	今後の実施意向(Q18)	人口	回答内容
実施している	-	１万人未満	本町には拠点施設がないため、近隣市の施設で実習を行っているため、近隣市も同じ施設で実習を行った場合、事業所は２回受け入れている現状がある。近隣市と連携して行った場合、事業所としては１回ですむので、事業所の負担軽減となる。
実施している	-	１万～５万人未満	当市では、平成２８年度に単独で家庭的保育者研修を実施した。その後、家庭的保育事業所の開設が進まず、研修を実施しなかったが、平成３１年度に家庭的保育事業所が１か所開設した。必要な研修を受講していない職員が１名いたため、近隣市町に声がけし、今年度は隣町で子育て支援員研修（地域保育コース）を共同実施した。５人の定員に対し、受講者は４人だった。来年度も実施する予定である。このように、働く施設も少なく、受講希望者も多くないため、単独実施は現実的ではない。しかしながら施設がある以上、職員の病気や退職等に備え、施設で働ける人を確保するのは当然のことである。今は、待機児童が発生しており、共同実施も何年かは可能と思われるが、この先、波長が合わないことも考えられるため、都道府県において、市町村の意向を反映しながら、定期的に研修を開催することを望みます。または、国において、数年に１度でもいいので、全国まんべんなく実施することを望みます。
実施している	-	５万～10 万人未満	単純な案分で費用負担を考えられない。受講枠をそれぞれ配分したとき、定員分を集められれば良いが、集められない場合、受講枠の再配分をすることとなり、予算措置が難しいことがある。
実施している	-	５万～10 万人未満	・補講に対する受入体制の整備。 ・実施市町村では、他市町村の受講者の受入れはほぼない。 ・補講については、後開催の市町村のみが受け入れるのであれば、前開催の市町村にはメリットがないという理由で断わられている。
実施している	-	10 万人以上	県が実施している研修では、基本研修だけ本市が会場になっている。役割分担して、本市が専門研修を実施する形でやっていければ良いと思うが、円滑な受講ができるように、受講者になるべく不便をかけないように実施していきたい。

子育て支援員研修の実施有無（Q1）	今後の実施意向(Q18)	人口	回答内容
実施している	-	10 万人以上	・研修修了者が増えることで、保育の質の確保に繋がる。 ・就労可能時間の拡大や賃金アップ等の待遇改善が求められる。 ・研修参加者が増えることで、開催準備に係る事務が煩雑になる。 ・補助金を受給して研修を運営しているが、他市と連携して運営した場合、補助金の申請方法はどうなるのか。
実施している	-	10 万人以上	期待できることと課題は表裏一体で考えられる。期待は、事務軽減につながること。市町村内の情報共有が図れる。課題は認定後の就労支援に関して市町村内で新たに、課題が生じることが懸念される。
実施している	-	10 万人以上	修了の要件や対象者など、研修内容等を統一する必要があるが、前年度との整合性もとらなければならない。予算や事務等をどのように負担するかの協議が必要。支援員の定期輩出により保育従事者の安定的確保、及び保育士の負担軽減の一助を任う事が期待できる。
実施していない	実施意向なし	１万人未満	研修の機会が増えることで保育施設等における補助員等の確保がしやすくなれればと考えている。ただし一島一町の自治体であるため、連携して実施することは難しいと考えている。
実施していない	実施意向なし	１万人未満	問２４のようなことが期待できる反面、市町村によって受講者数に大きな差が生じてしまう可能性があるので、連携する場合は“各市町村〇〇名まで”などの定員数を決めるなどの工夫が必要だと考えます。
実施していない	実施意向なし	１万～５万人未満	自治体の予算や職員不足、事務量の多さのため、自治体の職員には、日常の業務をこなすだけで手一杯の節があり、新たな事業や業務を行う余裕がない。また、数年または一年で担当が移動してしまうため、職員自体が子育て支援のプロフェッショナルとなれない。まずは、業務の改革や長い担当年数にして、腰をすえた取組をできる環境を整えるべきである。
実施していない	実施意向なし	１万～５万人未満	開催時期や回数に現場の意見が反映されやすくなる反面、会場となる市区町村の事務等の負担が増すことが予想されます。A 県の児童館連絡協議会の研修のあり方（県の東西南北のブロックごとに分かれており、連携しながら研修を実施）がイメージされます。
実施していない	実施意向なし	１万～５万人未満	他市町村と連携して研修を行う場合、他市町村の取組みなどの情報交換はできると思いますが、研修の予算の確保が難しいこと、受講希望者や受講対象者も少ないと想定されますので、他市町村と連携での研修は難しいと考えられます。

子育て支援員研修の実施有無（Q1）	今後の実施意向(Q18)	人口	回答内容
実施していない	実施意向なし	1万～5万人未満	過疎地域の本市では十分な受講者及び講師を確保することが困難であり、結果として予算確保もできない状況です。都道府県で開催している子育て支援員研修にかかる受講費、交通費は助成しているものの、交通の便が悪く、あまり良い状況とは言えません。また、現ファミリーサポート提供会員からも会場が遠くて受講するのが困難だという市民がいるため何とかしてほしいという要望も出ております。したがって、市町村間連携やｅーラーニングを利用した受講が可能になることで、より気軽に受けられる研修になることが期待できます。他市町村と連携して子育て支援員研修を行う場合に会場の場所、講師の確保、研修にかかる予算についてどうしていくかが課題になると思われます。
実施していない	実施意向あり	5万～10万人未満	期待できること） ①予算の軽減。 ②遠くに行かなくても受けられる。 意見） ③認可保育園で保育補助として働けるといい。当市では補助員として働いていただいてます。無資格の方より時給を少しあげています。 ④子育て中のママが受けれるように託児（無料）があるとよい。
実施していない	実施意向なし	5万～10万人未満	業務が多忙なため、研修を開催・準備できるほどの時間を割くことができない。また、他市・都で開催していても、参加する余裕がない。他市や都で実施してもらい、参加できるなら、支援員の横のつながりができるため良いと思う。
実施していない	実施意向なし	5万～10万人未満	他市町村と連携して、開催することにより、開催場所や日程を増やすことができ、経費の軽減をはかることができると思う。しかし、他の業務が繁忙で、研修を担当する余裕がないというのが現実です。
実施していない	実施意向なし	5万～10万人未満	各それぞれにコースが分かれている所であるが、保育園と併設されている子育て支援センター等では園内の職員移動等で、地域保育コースを選択する者がほとんどとなっている。地域子育て支援コースにおいても、希望者が増加すると良いと思う。
実施していない	実施意向なし	5万～10万人未満	・連携の態様をどうするか、事前の調整が重要となる。 ・実施結果によっては以後の実施に影響が出ることが考えられ、継続実施の担保が得にくく結果的にサービス向上に結びつかない可能性がある。

子育て支援員研修の実施有無（Q1）	今後の実施意向(Q18)	人口	回答内容
実施していない	実施意向なし	5 万～10 万人未満	隣接する市の人材について知ることができ、人材が不足する市に支援員を紹介する等の事が可能になると思うが、実際は支援員が不足している市の方が圧倒的に多いうえ、すでに保育施設から内定がある、もしくはすでに雇用されている状態で研修を受講する方が多いので、近隣市での支援員の人材提供は難しいと思う。 また、コース数（科目）も多く、いくら複数市（自治体）で負担をするとは言え、財源の確保は難しいと考えます。テレビ会議のようにするのも良いと思いますが、自治体同士が離れている地方では、結局県の実施する会場の方が交通の都合が良い、という場合もあり、導入のコストと、受講者の需要を見極める必要あると思います。
実施していない	実施意向なし	5 万～10 万人未満	要望数にもよるが、要望者が少ない、規模が小さいなどの市町村においては経費削減や効率化等様々なメリットが期待される。一方で、ある程度主体となる自治体が必要になると考えられるため、それだけの余力がある市町村を確保できるかが不明である。
実施していない	実施意向なし	5 万～10 万人未満	・子育て支援員の従事先と想定している事業が異なる場合、研修内容の調整が難しくなる。 ・e ラーニングから得る情報のみでは研修として充分といえるか疑問。課題の検討を通しての意見のやりとりが不可欠と考える。
実施していない	実施意向なし	5 万～10 万人未満	単独市区町村での実施の場合、受講者の多寡にかかわらず会場準備や講師の確保などの事務が発生するため効率面での課題がある。また自ずと回数も制限されることから、利用者（受講者）にとっても使いにくいものとなる恐れがある。他市区町村との連携による実施の場合、スケールメリットによる効率的な実施が見込まれるとともに、どこの地域ででも受講できるようにすれば受講機会の増加につながるとともに、研修の質の均一化の効果も期待できるのではないか。
実施していない	実施意向なし	5 万～10 万人未満	・他の自治体の子育て支援に対する考え方や情報共有ができる。 ・実際の子育て施設で現場研修を互いに行えば、良い点・改良点・問題点などを共有し、フィードバックしあうことができる。
実施していない	実施意向なし	5 万～10 万人未満	・子育て支援員がどの程度いるのか、又、子育て支援員研修を修了された方で保育施設への勤務を希望されている方がいるのか等の把握ができるのではないかと思う。 ・どのように周知していけば研修受講希望者につたわるか、又、受講希望者の増加につながるのか考えていく必要があると思う。
実施していない	実施意向なし	10 万人以上	様々な視点があることで研修は良いものになると思うが研修実施にかかる人員の確保や、開催に向けた会場、カリキュラム、講師の選定、個人情報の管理など連絡調整が難しいと考える。

子育て支援員研修の実施有無（Q1）	今後の実施意向(Q18)	人口	回答内容
実施していない	実施意向なし	10 万人以上	・他市区町村と連携を行うにあたっては、予算の協議・事務分担等のやりとりが増えるため事務量が増加することが懸念される。 ・現在実習の受け入れについて協力させていただいているが、実習先の割り振りが終了するとすぐに実習のキャンセル手続きに手が取られてしまう状態である。人手不足の穴埋めに運営の事務方が支援員の研修を受講し、必要な人材の確保がされないまま、その場のやりくりが出来れば良い状態となっているところもあり、質の向上につながっておらず、抜け道として使われていくことを非常に危惧しているところである。
実施していない	実施意向なし	10 万人以上	・自らの自治体独自に平成２９・３０年度に実施したが、都道府県が実施する研修だけで十分である。 ・他市区町村と連携して実施することで経費の軽減につながるが、受講者を増やすことにはつながらないと思う。市区町村が実施した修了証より、都道府県の修了証が良いと思う人が多い。 ・見学実習の辞退者のその後のフォローが必要である。 ・市区町村での修了者が、必ずその市区町村で就労することが少ないため、広域で実施するほうが良い。
実施していない	実施意向なし	10 万人以上	・市町村間の職員同士で情報交換ができるなど交流が期待できる。 ・事務局機能をどのように運営していくか課題である。 ・研修会の質について、県や他の地域で実施しているものと同等レベルを確保・維持できるか課題である。
実施していない	実施意向なし	10 万人以上	（期待できること） ・研修開催のハードルが低くなる。 （課題・工夫が必要となること） ・他市区町村との予算の振り分け。 ・開催会場の決定（中間地で行う、各市町村で１回ずつ、など。）

２）市区町村と連携して子育て支援員研修を行う場合に、課題となること、工夫が必要になると思われること（都道府県の回答）

都道府県に対して、都道府県下の市区町村と連携して子育て支援員研修を実施することに関して、課題意識等を記入していただいた。回答内容は以下の通りである。

図表 129　（都道府県のみ）「市区町村と連携して子育て支援員研修を行う場合に、課題となること、工夫が必要になると思われること」への主な回答：自由回答（Q31）

回答内容
・財政面での区分。 ・連携市町村と、非連携市町村の違いによる受講者への不公平が生じうる。 ・問題が生じた時の、責任の所在が不明確になる。
市町村によって地域事情が異なるため、受講者の勤務する地域に即した内容を盛りこむことが必要。
県と市町の役割分担が難しい。また、市町によって規模やニーズが異なるため、一律に連携することが難しく、連携団体や連携方法、費用負担をどうするか等、十分な検討が必要だと思われる。
研修開催費用の負担割合についてどのように決めるか、また、事務分担をどのようにするかが課題。
・業務分担について、どのように決めるかが困難。 ・市区町村との連絡・調整の必要が生じ、事務が煩雑になる。（市区町村によっては意向に沿えない場合等がある。）
委託事業者、市町村、県の３者での事業での事業実施となるため、上手く連携がとれないと余計な事務を増やすこととなる。役割分担を明確にしつつ、正確に事務をこなす必要がある。
放課後児童コースは、年１回中央部で実施しているが、東西に広いという地理的条件から、東西部から参加することに対するハードルが高い。予算や人員の面から複数回実施することも難しいため、テレビ会議システム等で中継することができれば、遠隔地の希望者に受講機会を提供できると考える。 ただし、システム等の整備状況が課題となることが想定される。 連携することで、地域子育て支援拠点事業の実施主体である市町村と、修了者の情報を共有でき、現場での就労へつながりやすくなることが期待できるが、情報の管理や経費の負担等が複雑になることが考えられる。受講カリキュラムや内容の統一が必要になる。
都道府県が全て費用を負担していた研修について、今後市町村へ費用負担を求める場合、市町村との調整に一定程度調整が必要となる（費用負担についてどのように決めるのか）。子育て支援員研修は、「都道府県又は市町村」が行うことができるが、それぞれの役割が示されておらず、都道府県と市町村との連携ができていない。

令和元年 11 月

各都道府県・市区町村

保育担当課・子育て支援員研修担当課 御中

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業（厚生労働省補助事業）
「子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修における
e-ラーニング活用等による受講促進等に関する調査研究」

子育て支援員研修の受講促進および研修の質を高める方策に関するアンケート

拝啓　時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、弊社では、令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業（厚生労働省補助事業）「子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修における e-ラーニング活用等による受講促進等に関する調査研究」の一環で、標題のアンケート調査を実施しております。

本アンケートは、子育て支援員研修の受講促進のため、子育て支援員研修の実施状況や受講機会の確保に関する課題認識、研修の質を高める工夫の状況などを把握し、今後の施策の検討に役立てることを目的に実施するものです。

ご多忙中のところ誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨にご理解賜り、アンケートにご回答くださいますようお願い申し上げます。本調査票は、2019 年 **12 月 13 日（金）** までに、ご回答のうえ、同封の返信用封筒にてご返送いただきますようお願い申し上げます。

敬具

◆利用目的

・ ご回答いただいた内容は、施策検討の基礎資料としてのみ利用いたします。また、すべて統計的に処理されますので、個々の調査票のご回答や結果が、調査実施者以外に知られることはございません。

◆調査対象について

・ 全国の都道府県および市区町村にお送りしています。（区は東京都特別区）

◆回答方法等について

・ このアンケートは、特に期日を明記している設問以外はすべて 2019 年 11 月 1 日時点の状況でお答えください。

・ **調査票はⅠ～Ⅷ章で構成されています。回答いただきたい章は以下の通りです。**

	子育て支援員研修の実施状況	回答いただきたい章
市区町村	実施している（自らの自治体で修了証を発行している場合）	Ⅰ～Ⅴ、Ⅷ
	都道府県との共同事業として実施している	Ⅰ～Ⅱ、Ⅶ
	実施していない	Ⅰ～Ⅱ、Ⅵ～Ⅶ
都道府県	実施している（自らの自治体で修了証を発行している場合）	Ⅰ～Ⅴ、Ⅷ
	実施していない	Ⅰ～Ⅱ、Ⅵ、Ⅷ

◆調査結果の公表について

・ 本調査は令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業として、厚生労働省の補助金を受けて、弊社が実施するものです。調査結果は 2020 年４月以降、弊社ホームページ等にて公開する予定です。

◆問い合わせ先

三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社 共生社会部 子育て支援調査事務局
担当：服部、鈴木、横幕、塚田、加藤
〒105-8501　東京都港区虎ノ門 5-11-2　TEL：03-6733-1664　E ﾒｰﾙ：sien@murc.jp

※問い合わせ電話の受付時間は、祝日を除く月曜日～金曜日の 10：00～17：00 です。

Ⅰ. 貴自治体について

ご回答にあたり、貴自治体および回答部署様に関する情報をご記入ください。

① 市区町村コード	（総務省による 6 桁のコード）		
② 都道府県名	都・道・府・県	③ 市区町村名 （市区町村のみ）	市・区・町・村
④ 回答部署名			
⑤ 電話番号			
⑥ メールアドレス			

Ⅱ. 貴自治体における子育て支援員研修の実施有無について

問1. 2019 年度において、貴自治体が主催し、貴自治体から修了証を発行している子育て支援員研修のコースはありますか。実施予定を含めてお答えください。委託をしている場合でも、委託元が貴自治体である場合には「1. 実施している（実施予定がある）」を選択してください。（１つに◯）

1	実施している（実施予定がある） （回答者が都道府県で、市区町村と共同実施している場合を含む）	→ 問 2 へ
2	都道府県と貴市区町村が共同事業として実施【市区町村の方のみ】 （都道府県と市区町村が単に役割分担をしているのみの場合は除く）	→ 問 20（p.9）へ
3	実施していない（実施予定もない）	→問 17（p.8）へ

● Ⅲは、問 1 にて「1. 実施している（実施予定がある）」とお答えした場合に伺います。

Ⅲ. 貴自治体における子育て支援員研修の実施状況について

問2. 2019 年度に貴自治体が開催主体として実施している（または実施予定の）子育て支援員研修について、(1)実施しているコースをお答えのうえ、(2)実施しているコースそれぞれについて、直接実施か委託かなど、実施形態としてあてはまるものを a～c の中から選んでください。

また、(3)今後新たに実施する／実施を検討しているコースをお答えください。今後新たに実施する／実施を検討しているコースがない場合は「９」を選んでください。

	(1) 実施しているコース ※あてはまるものすべてに○	(2)実施形態 ※コースそれぞれについて○は1つ			(3) 今後新たに実施する／実施を検討しているコース ※あてはまるものすべてに○
		a 直接実施	b 一部委託	c 全部委託	
① 地域保育コース／地域型保育	1	a	b	c	1
② 地域保育コース／一時預かり事業（保育従事者）	2	a	b	c	2
③ 地域保育コース／ファミリー・サポート・センター事業（保育従事者）	3	a	b	c	3
④ 地域子育て支援コース／利用者支援事業・基本型（専任職員）	4	a	b	c	4
⑤ 地域子育て支援コース／利用者支援事業・特定型（専任職員）	5	a	b	c	5
⑥ 地域子育て支援コース／地域子育て支援拠点事業（専任職員）	6	a	b	c	6
⑦ 放課後児童コース／放課後児童クラブ（補助員）	7	a	b	c	7
⑧ 社会的養護コース／乳児院・児童養護施設等（補助的職員）	8	a	b	c	8
【(3)について】⑨今後新たに実施する／実施を検討しているコースはない					9

問3.　貴自治体が 2019 年度に実施している（実施を予定している）子育て支援員研修について、(1)各コースの総定員数、(2)研修の実施回数をお答えください。

※実施しているコースについてのみお答えください。

回答の方向➡	(1) 総定員数（数値記入）	(2) 開催回数（数値記入）
① 地域保育コース／地域型保育	人	回
② 地域保育コース／一時預かり事業（保育従事者）	人	回
③ 地域保育コース／ファミリー・サポート・センター事業（保育従事者）	人	回
④ 地域子育て支援コース／利用者支援事業・基本型（専任職員）	人	回
⑤ 地域子育て支援コース／利用者支援事業・特定型（専任職員）	人	回
⑥ 地域子育て支援コース／地域子育て支援拠点事業（専任職員）	人	回
⑦ 放課後児童コース／放課後児童クラブ（補助員）	人	回
⑧ 社会的養護コース／乳児院・児童養護施設等（補助的職員）	人	回

問4.　問 3 でお答えいただいた総定員数や開催回数など、受講機会の提供量の過不足感について伺います。受講機会の提供量は、(1)申込者数に対して十分ですか。また、(2)貴自治体が計画する子育て支援員研修修了者数に対して十分ですか。(1)(2)について、コース別に、それぞれあてはまるものを１つずつ選んでください。

※実施しているコースについてのみお答えください。

	(1)申込者数に対する過不足感			(2)計画する研修修了者数に対する過不足感		
回答の方向➡	1 十分である	2 どちらともいえない	3 不足している	1 十分である	2 どちらともいえない	3 不足している
① 地域保育コース／地域型保育	1	2	3	1	2	3
② 地域保育コース／一時預かり事業（保育従事者）	1	2	3	1	2	3
③ 地域保育コース／ファミリー・サポート・センター事業（保育従事者）	1	2	3	1	2	3
④ 地域子育て支援コース／利用者支援事業・基本型（専任職員）	1	2	3	1	2	3
⑤ 地域子育て支援コース／利用者支援事業・特定型（専任職員）	1	2	3	1	2	3
⑥ 地域子育て支援コース／地域子育て支援拠点事業（専任職員）	1	2	3	1	2	3
⑦ 放課後児童コース／放課後児童クラブ（補助員）	1	2	3	1	2	3
⑧ 社会的養護コース／乳児院・児童養護施設等（補助的職員）	1	2	3	1	2	3

問5.　今後５年の間に、受講機会の提供量を増やす、または、減らすことを検討していますか。提供量に関する計画を策定していない場合でも、想定される見込みをお答えください。コース別に、あてはまるもの１つに〇をつけてください。

※実施しているコースについてのみお答えください。

回答の方向➡	今後の研修機会の提供量の増減見込み			
	1 増やす	2 増減なし	3 減らす	4 わからない
① 地域保育コース／地域型保育	1	2	3	4
② 地域保育コース／一時預かり事業（保育従事者）	1	2	3	4
③ 地域保育コース／ファミリー・サポート・センター事業（保育従事者）	1	2	3	4
④ 地域子育て支援コース／利用者支援事業・基本型（専任職員）	1	2	3	4
⑤ 地域子育て支援コース／利用者支援事業・特定型（専任職員）	1	2	3	4
⑥ 地域子育て支援コース／地域子育て支援拠点事業（専任職員）	1	2	3	4
⑦ 放課後児童コース／放課後児童クラブ（補助員）	1	2	3	4
⑧ 社会的養護コース／乳児院・児童養護施設等（補助的職員）	1	2	3	4

問6.　貴自治体における子育て支援員研修の<u>運営に関して</u>、①課題に感じていることはありますか。また、課題に感じていることのうち、②研修開催に支障をきたすほど重要な課題はありますか。①②について、それぞれあてはまるものすべてに〇をつけてください。②について、該当する課題がない場合は「13. 特にない」を選んでください。

回答の方向↓	① 課題に感じていること	② ①のうち、研修開催に支障をきたすほど重要な課題
1　見学実習先の確保やコーディネートが難しい	1	1
2　研修開催場所の確保が難しい	2	2
3　受講者が参加しやすい日程や会場で実施することが難しい	3	3
4　講師の選定、確保が難しい	4	4
5　委託先の選定、確保が難しい	5	5
6　受講者を募集しても参加者が少ない	6	6
7　研修実施に関わる運営費の負担が大きい、予算の確保が難しい	7	7
8　受講者にとってテキスト代や健康診断費用の負担が大きい	8	8
9　（特に遠方からの参加の場合）受講者にとって交通費や宿泊費の負担が大きい	9	9
10　受講者の受講内容の習得状況や習熟度の把握が難しい	10	10
11　研修修了の評価基準の設定が難しい	11	11
12　その他（具体的に:　　）	12	12
13　特にない	13	13

問7.　貴自治体における子育て支援員研修の受講機会の提供に関して伺います。

(1)　子育て支援員研修の受講機会の提供について、課題に感じていることはありますか。あてはまるものすべてに◯をつけてください。

1　受講対象者数や希望者数に対して、総定員枠が少ない 2　予定が合わないために受講できない人がいる 3　遠方等に居住しているために受講できない人がいる 4　その他（　　） 5　特にない

(2)　上記問 7(1)でお答えいただいた内容について、受講者や受講希望者から具体的な声や要望等がありましたら、以下にご記入ください。

● **Ⅳは問１にて「1.実施している（実施予定がある）」とお答えした場合に伺います。**

Ⅳ.　子育て支援員研修における修了要件の設定や習熟度の把握について

子育て支援員研修の受講者が研修内容の習得状況を確認し、十分理解が深まっていない場合は、その学習の支援をしていくことも、研修の質を高めるために重要だと考えられます。ここでは、子育て支援員研修の修了要件の設定方法や習熟度の把握方法について伺います。

問8.　貴自治体で実施している子育て支援員研修では、修了要件をどのように定めていますか。①～⑧のコースそれぞれについて、あてはまるものすべてに◯をつけてください。
※実施しているコースについてのみお答えください。

	修了要件としているもの					
回答の方向➡	1 出席状況	2 アンケート（講義の振り返り）	3 レポート（テーマの出題）	4 筆記テスト	5 その他（　　）	6 特に要件はない
①　地域保育コース／地域型保育	1	2	3	4	5	6
②　地域保育コース／一時預かり事業（保育従事者）	1	2	3	4	5	6
③　地域保育コース／ファミリー・サポート・センター事業（保育従事者）	1	2	3	4	5	6
④　地域子育て支援コース／利用者支援事業・基本型（専任職員）	1	2	3	4	5	6
⑤　地域子育て支援コース／利用者支援事業・特定型（専任職員）	1	2	3	4	5	6
⑥　地域子育て支援コース／地域子育て支援拠点事業（専任職員）	1	2	3	4	5	6
⑦　放課後児童コース／放課後児童クラブ（補助員）	1	2	3	4	5	6
⑧　社会的養護コース／乳児院・児童養護施設等（補助的職員）	1	2	3	4	5	6

問9.　問 8 でお答えいただいた修了要件について伺います。

(1) 問 8 であてはまると答えた修了要件のうち、修了を認める基準を設定しているものに○をつけてください（○はいくつでも）。いずれの要件についても基準を設定していない場合は、「6. 基準を設定しているものはない」を選んでください。

	修了要件のうち、修了を認める基準を設定しているもの					
回答の方向➡	1 出席状況	2 アンケート（講義の振り返り）	3 レポート（テーマの出題）	4 筆記テスト	5 その他（　　）	6 基準を設定しているものはない
①　地域保育コース／地域型保育	1	2	3	4	5	6
②　地域保育コース／一時預かり事業（保育従事者）	1	2	3	4	5	6
③　地域保育コース／ファミリー・サポート・センター事業（保育従事者）	1	2	3	4	5	6
④　地域子育て支援コース／利用者支援事業・基本型（専任職員）	1	2	3	4	5	6
⑤　地域子育て支援コース／利用者支援事業・特定型（専任職員）	1	2	3	4	5	6
⑥　地域子育て支援コース／地域子育て支援拠点事業（専任職員）	1	2	3	4	5	6
⑦　放課後児童コース／放課後児童クラブ（補助員）	1	2	3	4	5	6
⑧　社会的養護コース／乳児院・児童養護施設等（補助的職員）	1	2	3	4	5	6

(2) 修了を認める基準を設定している要件がある場合は、その基準の内容を下記にご記入ください。

（例：テストで 80%以上正答が必要、など）

問10. 問 8 でお答えいただいた修了要件のほかに、子育て支援員研修の学習内容の習熟度を測るために、研修中、研修修了時、研修終了後などに、実施していることはありますか。あてはまるもの１つに◯をつけてください。また、実施していることがある場合は、具体的なコース名や工夫についてご記入ください。

1　学習内容の習熟度を測るために実施していることがある

（【具体的にご記入ください。】）

2　特にない

問11. 子育て支援員研修の修了要件や学習内容の習熟度の測定等について、課題に感じていること等、自由に記入してください。

● Ｖは問１にて「1.実施している（実施予定がある）」とお答えした場合に伺います。

Ⅴ. 子育て支援員研修修了者を職場へ結びつける方策について

子育て支援員研修の受講者が、研修修了後に子育て支援員として活動できるよう職場や活動場所への従事に結び付けていくことも重要だと考えられます。ここでは、子育て支援員研修の受講者に対する研修修了後の支援等の状況について伺います。

問12. 子育て支援員研修受講者のうち、申込時点において子育ての現場や受講しようとするコースの事業に従事していない方はどの程度いらっしゃいますか。直近で実績の分かる年度についてお答えください。コース別に、もっとも近いと思われるもの１つに〇をつけてください。

※実施しているコースについてのみお答えください。

回答の方向➡	1 ほとんどいない	2 20%未満	3 20%～40%未満	4 40%～60%未満	5 60%～80%未満	6 80%～100%程度	7 申込時の就業状況を把握していない	8 わからない
①. 地域保育コース／地域型保育	1	2	3	4	5	6	7	8
②. 地域保育コース／一時預かり事業（保育従事者）	1	2	3	4	5	6	7	8
③. 地域保育コース／ファミリー・サポート・センター事業（保育従事者）	1	2	3	4	5	6	7	8
④. 地域子育て支援コース／利用者支援事業・基本型（専任職員）	1	2	3	4	5	6	7	8
⑤. 地域子育て支援コース／利用者支援事業・特定型（専任職員）	1	2	3	4	5	6	7	8
⑥. 地域子育て支援コース／地域子育て支援拠点事業（専任職員）	1	2	3	4	5	6	7	8
⑦. 放課後児童コース／放課後児童クラブ（補助員）	1	2	3	4	5	6	7	8
⑧. 社会的養護コース／乳児院・児童養護施設等（補助的職員）	1	2	3	4	5	6	7	8

問13. 申込み時や研修受講期間中に、子育て支援員研修の受講者に対して、子育て支援の現場に従事する意向や具体的な就労に関する希望内容を確認していますか。あてはまるもの１つに◯をつけてください。

１　子育て支援現場に従事する意向と具体的な就労に関する希望内容を確認している
２　子育て支援現場に従事する意向のみ確認している
３　その他（　　）
４　特に確認していない

問14. 貴自治体では、子育て支援員研修の受講者について、研修修了後の就業状況や活動状況を把握していますか。あてはまるもの１つに◯をつけてください。把握している場合、具体的な確認方法等をご記入ください。

１　把握している
（【具体的な確認方法等についてご記入ください】　　）
２　把握していない

問15. 貴自治体では、子育て支援員研修の受講者に対して、子育て支援員としての就労や活動に繋げるための支援や情報提供等を行っていますか。あてはまるものすべてに◯をつけてください。

1	子育て支援員としての就労や活動に向けての個別面談、キャリア相談等を行っている
2	子育て支援員研修修了者を募集している保育所等を集めた合同就職説明会を開催している
3	子育て支援員研修修了者として登録できる人材バンクを用意したり、紹介している
4	子育て支援員研修修了者を募集している保育所等の情報を提供している
5	子育て支援員として就労や活動している人等との交流会を開催している
6	福祉人材センター等を紹介している
7	委託先が独自に就労支援に関する情報提供や支援を行っている
8	その他（具体的に　　）
9	特にない

問16. 貴自治体における子育て支援員研修受講者の受講修了後の状況について、課題に感じていることはありますか。あてはまるものすべてに◯をつけてください。

1	保育や子育て支援の現場での就労や活動に繋がっていない
2	保育や子育て支援の現場への就労や活動を希望していても、希望する職場が見つからない
3	研修後の状況を確認しておらず、子育て支援員として就労・活動しているか分からない
4	子育て支援員研修での学びが、その後の活動に十分に活かされているか分からない
5	研修修了後に、不足している部分を再び学ぶ等のフォローアップの機会がない
6	その他（具体的に:　　）
7	特にない

● Ⅵは問１にて「３.実施していない（実施予定もない）」とお答えした場合に伺います。

Ⅵ. 子育て支援員研修開催の検討状況や実施の意向について

問17. 貴自治体が開催主体となって子育て支援員研修を実施していない理由はどのようなものですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

１　都道府県との調整の結果、都道府県にて実施することになっているため【市区町村の方のみ】
２　（都道府県との調整はないが）都道府県で開催している研修に参加してもらっているため【市区町村の方のみ】
３　保育人材が足りており、子育て支援員を養成する必要がないため
４　子育て支援員研修の修了資格を取得しても、それを活かせる活動の場が地域に少ないため
５　受講希望者や受講対象となる人が少ないため
６　研修に適した会場の確保が難しいため
７　研修の講師を探したり、確保することが難しいため
８　研修運営の委託先を探したり、確保することが難しいため
９　研修開催のための予算が十分に確保できないため
１０　研修を企画するノウハウがないため
１１　他の業務が繁忙で、職員に研修を担当する余裕がないため
１２　その他（具体的に:　　）
１３　特にない

問18. 今後、貴自治体が開催主体となって子育て支援員研修を実施する意向はありますか。実施する意向があるコースとしてあてはまるものすべてに○をつけてください。具体的なコースは決めていないが、子育て支援員研修の実施意向がある場合は「９」を、いずれのコースについても実施する意向がない場合は「10」を選んでください。

１　地域保育コース／地域型保育
２　地域保育コース／一時預かり事業（保育従事者）
３　地域保育コース／ファミリー・サポート・センター事業（保育従事者）
４　地域子育て支援コース／利用者支援事業・基本型（専任職員）
５　地域子育て支援コース／利用者支援事業・特定型（専任職員）
６　地域子育て支援コース／地域子育て支援拠点事業（専任職員）
７　放課後児童コース／放課後児童クラブ（補助員）
８　社会的養護コース／乳児院・児童養護施設等（補助的職員）
９　具体的なコースは決めていないが、子育て支援員研修の実施意向がある
１０　いずれのコースも実施の意向はない
１１　わからない

● 問 19 は市区町村の方にうかがいます。都道府県の方はⅧ（p. 11）へお進みください。

問19. 貴市区町村が開催主体として子育て支援員研修を実施していない場合でも、貴市区町から都道府県が主催する子育て支援員研修に参加する人もいらっしゃるかと思います。都道府県が主催する子育て支援員研修について、課題に感じていることはありますか。あてはまるものにすべてに○をつけてください。

１　自市区町村内からどの程度の受講希望者、受講者、受講修了者がいるのか把握できていない
２　都道府県が開催する研修の定員が少ない
３　都道府県が提供する子育て支援員研修のコースが限られている
４　研修会場が、自市区町村の受講者希望者にとって遠方であるなど、参加しにくい
５　都道府県が開催する研修の日程が限られていて、参加しにくい
６　その他（具体的に:　　）
７　特にない
８　わからない

● **Ⅶはすべての市区町村の方に伺います。都道府県の方はⅧ（p. 11）へお進みください。**

Ⅶ. 子育て支援員研修に関する都道府県や他の市区町村と連携について

市区町村単独では、子育て支援員研修の開催が難しいことが考えられます。また、研修会場などの都合から、受講希望者が受講しやすい開催日程で開催することが困難である場合が想定されます。そこで、受講者が受講しやすいかたちで研修の開催ができるよう、自治体間の連携状況や連携の可能性を伺います。

問20. 都道府県が開催している子育て支援員研修は、どのように実施されていますか。もっとも近いと思われるもの１つに〇をつけてください。

1　都道府県が、都道府県単独で実施している（市区町村が一部の役割を担う場合を含む）
2　都道府県と貴市区町村を含む市区町村が共同事業として実施している
3　都道府県と貴市区町村以外の市区町村が共同事業として実施している
4　その他（　　）
5　わからない

問21. 都道府県が開催している子育て支援員研修について、都道府県との間で役割分担を行っていますか。以下の業務について、「1. 貴市区町村」と「2. 都道府県」のどちらが主体として担っているか、それぞれお答えください。貴市区町村および都道府県のどちらも担っている場合は「3. どちらも実施」を選んでください。（①～⑧についてそれぞれ〇は１つずつ）

※都道府県が開催している子育て支援員研修がない場合は、⑨に☑を入れてください。

回答の方向➡	1 貴市区町村	2 都道府県	3 どちらも実施	4 わからない
①　事業委託先の確保	1	2	3	4
②　予算の確保・経費負担	1	2	3	4
③　講師の確保	1	2	3	4
④　集合研修の会場の確保	1	2	3	4
⑤　実習先の確保	1	2	3	4
⑥　受講申込の受付	1	2	3	4
⑦　修了評価	1	2	3	4
⑧　修了者の就労支援	1	2	3	4
□⑨都道府県が主体として開催している子育て支援員研修はない				

問22. 子育て支援員研修における他市区町村との連携について伺います。

(1) 貴自治体では、これまでに以下のような方法で、他市区町村と連携して子育て支援員研修を行ったことはありますか。計画中のものも含めてお答えください。あてはまるものを１つに〇をつけてください。

例えば・・・
- 他の市区町村と共同で同じ会場で研修を開催
- １会場での研修を、テレビ会議システム等を活用して他の会場で中継（サテライト会場を設置）
- 自治体で受講者を相互受け入れ
- 他の市区町村と共同で研修教材を作成
- 他の市区町村と共同で講師を依頼

1　行ったことがある　→問 22(2)へ
2　行ったことはない　→問 23 へ

(2) 他の市区町村と連携して実施した子育て支援員研修について、連携した自治体名やコース名、科目の種類、連携の内容等、具体的に記入してください（検討中や計画中のものも含みます）。

問23. 問 22(1)に例示したような方法で、他の市区町村と連携して子育て支援員研修を行ってみたいと思いますか。行ってみたい、検討してみたいと思う方法すべてに◯をつけてください。

1	他の市区町村と共同で同じ会場で研修を開催
2	1会場の研修を、他の会場でテレビ会議システム等を活用して中継（サテライト会場を設置）
3	自治体間で受講者を相互受け入れ
4	他の市区町村と共同で委託事業者と契約
5	他の市区町村と共同で講師を依頼
6	他の市区町村と共同で研修教材を用意
7	その他（　　）
8	上記のいずれも行ってみたい、検討してみたいとは思わない

問24. 子育て支援員研修の実施にあたり、他の市区町村と連携することで、どのようなことが期待できると思いますか。あてはまるものすべてに◯をつけてください。

1	研修の開催回数や開催時期を増やすことができ、受講者が日程調整をしやすくなる
2	研修開催場所を増やすことができ、受講者の利便性を向上させることができる
3	研修の受講者数を確保することができる
4	自治体内の受講希望者の受け入れ枠を増やすことができる
5	講師を選定したり、確保しやすくなる
6	連携して開催することで、研修実施に関わる運営費の軽減を図ることができる
7	その他（具体的に:　　）
8	あてはまるものはない
9	わからない

問25. 他市区町村と連携して子育て支援員研修を行う場合に、期待できること、課題となることや工夫が必要となることなど、自由に記入してください。

- **市区町村の方へのアンケート項目は以上です。ご回答ありがとうございました。**

● Ⅷは、すべての都道府県の方に伺います。

Ⅷ. 子育て支援員研修に関する市区町村との連携について

問26. 貴都道府県が開催している子育て支援員研修は、都道府県単独の事業として実施していますか。あるいは、貴都道府県下の市区町村との共同事業として実施していますか。もっとも近いと思われるもの１つに〇をつけてください。

1　貴都道府県が、都道府県単独で実施している（市区町村が一部の役割を担う場合を含む）
2　貴都道府県と、市区町村が共同事業として実施している
3　その他（　　）
4　いずれの方法でも、都道府県は子育て支援員研修を実施していない
5　わからない

問27. 貴都道府県が開催している子育て支援員研修について、市区町村との間で役割分担を行っていますか。以下の業務について、「1. 市区町村」と「2. 貴都道府県」のどちらが担っているか、それぞれお答えください。市区町村および貴都道府県のどちらも担っている場合は「3. どちらも実施」を選んでください。（①～⑧についてそれぞれ〇は１つずつ）

※貴都道府県が開催している子育て支援員研修がない場合は、⑨に☑を入れてください。

回答の方向➡	1 市区町村	2 貴都道府県	3 どちらも実施	4 わからない
①　事業委託先の確保	1	2	3	4
②　予算の確保・経費負担	1	2	3	4
③　講師の確保	1	2	3	4
④　集合研修の会場の確保	1	2	3	4
⑤　実習先の確保	1	2	3	4
⑥　受講申込の受付	1	2	3	4
⑦　修了評価	1	2	3	4
⑧　修了者の就労支援	1	2	3	4
□⑨都道府県が主体として開催している子育て支援員研修はない				

問28. 子育て支援員研修の実施にあたり、どのような効果を期待して、市区町村と役割分担をしていますか。役割分担していない場合と比べてどうかを想定してお答えください。あてはまるものすべてに◯をつけてください。

1　研修の年度あたりの総定員数を増やすことができる
2　研修の開催回数を増やすことができる
3　受講者が都合のよい日程で受講できるようになる
4　受講者の身近な場所で研修を受講できるようになる
5　受講生の身近な場所で実習をすることができるようになる
6　受講生の就職に結びつけやすくなる
7　都道府県の負担の軽減を図ることができる
8　市区町村の負担が少なく、子育て支援員研修の受講機会を提供できる
9　その他（具体的に:　　）
10　あてはまるものはない
11　市区町村と役割分担していない
12　わからない

問29. 問 27 でお聞きした市区町村との役割分担のほかに、子育て支援員研修における市区町村との連携について伺います。

(1) 貴自治体では、これまでに以下のような方法で、市区町村と連携して子育て支援員研修を行ったことはありますか。計画中のものも含めてお答えください。あてはまるもの１つに◯をつけてください。

例えば･･･
- 市区町村と共同で同じ会場で研修を開催
- 1会場で実施した研修を、他の会場でテレビ会議システム等を活用して中継
- 市区町村と共同で委託事業者と契約
- 市区町村と共同で研修教材を用意

1	行ったことがある →問 29(2)へ
2	行ったことはない →問 30 へ

(2) 問 29(1)に例示したような方法で、これまでに市区町村と連携して子育て支援員研修を開催したことについて、連携先やコース名、連携方法等を具体的に記入してください。

問30. 問 29(1)に例示したような方法で、市区町村と連携して子育て支援員研修を行ってみたいと思いますか。行ってみたい、検討してみたいと思う方法すべてに◯をつけてください。

1	市区町村と共同で同じ会場で研修を開催
2	1会場で実施した研修を、他の会場でテレビ会議システム等を活用して中継
3	市区町村と共同で委託事業者と契約
4	市区町村と共同で研修教材を作成
5	その他（　　）
6	上記のいずれも行ってみたい、検討してみたいと思わない

問31. 市区町村と連携して子育て支援員研修を行う場合に、課題となること、工夫が必要になると思われることなど、自由に記入してください。

問32. 貴都道府県下の市区町村のうち、子育て支援員研修を主催し、自らの市区町村において修了証を発行している市区町村はいくつありますか。把握している限りの、市区町村数をご記入ください。子育て支援員研修を主催している市区町村がない場合は「0」をご記入ください。全くわからない場合は、「わからない」に☑を入れてください。

※他の市区町村や貴都道府県と共同で実施している市区町村も数に含めてご回答ください。
※区は東京特別区のみ。

子育て支援員研修を主催している市区町村数	市区町村
□わからない	

アンケートは以上です。ご回答ありがとうございました。

放課後児童支援員認定資格研修に関する

都道府県向けアンケート調査

目次

1．　実施概要 3
（1）　調査目的 3
（2）　調査対象 3
（3）　調査方法 3
（4）　実施時期 3
（5）　回収状況 3
（6）　主な調査項目 3
2．　調査の結果 4
（1）　回答都道府県の概況 4
（2）　放課後児童支援員認定資格研修の実施状況（2018 年度実績） 5
（3）　放課後児童支援員認定資格研修の実施状況（2019 年度・見込み含む） 8
（4）　放課後児童支援員認定資格研修の受講の進捗状況 11
（5）　放課後児童支援員認定資格研修の運営や受講機会に関する課題 17
（6）　放課後児童支援員認定資格研修における学習や修了評価について 23
（7）　放課後児童支援員認定資格研修における市区町村との関わりについて 31
（8）　放課後児童支援員認定資格研修における映像教材や e ラーニングの活用について 36

１．実施概要

（１）　調査目的

放課後児童支援員認定資格研修について、実施主体である都道府県における実施状況や好事例、課題等に関する実態把握を行い、今後の検討材料とする。特に、多様で柔軟な受講機会を提供し、研修事業を広く普及するための方策検討に資するようなテーマにフォーカスをあてる。

（２）　調査対象

・47 都道府県

（３）　調査方法

・郵送配布および郵送回収（希望による電子ファイルの送付および電子ファイルによる回答）。
・全調査対象に対し、回答の御礼を兼ねたハガキによる督促を 1 回実施した。また、12 月 18 日までに回答のなかった都道府県に対して、電話による督促を実施した。

（４）　実施時期

・2019 年 11 月 22 日（金）～2020 年 1 月 15 日（水）
※調査票記載の投函締切日は 2019 年 12 月 13 日（金）であった。
※督促ハガキを 12 月 10 日（火）に発送した。督促ハガキ記載の投函締切日は 12 月 18 日（水）であった。

（５）　回収状況

・回収状況は以下の通りである。

	調査対象数	回収数	回収率
都道府県	47	43	91.4%

（６）　主な調査項目

①　放課後児童支援員認定資格研修の実施状況について
②　放課後児童支援員認定資格研修における学習や修了評価について
③　放課後児童支援員認定資格研修における市区町村との関わりについて
④　放課後児童支援員認定資格研修における映像教材や e ラーニングの活用について

２．調査の結果

（１）　回答都道府県の概況

１）人口規模

回答都道府県の人口規模の分布は、「200 万人未満」が 67.4%、「200 万人以上」が 32.6%となっている。

図表 1　回答都道府県の人口規模

２）認定資格研修の修了が必要とされている経過措置の達成見込み

「全体」では、「達成できない可能性が高い」が 60.5%、次いで「達成できる可能性が高い」が 20.9%となっている。

人口規模別にみると、「200 万人以上」では、「達成できない可能性が高い」「わからない」が 42.9%でもっとも割合が高く、次いで「達成できる可能性が高い」が 14.3%となっている。「200 万人未満」では、「達成できない可能性が高い」が 69.0%でもっとも割合が高く、次いで「達成できる可能性が高い」が 24.1%となっている。

図表 2　認定資格研修の修了が必要とされている経過措置の達成見込み：単数回答（Q6-1）

（２）　放課後児童支援員認定資格研修の実施状況（2018 年度実績）

１）定員数の合計（人）（2018 年度）

「全体」では、「200 人以下」「301 人～500 人以下」が 34.9％でもっとも割合が高く、次いで「1,001 人以上」が 20.9％となっている。

人口規模別にみると、「200 万人以上」では、「1,001 人以上」が 64.3％でもっとも割合が高く、次いで「301 人～500 人以下」が 28.6％となっている。「200 万人未満」では、「200 人以下」が 51.7％でもっとも割合が高く、次いで「301 人～500 人以下」が 37.9％となっている。

図表 3　定員数の合計（人）（2018 年度）：単数回答（Q1-1）

２）総受講者数（人）（2018 年度）

「全体」では、「200 人以下」が 46.5％でもっとも割合が高く、次いで「301 人～500 人以下」が 27.9％となっている。

人口規模別にみると、「200 万人以上」では、「1,001 人以上」が 42.9％、「301 人～500 人以下」「501～1,000 人以下」が 28.6％となっている。「200 万人未満」では、「200 人以下」が 69.0％でもっとも割合が高く、次いで「301 人～500 人以下」が 27.6％となっている。

図表 4　総受講者数（人）（2018 年度）：単数回答（Q1-2）

３）定員数に対する総受入数の割合

「全体」では、「80％～100％未満」が 48.8％でもっとも割合が高く、次いで「60％～80％未満」が 32.6％となっている。

人口規模別にみると、「200 万人以上」では、「80％～100％未満」が 50.0％でもっとも割合が高く、次いで「60％～80％未満」が 42.9％となっている。「200 万人未満」では、「80％～100％未満」が 48.3％でもっとも割合が高く、次いで「60％～80％未満」が 27.6％となっている。

図表 5　定員数に対する総受入数の割合：単数回答（Q1-1、Q1-2）

４）年度内に全科目を修了した者の合計（人）（2018 年度）

「全体」では、「200 人以下」が 46.5％でもっとも割合が高く、次いで「301 人～500 人以下」が 27.9％となっている。

人口規模別にみると、「200 万人以上」では、「501～1,000 人以下」「1,001 人以上」が 35.7％、「301 人～500 人以下」が 28.6％となっている。「200 万人未満」では、「200 人以下」が 69.0％でもっとも割合が高く、次いで「301 人～500 人以下」が 27.6％となっている。

図表 6　年度内に全科目を修了した者の合計（人）（2018 年度）：単数回答（Q1-3）

５）一部科目修了者の合計（人）（2018 年度）

「全体」では、「６人～10 人以下」が 39.5%でもっとも割合が高く、次いで「５人以下」が 30.2%となっている。

人口規模別にみると、「200 万人以上」では、「21 人以上」が 35.7%でもっとも割合が高く、次いで「６人～10 人以下」「11 人～20 人以下」が 28.6%となっている。「200 万人未満」では、「６人～10 人以下」が 44.8%でもっとも割合が高く、次いで「５人以下」が 41.4%となっている。

図表 7　一部科目修了者の合計（人）（2018 年度）：単数回答（Q1-4）

６）総受入数に対する一部科目修了者数の割合

「全体」では、「３％未満」が 60.5%でもっとも割合が高く、次いで「３％～６％未満」が 30.2%となっている。

人口規模別にみると、「200 万人以上」では、「３％未満」が 57.1%でもっとも割合が高く、次いで「３％～６％未満」が 35.7%となっている。「200 万人未満」では、「３％未満」が 62.1%でもっとも割合が高く、次いで「３％～６％未満」が 27.6%となっている。

図表 8　総受入数に対する一部科目修了者数の割合（Q1-2、Q1-4）

（３）　放課後児童支援員認定資格研修の実施状況（2019 年度・見込み含む）

１）定員数の合計（2019 年度）

「全体」では、「200 人以下」が 34.9％でもっとも割合が高く、次いで「301 人～500 人以下」が 27.9％となっている。

人口規模別にみると、「200 万人以上」では、「1,001 人以上」が 42.9％、「301 人～500 人以下」が 28.6％となっている。「200 万人未満」では、「200 人以下」が 51.7％でもっとも割合が高く、次いで「301 人～500 人以下」が 27.6％となっている。

図表 9　定員数の合計（2019 年度）：単数回答（Q2-1）

２）2018 年度と 2019 年度間における定員数の増減

回答内容から、2018 年度から 2019 年度にかけて、定員数に差があるかみた。「全体」では、「増減なし」が 34.9％でもっとも割合が高く、次いで「増加」「減少」が 23.3％となっている。

人口規模別にみると、「200 万人以上」では、「増加」が 35.7％でもっとも割合が高く、次いで「減少」が 21.4％となっている。「200 万人未満」では、「増減なし」が 44.8％でもっとも割合が高く、次いで「減少」が 24.1％となっている。

図表 10　2018 年度と 2019 年度間における定員数の増減

３）研修の実施スケジュールおよび日数

①　実施している開催日程（複数回答）

「全体」では、「４日間の日程を数度に分割した研修」が 74.4%でもっとも割合が高く、次いで「６日間の日程を数度に分割した研修」「８日間の日程を数度に分割した研修」が 11.6%となっている。

図表 11　実施している開催日程(MA)：複数回答（Q2-2）

②　実施している開催日程のパターン（単数回答）

開催日程の組み合わせを作り、各都道府県の回答がいずれか１つのパターンになるようにして集計を行った。「全体」では、「４日間の日程を数度に分割した研修」が 65.1%でもっとも割合が高く、次いで「６日間の日程を数度に分割した研修」が 11.6%となっている。

図表 12　実施している開催日程のパターン：単数回答（Q2-2）

③　研修開催日数の累計日数（日）

Q2-2 への回答から、研修開催日数の累計を試算した。「全体」では、「13 日～24 日以下」が 32.6%でもっとも割合が高く、次いで「５日～８日以下」が 23.3%となっている。

「200 万人以上」では、「33 日以上」が 50.0%でもっとも割合が高く、次いで「13 日～24 日以下」が 35.7%となっている。「200 万人未満」では、「５日～８日以下」が 34.5%でもっとも割合が高く、次いで「13 日～24 日以下」が 31.0%となっている。

図表 13　研修開催日数の累計（日）:（Q2-2 より作成）

４）開催会場となっている市区町村数の合計

「全体」では、「２市区町村」が 30.2%でもっとも割合が高く、次いで「５市区町村以上」が 25.6%となっている。

「200 万人以上」では、「５市区町村以上」が 64.3%でもっとも割合が高く、次いで「２市区町村」「３市区町村」が 14.3%となっている。「200 万人未満」では、「２市区町村」が 37.9%でもっとも割合が高く、次いで「３市区町村」が 24.1%となっている。

図表 14　開催会場となっている市区町村数の合計：単数回答（Q2-3）

（４）　放課後児童支援員認定資格研修の受講の進捗状況

１）提供量を計画するにあたり目安にしている基準

「全体」では、「希望する受講者全員が受講･修了できるよう計画している」「放課後児童支援員となる者の全員が受講･修了できるよう計画している」が 39.5%となっている。

図表 15　提供量を計画するにあたり目安にしている基準：単数回答（Q3）

２）申込受付における優先的な受付の有無

「全体」では、「すでに放課後児童クラブに従事している者や従事予定者を優先的に受け付けている」が 51.2%でもっとも割合が高く、次いで「すでに放課後児童クラブに従事している者や従事予定者のみを受け付けている」が 32.6%となっている。

図表 16　申込受付における優先的な受付の有無：単数回答（Q4）

３）受講資格を満たす者の数

「全体」では、「1,000 人～3,000 人未満」が 30.2%でもっとも割合が高く、次いで「500 人～1,000 人未満」が 18.6%となっている。

人口規模別にみると、「200 万人以上」では、「3,000 人～5,000 人未満」「5,000 人以上」が 28.6%、「1,000 人～3,000 人未満」が 21.4%となっている。「200 万人未満」では、「1,000 人～3,000 人未満」が 34.5%でもっとも割合が高く、次いで「500 人～1,000 人未満」が 27.6%となっている。

図表 17　受講資格を満たす者の数：単数回答（Q5-1-1）

※設問は「受講資格を満たす者の数」を聴取するものであったが、多くの回答者から受講資格を満たす者の数は把握していないが、毎年厚生労働省に報告している放課後児童クラブに従事する者（放課後児童支援員および補助員）の数は把握している旨の問い合わせがあった。本設問の調査結果は、受講資格を満たす者ではなく、放課後児童クラブに従事する者（放課後児童支援員および補助員）の数による回答が多分に含まれると考えられる。

４）修了済みの者、および、修了見込みの者の数

「全体」では、「1,000 人～3,000 人未満」が 41.9%でもっとも割合が高く、次いで「500 人～1,000 人未満」が 14.0%となっている。

人口規模別にみると、「200 万人以上」では、「1,000 人～3,000 人未満」が 42.9%、「3,000 人～5,000 人未満」「5,000 人以上」が 14.3%となっている。「200 万人未満」では、「1,000 人～3,000 人未満」が 41.4%でもっとも割合が高く、次いで「500 人～1,000 人未満」が 20.7%となっている。

図表 18　修了済みの者、および、修了見込みの者の数：数量回答（Q5-1-2）

５）修了証発行数の累計

「全体」では、「1,000 件～3,000 件未満」が 55.8%でもっとも割合が高く、次いで「500 件～1,000 件未満」が 16.3%となっている。

人口規模別にみると、「200 万人以上」では、「1,000 件～3,000 件未満」「3,000 件～5,000 件未満」が 28.6%でもっとも割合が高く、次いで「5,000 件以上」が 21.4%となっている。「200 万人未満」では、「1,000 件～3,000 件未満」が 69.0%でもっとも割合が高く、次いで「500 件～1,000 件未満」が 24.1%となっている。

図表 19　修了証発行数の累計：数量回答（Q5-1-3）

６）受講資格保有者数に対する修了者数（2019 年度見込み含む）の割合

受講資格を満たす者の数および修了者数の見込みへの回答内容から、受講資格保有者数に対する修了者数の割合を試算した。ただし、受講資格保有者数に関する数値は、放課後児童クラブに従事する者（放課後児童支援員および補助員）の数である可能性が高い。

「全体」では、「60%未満」「80%～90%未満」が 16.3%でもっとも割合が高く、次いで「70%～80%未満」が 11.6%となっている。

人口規模別にみると、「200 万人以上」では、「80%～90%未満」が 28.6%でもっとも割合が高く、次いで「70%～80%未満」が 14.3%となっている。「200 万人未満」では、「60%未満」が 20.7%でもっとも割合が高く、次いで「60%～70%未満」「70%～80%未満」「80%～90%未満」「90%～100%」が 10.3%となっている。

図表 20　受講資格保有者数に対する修了者数（2019 年度見込み含む）の割合

７）放課後児童クラブの数

「全体」では、「300～600 未満」が 34.9%でもっとも割合が高く、次いで「300 未満」が 32.6%となっている。

人口規模別にみると、「200 万人以上」では、「600～900 未満」が 35.7%でもっとも割合が高く、次いで「300～600 未満」「1,200 以上」が 21.4%となっている。「200 万人未満」では、「300 未満」が 48.3%でもっとも割合が高く、次いで「300～600 未満」が 41.4%となっている。

図表 21　放課後児童クラブの数：単数回答（Q5-2-1）

８）修了者がいない放課後児童クラブの有無（2019 年度末の見込み）

「全体」では、「修了者がいない放課後児童クラブはない」が 60.5%、「修了者がいない放課後児童クラブがある」が 18.6%となっている。

人口規模別にみると、「200 万人以上」では、「修了者がいない放課後児童クラブはない」が 50.0%、「修了者がいない放課後児童クラブがある」が 14.3%となっている。「200 万人未満」では、「修了者がいない放課後児童クラブはない」が 65.5%、「修了者がいない放課後児童クラブがある」が 20.7%となっている。

図表 22　修了者がいない放課後児童クラブの有無（2019 年度末の見込み）：単数回答（Q5-2-1）

９）認定資格研修の修了が必要とされている経過措置の達成見込み（再掲）

「全体」では、「達成できない可能性が高い」が 60.5%でもっとも割合が高く、次いで「達成できる可能性が高い」が 20.9%となっている。

人口規模別にみると、「200 万人以上」では、「達成できない可能性が高い」「わからない」が 42.9%でもっとも割合が高く、次いで「達成できる可能性が高い」が 14.3%となっている。「200 万人未満」では、「達成できない可能性が高い」が 69.0%でもっとも割合が高く、次いで「達成できる可能性が高い」が 24.1%となっている。

図表 23　認定資格研修の修了が必要とされている経過措置の達成見込み（再掲）：単数回答（Q6-1）

１０）　受講希望者数からみた、定員や開催回数の状況

「全体」では、「十分である」が 86.0%でもっとも割合が高く、次いで「不足している」「わからない」が 7.0%となっている。

人口規模別にみると、「200 万人以上」では、「十分である」が 92.9%、「わからない」が 7.1%となっている。「200 万人未満」では、「十分である」が 82.8%でもっとも割合が高く、次いで「不足している」が 10.3%となっている。

図表 24　受講希望者数からみた、定員や開催回数の状況：単数回答（Q6-2）

（５）　放課後児童支援員認定資格研修の運営や受講機会に関する課題

１）放課後児童支援員認定資格研修の運営に関する課題

①　放課後児童支援員認定資格研修の運営に関して、課題に感じていること（人口規模別）

「全体」では、「受講者の受講内容の習得状況や習熟度の把握が難しい」が 37.2%でもっとも割合が高く、次いで「受講者が参加しやすい日程で開催することが難しい」が 34.9%となっている。

人口規模別にみると、「200 万人以上」では、「受講者の受講内容の習得状況や習熟度の把握が難しい」が 50.0%でもっとも割合が高く、次いで「「研修開催場所の確保が難しい」が 42.9%となっている。「200 万人未満」では、「受講者が参加しやすい日程で開催することが難しい」が 37.9%でもっとも割合が高く、次いで「講師の選定、確保が難しい」「受講者の受講内容の習得状況や習熟度の把握が難しい」が 31.0%となっている。

図表 25　放課後児童支援員認定資格研修の運営に関して、課題に感じていること（人口規模別）：複数回答（Q7）

「その他」場合の自由記述の内容

- 非常災害等で研修が延期になった際の対応が難しい。
- 研修受講の資格要件が多様であり、受講申込者も多いため、受講資格確認の事務処理が煩雑。

② 放課後児童支援員認定資格研修の運営に関して、課題に感じていること（経過措置の達成見込み状況別）

経過措置の達成見込み状況別にみると、「達成できない可能性が高い」では、「受講者が参加しやすい日程で開催することが難しい」が 42.3%でもっとも割合が高く、次いで「受講者の受講内容の習得状況や習熟度の把握が難しい」が 38.5%となっている。

図表 26　放課後児童支援員認定資格研修の運営に関して、課題に感じていること（経過措置の達成見込み状況別）：複数回答（Q7）

③　放課後児童支援員認定資格研修の運営に関して、課題に感じていること（修了者がいない放課後児童クラブの有無別）

修了者がいない放課後児童クラブの有無（2019 年度末見込み）別にみると、「修了者がいない放課後児童クラブがある」では、「講師の選定、確保が難しい」が 75.0%でもっとも割合が高く、次いで「受講者が参加しやすい日程で開催することが難しい」が 50.0%となっている。

図表 27　放課後児童支援員認定資格研修の運営に関して、課題に感じていること（修了者がいない放課後児童クラブの有無別）：複数回答（Q7）

２）放課後児童支援員認定資格研修の受講機会の提供に関する課題

①　放課後児童支援員認定資格研修の受講機会の提供に関して、課題に感じていること（人口規模別）

「全体」では、「開催回数が限られており、予定が合わないために受講できない人がいる」が51.2%でもっとも割合が高く、次いで「特にない」が32.6%となっている。

「200万人以上」では、「開催回数が限られており、予定が合わないために受講できない人がいる」が57.1%でもっとも割合が高く、次いで「開催地域が限られており、遠方居住者など受講できない人がいる」が28.6%となっている。「200万人未満」では、「開催回数が限られており、予定が合わないために受講できない人がいる」が48.3%でもっとも割合が高く、次いで「特にない」が37.9%となっている。

図表 28　放課後児童支援員認定資格研修の受講機会の提供に関して、課題に感じていること（人口規模別）：複数回答（Q8）

「その他」場合の自由記述の内容

- 研修により5日間程度拘束されるため、他の従事者と仕事の調整がつかず、受講できない人がいる。
- 受講枠に余裕がないため、年度内に新たに生じた受講者に対応できない。
- 午後はクラブでの勤務があるため、研修の開始時間を早くする必要があり、遠方から参加する方にとって負担となっている。

② 放課後児童支援員認定資格研修の受講機会の提供に関して、課題に感じていること（経過措置の達成見込み状況別）

経過措置の達成見込み状況別にみると、「達成できる可能性が高い」では、「開催回数が限られており、予定が合わないために受講できない人がいる」「特にない」が 44.4%、「開催地域が限られており、遠方居住者など受講できない人がいる」「その他」が 11.1%となっている。「達成できない可能性が高い」では、「開催回数が限られており、予定が合わないために受講できない人がいる」が 57.7%でもっとも割合が高く、次いで「開催地域が限られており、遠方居住者など受講できない人がいる」が 34.6%となっている。

図表 29　放課後児童支援員認定資格研修の受講機会の提供に関して、課題に感じていること（経過措置の達成見込み状況別）：複数回答（Q8）

③　放課後児童支援員認定資格研修の受講機会の提供に関して、課題に感じていること（修了者がいない放課後児童クラブの有無別）

修了者がいない放課後児童クラブの有無（2019 年度末見込み）別にみると、「修了者がいない放課後児童クラブがある」では、「回数回数が限られており、予定が合わないために受講できない人がいる」が 75.0%でもっとも割合が高く、次いで「開催地域が限られており、遠方居住者など受講できない人がいる」が 62.5%となっている。

図表 30　放課後児童支援員認定資格研修の受講機会の提供に関して、課題に感じていること（修了者がいない放課後児童クラブの有無別）：複数回答（Q8）

（６）　放課後児童支援員認定資格研修における学習や修了評価について

１）学習内容は活動する資格を得るために十分であるかどうか

「全体」では、「どちらかといえば十分である」が 58.1%でもっとも割合が高く、次いで「十分である」が 34.9%となっている。

人口規模別にみると、「200 万人以上」では、「十分である」「どちらかといえば十分である」が 42.9%、「どちらともいえない」「どちらかといえば不十分である」が 7.1%となっている。「200 万人未満」では、「どちらかといえば十分である」が 65.5%でもっとも割合が高く、次いで「十分である」が 31.0%となっている。

図表 31　学習内容は活動する資格を得るために十分であるかどうか：単数回答（Q9）

２）研修修了者の学習内容に対する理解度は十分かどうか

「全体」では、「どちらかといえば十分である」が 55.8%でもっとも割合が高く、次いで「どちらともいえない」が 27.9%となっている。

人口規模別にみると、「200 万人以上」では、「どちらかといえば十分である」が 42.9%でもっとも割合が高く、次いで「どちらともいえない」が 35.7%となっている。「200 万人未満」では、「どちらかといえば十分である」が 62.1%でもっとも割合が高く、次いで「どちらともいえない」が 24.1%となっている。

図表 32　研修修了者の学習内容に対する理解度は十分かどうか：単数回答（Q10）

３）修了要件として設定しているもの

「全体」では、「出席状況」が 95.3%でもっとも割合が高く、次いで「科目ごとのレポート」が 65.1%となっている。

図表 33　修了要件として設定しているもの：複数回答（Q11-1-1）

４）修了要件を設定している場合の基準

①　修了要件を設定している場合の基準の有無

修了要件として設定している場合の基準の有無、それぞれの要件ごとでみると、「出席状況」では、「基準を設定している」が 78.0%、「基準を設定していない」が 19.5%となっている。次いで、「基準を設定している」という割合が高いのは「科目ごとのレポート」で 50.0%となっている。

図表 34　修了要件を設定している場合の基準の有無：単数回答（Q11-1-2）

※サンプル数は、各要件を設定していると回答のあった都道府県の数。

②　修了要件として設定している場合の基準の内容（自由記述）（次ページへ続く）

全ての研修カリキュラムを修了すること（合計 24 時間）。ただし厚生労働省が定める研修科目の一部免除に該当する者はこの限りでない。
全科目出席
出席状況…10 分以上の遅刻・退出は欠席扱い。　レポート…400 字程度でまとめる。
出席について、講義開始後 30 分以降の入室は欠席とみなす。
全科目受講（15 分以上の遅刻や早退、離席は欠席とする）
全出席をもって修了としている
全科目修了
15 分以上遅刻退出した場合は、その科目については修了したものとみなさない
15 分以上の遅刻、離席は欠席とみなす
全科目に出席していないと、一部修了となる。
一部を欠席した場合、申し出により一部科目修了とみなす
全科目を遅刻・早退なしで出席かつ全科目の研修レポートの提出が必要。
レポート：単なる感想（おもしろかった等）、テキストの丸写しは認めない。　出席：15 分以上の離席、遅刻は原則欠席と見なす。
1. 出席状況…15 分以上の遅刻、途中退出はその科目の修了が認められない　2. アンケート…科目毎に記入　3. 科目毎のレポート…500 文字以上
各科目、遅刻・途中退席等 15 分未満。各科目のレポート提出がない場合、修了を認めない。

・全科目出席が必要（免除科目及び前年度一部修了済科目を除く）　・レポートの提出
・すべての科目で出席することが必要　・レポートについては、すべての科目で 400 字程度が目安（極端に文字が少なかったり、箇条書きについては認めていない）
1. 出席状況　1 科目あたり 15 分以上の遅刻、早退、離席は修了を認めない。
15 分以上の遅刻、早退、離席で当該科目は欠席扱いとする
1. 出席状況：全科目出席（30 分以上の遅刻、早退、離席について実績があった場合は当該科目は履修とならない）　3. 科目ごとのレポート：各科目 50 字以上記載すること。学習した内容についてまとめて記載。
【出席状況】15 分以上の離席（遅刻早退含む）があった場合は、当該科目を欠席したものと見なす。
全科目の出席
15 分以上の遅刻、離席がないこと。　修了レポート：各科目毎に学んだこと、理解したことを 120 字以上で記載。
レポート記載欄の 2/3 以上の記載が必要。
科目ごとの離席時間が２０分以内であるもの。科目ごとのレポートの内容が適切であるもの。
受講免除科目以外は全科目の出席が必須。（15 分以上の遅刻・退席は欠席扱いとする。）科目単位のレポートで「再受講を希望」と回答した場合は、本人へ確認のうえその科目を未修了扱いとする。
当日配布する修了レポートに各科目について記載、提出することを要件としている。（15 分以上の遅刻・早退・離席があった場合は該当科目について欠席とする）
受講すべき科目すべてに出席し、科目ごとのレポートを提出することが必要
・出席状況：15 分以上の遅刻，早退，離席は欠席扱い（交通機関発行の遅延証明書がある場合は開始後 45 分までは出席扱い） ・科目ごとのレポート：120 文字以上記入

５）研修内容の理解度や実践での対応力を高めるための工夫の実施有無

「全体」では、「研修内容の理解度や実践での対応力を高めるための工夫をしていない」が 93.0%、「研修内容の理解度や実践での対応力を高めるための工夫をしている」が 4.7%となっている。

図表 35　研修内容の理解度や実践での対応力を高めるための工夫の実施有無：単数回答（Q12）

６）学習内容について、課題に感じていること

「全体」では、「受講生の理解度を測ることが難しいこと」が 44.2%でもっとも割合が高く、次いで「学習内容の理解度が低い場合に適切に対応できているか分からないこと」が 39.5%となっている。

人口規模別にみると、「200 万人以上」では、「受講生の理解度を測ることが難しいこと」が 57.1%でもっとも割合が高く、次いで「学習内容の理解度が低い場合に適切に対応できているか分からないこと」が 42.9%となっている。「200 万人未満」では、「学習内容の理解度が低い場合に適切に対応できているか分からないこと」「受講生の理解度を測ることが難しいこと」が 37.9%となっている。

図表 36　学習内容について、課題に感じていること：複数回答（Q13-1）

学習内容の課題に関する自由回答（Q13-2）（次ページへ続く）

現行の科目で放課後児童支援員として必要な基礎知識は学習できると思われるが、受講者に、より多様な放課後児童クラブの運営形態を知ってもらうため、全国の事例紹介といった学習内容があってもよいと考える。
講師の先生に研修内容を指示するのが難しい。国の養成研修は、開催地が限られており、講師の先生に参加してもらうことが難しい。
講師を務めることができる人材が少なく、委託先を通じて招く講師が他県の放課後児童支援員が中心となっている。そのため、地域の実状があまり反映できていない部分があることが課題である。
1.受講者が 100 人を超える場合の理解度測定が難しい。 2.各市町村での取組みが標準化されておらず、受講者のスキルを測定し一定のスキルを補うことは難しい。厚労省の示すガイドラインに則り、運営側・講師は取組んでいるが、習熟度を測るには今以上の研修の時間設定が必要となり、今以上の予算が必要となってしまう。
研修の理解度を把握し、理解度の低い受講者への対応をする仕組みがない
講師養成研修を受講した講師はテキストに沿って養成研修で学んだことを丁寧に講義に落とし込んでいるが、養成研修を受講しない講師（大学講師等）の一部は、研究領域を交えて話しをされる。大変参考になる話も多く放課後児童支援員として必要な知識だが、全国同じ講義内容を求めている研修なのでどこまで柔軟に対応してよいかわからない。
講師の講義内容はシラバスに即していても、受講者の学び方が講演会のような面白さを求められてたり難しいと感じると、必ずしもいい評価には繋がらないこと
本県では，科目⑧⑨⑪⑮について，本県の状況を踏まえた講義を行うため，本県から推薦し健全育成指導者養成研修（都道府県等認定資格研修講師養成研修）を修了された方に講師を依頼しています。しかし講師としての習熟度に差があるため，教授内容にも差が出てしまうことが課題となっています。

７）修了評価について、課題に感じていること

「全体」では、「現場で有用な知識や技術を身につけられているか確認できないこと」が 39.5%でもっとも割合が高く、次いで「客観的な基準で修了評価をすることが難しいこと」が 37.2%となっている。

人口規模別にみると、「200 万人以上」では、「客観的な基準で修了評価をすることが難しいこと」が 50.0%でもっとも割合が高く、次いで「現場で有用な知識や技術を身につけられているか確認できないこと」が 42.9%となっている。「200 万人未満」では、「現場で有用な知識や技術を身につけられているか確認できないこと」が 37.9%でもっとも割合が高く、次いで客観的な基準で修了評価をすることが難しいこと」が 31.0%となっている。

図表 37　修了評価について、課題に感じていること：複数回答（Q14-1）

（７）　放課後児童支援員認定資格研修における市区町村との関わりについて

１）放課後児童支援員認定資格研修の運営において、市区町村が担っている役割

「全体」では、「申込のとりまとめ」が 90.7%でもっとも割合が高く、次いで「参加する受講者の調整」が 76.7%となっている。

人口規模別にみると、「200 万人以上」では、「参加する受講者の調整」「申込のとりまとめ」が 85.7%でもっとも割合が高くなっている。「200 万人未満」では、「申込のとりまとめ」が 93.1%でもっとも割合が高く、次いで「参加する受講者の調整」が 72.4%となっている。

経過措置の達成見込み状況別にみると、「達成ができない可能性が高い」という都道府県では、「参加する受講者の調整」の割合が比較的高くなっている。

図表 38　（人口規模別）放課後児童支援員認定資格研修の運営において、市区町村が担っているもの：複数回答（Q15-1）

図表 39　（経過措置の達成見込み状況別）放課後児童支援員認定資格研修の運営において、市区町村が担っている役割：複数回答（Q15-1）

２）市区町村が担っている役割のうち、研修の受講機会の確保に寄与しているもの

「全体」では、「参加する受講者の調整」が 69.8%でもっとも割合が高く、次いで「申込のとりまとめ」が 67.4%となっている。

人口規模別にみると、「200 万人以上」では、「参加する受講者の調整」が 78.6%でもっとも割合が高く、次いで「申込のとりまとめ」が 57.1%となっている。

経過措置の達成見込み状況別にみると、「達成ができない可能性が高い」という都道府県では、「参加する受講者の調整」が 73.1%で、もっとも割合が高くなっている。

図表 40　（人口規模別）市区町村が担っている役割のうち、研修の受講機会の確保に寄与しているもの：複数回答（Q15-2）

図表 41　（経過措置の達成見込み状況別）市区町村が担っている役割のうち、研修の受講機会の確保に寄与しているもの：複数回答（Q15-2）

３）放課後児童支援員に対する現任研修の実施状況

「全体」では、「都道府県と市区町村のどちらも、現任研修を実施している」が 81.4%でもっとも割合が高く、次いで「都道府県のみが現任研修を実施している」が 11.6%となっている。

人口規模別にみると、「200 万人以上」では、「都道府県と市区町村のどちらも、現任研修を実施している」が 71.4%でもっとも割合が高く、次いで「市区町村のみが現任研修を実施している」が 14.3%となっている。「200 万人未満」では、「都道府県と市区町村のどちらも、現任研修を実施している」が 86.2%、「都道府県のみが現任研修を実施している」が 13.8%となっている。

図表 42　放課後児童支援員に対する現任研修の実施状況：単数回答（Q16-1）

４）放課後児童支援員に対する現任研修の実施についての市区町村との調整

「全体」では、「特に調整を行っていない」が 46.5%でもっとも割合が高く、次いで「都道府県が開催･運営する現任研修に、市区町村に協力してもらっている」が 37.2%となっている。

図表 43　放課後児童支援員に対する現任研修の実施についての市区町村との調整：複数回答（Q16-2）

５）放課後児童支援員認定資格研修と現任研修の位置付けの整理

「全体」では、「放課後児童支援員認定資格研修と現任研修の位置付けを整理している」「放課後児童支援員認定資格研修と現任研修の位置付けを整理していない」がそれぞれ 48.8%となっている。

図表 44　放課後児童支援員認定資格研修と現任研修の位置付けの整理：単数回答（Q16-3）

放課後児童支援員認定資格研修と現任研修の位置付けの整理内容に関する自由記述

＜対象範囲の違い＞

- 必須研修（基準の参酌化により厳密には必須でなくなる）である決定資格研修と任意の現任者向け研修である資質向上研修は性質的に異なると考えている。
- 認定資格研修は、受講資格のある方が対象である。資質向上研修は、クラブ従事者全員を対象としている。
- 現任研修では、放課後児童クラブや放課後子供教室に関わる全ての人を対象に資質の向上につながる内容の研修を行っている。
- 放課後児童支援員認定資格研修については、資格の取得と職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方等を学んでもらうための場としている。現任研修については、放課後児童支援員だけでなく、補助員や放課後子供教室関係の職員も受講対象としており、基礎的な知識の習得や情報共有の場としている。
- 放課後児童支援員認定資格研修は基準第 10 条第 3 項の要件を満たした者を対象に、現任研修（キャリアアップ研修）は経験年数概ね 5 年以上の放課後児童支援員を対象に実施している。
- 放課後児童支援員認定資格研修については，有資格者となるための研修として位置づけ、現任研修については，既に放課後児童クラブに従事している職員について、個々の職員の経験年数や保有資格，スキルに応じたきめ細やかな研修として位置付けている。（従事期間１年以上５年未満→初任者研修，従事期間５年以上→中堅者研修と分けて実施）

＜放課後児童支援員認定資格研修と現任研修のレベル感の違い＞

- 業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得を目的とし放課後児童支援員認定資格研修を行っており、資質の向上を図るため放課後児童支援員等資質向上研修を行っている。

＜放課後児童支援員認定資格研修が現任研修の受講要件になる＞

- 認定資格研修を受講した者に、初任者研修や中堅者研修を受講してもらう。
- 放課後児童支援員認定資格研修を受講した者が受講する中堅者研修を実施する。
- 放課後児童支援員認定資格研修を修了した者に現任研修を受講してもらう。

＜放課後児童支援員認定資格研修が現任研修のレベル感を規定する＞

- 初任者研修は概ね 1～5 年従事している方を対象とし、放課後児童支援員認定資格研修未受講者が望ましいとしている。中堅者研修は概ね 5 年以上従事している方を対象とし、放課後児童支援員認定資格研修修了者が望ましいとしている。

＜現任研修でより具体的・専門的な内容を扱う＞

- 現任研修では、専門的な知識・技術が求められるものや放課後児童健全育成事業所で共通の課題となっているものをテーマに実施
- 放課後児童支援員認定資格研修の次段階として、県内クラブの課題・ニーズに対応した高次の内容の学習として、放課後児童支援員資質向上研修を実施する
- 放課後児童支援員認定資格研修よりも、具体的な課題や事例の学習として概ね 5 年以上の実務経験のある支援員を対象とした放課後児童支援員等資質向上研修を実施。
- 認定資格研修の内容をより深く理解するために、「認定資格研修受講の有無」及び「経験年数」を受講基準として設け、中堅者研修を実施している。
- 放課後児童支援員資質向上研修はおおむね５年以上の勤務経験を有する職員を対象とし、認定資格研修よりも高次の内容を扱う
- 現任研修は放課後児童支援員認定資格研修より高次の内容の学習として、認定研修修了者が受講するものとしている。
- 放課後児童支援員認定資格研修よりも高次の内容の学習として現任研修を実施する。
- 県が実施している研修は、中堅者（経験年数５年以上）向けの研修として位置付け、認定資格研修から一歩踏み込んだ、より具体的かつ実践的な研修体系として実施

＜キャリアアップとしての現任研修＞

- キャリアアップ処遇改善事業の要件としても位置づけている。
- 認定資格研修よりも高次の学習として、資質向上研修を実施する。受講希望者が定員を超過した場合は、経験年数の長い者を優先する。資質向上研修修了者は、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の対象とする。
- 現任研修の修了者は、キャリアアップ処遇改善及び障害児受入事業の対象者としている。

＜その他＞

- 子育て支援員研修（初任）、認定資格研修は県が実施。それ以外の資質向上研修等は市町村が実施。

（８）　放課後児童支援員認定資格研修における映像教材やｅラーニングの活用について

１）映像教材を活用している科目

「全体」では、「映像教材が活用されている科目はない/わからない」が 45.2%でもっとも割合が高く、次いで「①放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容」が 19.0%となっている。

なお、次の設問である Q17-1 イ（複数回答）にて、映像教材を用いることを決めている主体を科目ごとに聴取したところ、「①放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容」の科目においては「都道府県」、「④子どもの発達理解」「⑤児童期の生活と発達」の科目においては「委託先」という回答が見られたが、全ての科目において「講師」が 100%となっていた。

図表 45　映像教材を活用している科目：複数回答（Q17-1 ア）

２）映像教材の活用例

放課後児童支援員認定資格研修における映像教材について、活用事例を最大２事例まで記入いただいた。回答のあった事例のうち、主な事例を以下に掲載する。

事例 1	
①科目	①放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
②映像教材を使うことを決めた主体	都道府県
③映像教材の作成者	その他（厚生労働省）
④映像教材が使われた場面	集合研修中
⑤映像教材の使われ方	その他 （60 分の講義終了後、科目のまとめとして使用）
⑥映像教材の題材や内容	放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容

事例 2	
①科目	①放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
②映像教材を使うことを決めた主体	都道府県
③映像教材の作成者	その他（大学）
④映像教材が使われた場面	集合研修中
⑤映像教材の使われ方	映像教材で講義を実施し、講師が演習を実施
⑥映像教材の題材や内容	放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容

事例 3	
①科目	①放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
②映像教材を使うことを決めた主体	講師
③映像教材の作成者	その他（厚生労働省）
④映像教材が使われた場面	集合研修中
⑤映像教材の使われ方	映像教材で講義を実施し、講師が演習を実施
⑥映像教材の題材や内容	厚生労働省による設置基準等の説明

事例 4	
①科目	①放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
②映像教材を使うことを決めた主体	講師
③映像教材の作成者	その他（厚生労働省）
④映像教材が使われた場面	集合研修中
⑤映像教材の使われ方	映像教材で講義を実施し、講師が演習を実施
⑥映像教材の題材や内容	放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容

事例 5	
①科目	②放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
②映像教材を使うことを決めた主体	講師
③映像教材の作成者	わからない
④映像教材が使われた場面	集合研修中
⑤映像教材の使われ方	具体的なケースやロールプレイの様子を紹介
⑥映像教材の題材や内容	子どもの権利擁護について

事例 6	
①科目	③子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
②映像教材を使うことを決めた主体	講師
③映像教材の作成者	テレビ番組やインターネット番組
④映像教材が使われた場面	集合研修中
⑤映像教材の使われ方	その他 （映像教材を講義の一部で参考資料として使用し、講師が解説する）
⑥映像教材の題材や内容	虐待に関するテレビ番組

事例 7	
①科目	③子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
②映像教材を使うことを決めた主体	講師
③映像教材の作成者	テレビ番組やインターネット番組
④映像教材が使われた場面	集合研修中
⑤映像教材の使われ方	映像教材で講義を実施し、講師が演習を実施
⑥映像教材の題材や内容	ニュース、ドキュメンタリー番組の一部

事例 8	
①科目	③子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
②映像教材を使うことを決めた主体	講師
③映像教材の作成者	テレビ番組やインターネット番組
④映像教材が使われた場面	集合研修中
⑤映像教材の使われ方	その他
⑥映像教材の題材や内容	放課後子供教室の活動を紹介するテレビ番組

事例 9	
①科目	④子どもの発達理解
②映像教材を使うことを決めた主体	講師
③映像教材の作成者	テレビ番組やインターネット番組
④映像教材が使われた場面	集合研修中
⑤映像教材の使われ方	その他（テレビで放送された事例の紹介）
⑥映像教材の題材や内容	親からネグレストを受けていた子どもの事例

事例 10	
①科目	④子どもの発達理解
②映像教材を使うことを決めた主体	講師
③映像教材の作成者	講師
④映像教材が使われた場面	集合研修中
⑤映像教材の使われ方	放課後児童クラブの活動の様子などを紹介
⑥映像教材の題材や内容	放課後児童クラブでの防災訓練等についての様子（科目 5 についても同様）

事例 11	
①科目	⑤児童期（６歳～１２歳）の生活と発達
②映像教材を使うことを決めた主体	-
③映像教材の作成者	テレビ番組やインターネット番組
④映像教材が使われた場面	集合研修中
⑤映像教材の使われ方	具体的なケースやロールプレイの様子を紹介
⑥映像教材の題材や内容	映画の一場面から、児童期と幼児期の発達の違いを学ぶ

事例 12	
①科目	⑤児童期（６歳～１２歳）の生活と発達
②映像教材を使うことを決めた主体	講師
③映像教材の作成者	テレビ番組やインターネット番組
④映像教材が使われた場面	集合研修中
⑤映像教材の使われ方	放課後児童クラブの活動の様子などを紹介 具体的なケースやロールプレイの様子を紹介
⑥映像教材の題材や内容	放課後児童クラブでの児童同士のケンカとそれに対する支援員の関わり方等について

事例 13	
①科目	⑤児童期（６歳～１２歳）の生活と発達
②映像教材を使うことを決めた主体	講師
③映像教材の作成者	テレビ番組やインターネット番組
④映像教材が使われた場面	集合研修中
⑤映像教材の使われ方	その他（テレビで放送された事例の紹介）
⑥映像教材の題材や内容	子どもが集まる公園や駄菓子屋の事例

事例 14	
①科目	⑥障害のある子どもの理解
②映像教材を使うことを決めた主体	講師
③映像教材の作成者	市販の教材
④映像教材が使われた場面	集合研修中
⑤映像教材の使われ方	具体的なケースやロールプレイの様子を紹介
⑥映像教材の題材や内容	障害のある子の生活の様子から特性をつかむ

事例 15	
①科目	⑥障害のある子どもの理解
②映像教材を使うことを決めた主体	講師
③映像教材の作成者	テレビ番組やインターネット番組
④映像教材が使われた場面	集合研修中
⑤映像教材の使われ方	具体的なケースやロールプレイの様子を紹介
⑥映像教材の題材や内容	発達障がいの理解ため企業が作成した動画

事例 16	
①科目	⑦特に配慮を必要とする子どもの理解
②映像教材を使うことを決めた主体	講師
③映像教材の作成者	テレビ番組やインターネット番組
④映像教材が使われた場面	集合研修中
⑤映像教材の使われ方	具体的なケースやロールプレイの様子を紹介
⑥映像教材の題材や内容	虐待や貧困に関する内容について

事例 17	
①科目	⑧放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
②映像教材を使うことを決めた主体	講師
③映像教材の作成者	講師
④映像教材が使われた場面	集合研修中
⑤映像教材の使われ方	放課後児童クラブの活動の様子などを紹介
⑥映像教材の題材や内容	講師の所属する学童クラブでの子どもの主体的な活動の一部を紹介する動画

事例 18	
①科目	⑨子どもの遊びの理解と支援
②映像教材を使うことを決めた主体	委託事業者
③映像教材の作成者	講師
④映像教材が使われた場面	集合研修中
⑤映像教材の使われ方	放課後児童クラブの活動の様子などを紹介
⑥映像教材の題材や内容	自身が勤めるクラブの児童の遊びや生活の様子を 10 分の映像で紹介

事例 19	
①科目	⑩障害のある子どもの育成支援
②映像教材を使うことを決めた主体	講師
③映像教材の作成者	市販の教材
④映像教材が使われた場面	集合研修中
⑤映像教材の使われ方	具体的なケースやロールプレイの様子を紹介
⑥映像教材の題材や内容	テレビ番組で、虐待を受けた児童への児童相談所の対応や児童養護施設の様子などを理解するための内容。DVD 教材になっている。

事例 20	
①科目	⑩障害のある子どもの育成支援
②映像教材を使うことを決めた主体	-
③映像教材の作成者	その他（企業）
④映像教材が使われた場面	集合研修中
⑤映像教材の使われ方	具体的なケースやロールプレイの様子を紹介
⑥映像教材の題材や内容	「障害の有無にかかわらず一緒に生きる」とはどういうことかを具体的事例をもとに考える

事例 21	
①科目	⑬子どもの基本的な生活面における対応
②映像教材を使うことを決めた主体	講師
③映像教材の作成者	わからない
④映像教材が使われた場面	集合研修中
⑤映像教材の使われ方	具体的なケースやロールプレイの様子を紹介
⑥映像教材の題材や内容	エピペンの使い方、アナフィラキシーの様子

事例 22	
①科目	⑬子どもの基本的な生活面における対応
②映像教材を使うことを決めた主体	講師
③映像教材の作成者	講師
④映像教材が使われた場面	集合研修中
⑤映像教材の使われ方	その他
⑥映像教材の題材や内容	アレルギー発症した際の緊急対応。エピペン使用についてドクターが注意事項・留意事項を映像で補足する

事例 23	
①科目	⑮放課後児童支援員の仕事内容
②映像教材を使うことを決めた主体	-
③映像教材の作成者	その他
④映像教材が使われた場面	集合研修中
⑤映像教材の使われ方	放課後児童クラブの活動の様子などを紹介
⑥映像教材の題材や内容	児童館と放課後児童クラブが併設された施設についての事例紹介

３）映像教材の活用に関する認識

① 映像教材の活用により、研修開催の負担が減ると考えられる科目

「全体」では、「①放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容」が 51.2%でもっとも割合が高く、次いで「②放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護」が 48.8%となっている。

図表 46 （人口規模別）映像教材の活用により、研修開催の負担が減ると考えられる科目：複数回答（Q18-1）

また、経過措置の達成見込み状況別にみると、「達成できない可能性が高い」では、「①放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容」「②放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護」が53.8%でもっとも割合が高く、次いで「③子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ」が46.2%となっている。

図表 47　（経過措置の達成見込み状況別）映像教材の活用により、研修開催の負担が減ると考えられる科目：複数回答（Q18-1）

② 映像教材の活用により、受講者の学びを高めることができると考えられる科目

「全体」では、「⑭安全対策・緊急時対応」が 37.2%でもっとも割合が高く、次いで「⑥障害のある子どもの理解」が 34.9%となっている。

図表 48 映像教材の活用により、受講者の学びを高めることができると考えられる科目：複数回答（Q18-2）

③　自宅や職場で、インターネットを通じた学習が有効だと考えられる科目

「全体」では、「わからない」が 32.6%でもっとも割合が高く、次いで「①放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容」が 18.6%となっている。

図表 49　自宅や職場で、インターネットを通じた学習が有効だと考えられる科目：複数回答（Q18-3）

④　放課後児童支援員認定資格研修における映像教材やｅラーニングの活用に関する認識

「①映像教材の活用により、研修開催の負担が減ると考えられる科目」「②映像教材の活用により、受講者の学びを高めることができると考えられる科目」「③自宅や職場で、インターネットを通じた学習が有効だと考えられる科目」について、選択した科目の内訳ではなく、いずれかの科目を選択したかどうかをみた。

「③自宅や職場で、インターネットを通じた学習が有効だと考えられる科目」があるという割合（図表では「いずれかの科目を選択」に該当。以下、同様。）は、「全体」で 18.6%となっている一方、「①映像教材の活用により、研修開催の負担が減ると考えられる科目」がある割合は 60.5%、「②映像教材の活用により、受講者の学びを高めることができると考えられる科目」がある割合は 58.1%となっており、映像教材を活用することで研修開催の負担が減ることや受講者の学びを高められると認識している自治体が半数以上あることがわかる。

図表 50　①映像教材の活用により、研修開催の負担が減ると考えられる科目の有無：Q18-1 より作成

図表 51　②映像教材の活用により、受講者の学びを高めることができると考えられる科目の有無：Q18-2 より作成

図表 52　③自宅や職場で、インターネットを通じた学習が有効だと考えられる科目：Q18-3 より作成

４）映像教材を有効に活用できる方法として考えられるもの

「全体」では、「具体的なケースやロールプレイの様子を紹介するために映像教材を用いる」が62.8%でもっとも割合が高く、次いで「放課後児童クラブの活動の様子を紹介するために映像教材を用いる」が60.5%となっている。

人口規模別にみると、「200万人以上」では、「放課後児童クラブの活動の様子を紹介するために映像教材を用いる」が78.6%でもっとも割合が高く、次いで「映像教材で講義を実施し、講師が演習を実施する」「具体的なケースやロールプレイの様子を紹介するために映像教材を用いる」が71.4%となっている。「200万人未満」では、「具体的なケースやロールプレイの様子を紹介するために映像教材を用いる」が58.6%でもっとも割合が高く、次いで「放課後児童クラブの活動の様子を紹介するために映像教材を用いる」が51.7%となっている。

図表 53　映像教材を有効に活用できる方法として考えられるもの：複数回答（Q19）

５）映像教材やインターネットを通じた学習に関する実施意向

①　集合研修における映像教材の活用

「全体」では、「実施を検討したい」が 41.9%でもっとも割合が高く、次いで「実施したい」が 30.2%となっている。

人口規模別にみると、「200 万人以上」では、「実施を検討したい」が 50.0%でもっとも割合が高く、次いで「実施したい」が 35.7%となっている。「200 万人未満」では、「実施を検討したい」が 37.9%でもっとも割合が高く、次いで「実施したい」が 27.6%となっている。

図表 54　集合研修における映像教材の活用の実施意向：単数回答（Q20-2）

②　インターネットを通じた自宅学習の実施意向

「全体」では、「実施したいと思わない」が 37.2%でもっとも割合が高く、次いで「実施を検討したい」「わからない」が 30.2%となっている。

人口規模別にみると、「200 万人以上」では、「実施を検討したい」が 42.9%でもっとも割合が高く、次いで「実施したいと思わない」が 28.6%となっている。「200 万人未満」では、「実施したいと思わない」が 41.4%でもっとも割合が高く、次いで「わからない」が 34.5%となっている。

図表 55　インターネットを通じた自宅学習の実施意向：単数回答（Q20-2）

③　インターネットを通じて事前学習を行い、集合研修を受講する方法の実施意向

「全体」では、「実施を検討したい」が 39.5%でもっとも割合が高く、次いで「わからない」が 32.6%となっている。

人口規模別にみると、「200 万人以上」では、「実施を検討したい」が 57.1%でもっとも割合が高く、次いで「実施したいと思わない」が 21.4%となっている。「200 万人未満」では、「わからない」が 41.4%でもっとも割合が高く、次いで「実施を検討したい」が 31.0%となっている。

図表 56　インターネットを通じて事前学習を行い、集合研修を受講する方法の実施意向：単数回答（Q20-3）

④　集合研修を行い、インターネットを通じて復習ができるようにする方法の実施意向

「全体」では、「実施を検討したい」が 41.9%でもっとも割合が高く、次いで「わからない」が 34.9%となっている。

人口規模別にみると、「200 万人以上」では、「実施を検討したい」が 42.9%でもっとも割合が高く、次いで「わからない」が 28.6%となっている。「200 万人未満」では、「実施を検討したい」が 41.4%でもっとも割合が高く、次いで「わからない」が 37.9%となっている。

図表 57　集合研修を行い、インターネットを通じて復習ができるようにする方法の実施意向：単数回答（Q20-4）

（９）　放課後児童支援員認定資格研修に関する要望や意見等

最後に、放課後児童支援員認定資格研修について、実施上の課題や映像教材などの e-ラーニングの活用に関するご意見、その他ご意見や要望等を記入いただいた。回答内容は以下の通りである。

図表 58　放課後児童支援員認定資格研修について、実施上の課題や映像教材などの e-ラーニングの活用に関するご意見：自由回答（Q21）

保育士等キャリアアップ研修同様、e-ラーニングや園内研修等は受講管理等、確認が難しい印象を受けます。
制度説明等の講師にとって説明の余地が少ない科目については、映像教材を活用したいと考える。
e-ラーニングの活用をする場合においても、基本的には講師からの講義をリアルタイムで受講できる体制が必要であると思われる。また、受講者側も個人で受講するよりは、複数名のグループで受講する方が望ましいと考える。修了評価の課題設定も必要である。
受講生の中には高齢の方もおられ、ネット等に抵抗感や不安があるため配慮が必要。
講師の選定及び育成が難しい。国の制度も毎年変わっていくなかで、そういった内容を踏まえて講義ができる講師が見つからない。
本県では研修を年 1 回ずつ 3 会場で開催しているが、遠方からの講師、受講者にとっては負担が大きい状況である。県内の講師としての人材は限られているのも課題である。16 科目あるが、関連する科目はまとめるなどして、もう少し研修をコンパクトに実施できたら良いと思う。
受講生、講師ともに都合をつけることが難しいことがしばしばあるため、e - ラーニングが活用できるとありがたい。
集合研修中や集合研修後の e ラーニングの活用は有効だと思うが、インターネットを通じた自宅学習などは実際に受講しているかどうかの確認がとりづらく、実用化する上では課題があると考える。
認定取消に関する、期間・通知文書等の共通様式があるとよい。
本研修は年 1 回県中央部で実施しているが、東西に広いという地理的条件から東西部から参加することに対してのハードルが高い。映像教材やインターネットによる学習環境を整えることで受講機会を増加させることができれば、市町村の人材確保につながると考える。ただし、システム等の整備状況が課題となることが想定される。
放課後児童支援員認定資格研修の受講資格の緩和
離島での研修実施については要望があるが、運営費の負担が大きいことから予算の確保が難しいため、映像教材等の導入を望んでいる。一方、インターネットを通じた学習や映像教材のみでの講義については理解度や実践力を高めるための課題があることから、慎重に検討する必要があると考える。
映像教材を活用した研修を導入にした方が、多くの方に受講いただけると考えます。しかし、講師から直接講義を聞けることで習熟度他を高められます。講師は受講者に大きな目標を与え、前に進めるよう導き、最後まで修了できるよう激励しています。この講師の力が必

須と考えるため、映像教材の活用にあわせ、講師による講義が必要と考えます。一方で、限られた人材で放課後児童クラブの運営にあたっている現状を踏まえると、研修受講者に替わる代替職員の配置等人材確保の観点からｅ－ラーニングの活用等を検討してほしい。
インターネットを通じた自宅学習の場合、学習状況の直接的な把握ができなくなるため、客観的な修了判定ができなくなるおそれがある。
集合研修は、受講者同士の横のつながりの機会ともなっている。急病等で講師が来られなくなった（遅刻等も含む）場合や、台風等災害で研修が実施できず代替日を設けて実施する場合、もしくは、代替日が設けられず受講者の自宅等で視聴するなどの場合にe-ラーニングが活用できる。
・認定資格研修の目的は「知識の教授」だけでなく「支援員としての心構え」を備えることであると考えているが、受講態度をみていても、意欲のかなり低い人がいる。映像教材導入により「意欲がさらに下がる」ことにならないよう、受講意欲の低い人には認定資格研修を受けることで意欲を高めてもらえるような工夫が必要である。 ・講義内容を理解できたかの判断が難しいので一定の基準を示して欲しい。 ・支援員を増やすことだけが目的であればｅ－ラーニングでもいいが、社会システムの変化により家族の在り方も多様化しており、今まで以上に放課後児童クラブの地域での役割が重要なものになっていると感じる。地域共生社会に向けて放課後児童支援員の質の向上、維持、離職防止に努めることが必要であり、他の児童福祉事業従事者（保育士、児童福祉司等）と同じような研修形態（資格と質の向上研修含めて）が好ましいと考える。
映像教材を多用すると受け身の授業になりがちと思われるので要所で活用できるものは検討したい。
東西に長く、離島のある当県において、受講しやすい会場の選定が難しいこともあり、R2年度に向けて研修会場を増やすことを検討しています。また、高齢の方やクラブ以外の職業と兼ねていらっしゃる方からは、「16科目24時間の受講について、日程を合わせることが難しい」「何日も遠方に出向くことが難しい」という声もあり、e-ラーニング等について検討したいと思っています。国から、その手法や教材について例示いただけると助かります。
本県では予算の都合上１日４科目×４日間の研修を２地域に分けて実施しておりますが，クラブによっては最低人員で運営されており，日程の都合がつかない等の理由で受講ができないこともあります。また，今年度は台風被害により急遽研修が延期になり，今年度中の全科目の受講ができなくなった方もおります。本県で実施する認定資格研修は基本座学であり，また研修内容は国のガイドラインで定められているため，e-ラーニングとなっても研修内容に差は生じないものと考えております。資格の有無は補助金にも影響するため，居住地域や日程の都合，災害等により研修受講の機会がなくなることのないよう，国の主導でe-ラーニングによる研修の実施を進めていただきますようお願いいたします。

令和元年 11 月

各都道府県
放課後児童クラブ担当課 御中

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業（厚生労働省補助事業）
「子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修における
e-ラーニング活用等による受講促進等に関する調査研究」

放課後児童支援員認定資格研修の受講促進および研修の質を高める方策に関するアンケート

拝啓　時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、弊社では、令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業（厚生労働省補助事業）「子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修における e-ラーニング活用等による受講促進等に関する調査研究」の一環で、標題のアンケート調査を実施しております。

本アンケートは、放課後児童支援員認定資格研修の受講促進のため、研修の実施状況や受講機会の確保に関する課題認識、研修の質を高める工夫の状況などを把握し、今後の施策の検討に役立てることを目的に実施するものです。

ご多忙中のところ誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨にご理解賜り、アンケートにご回答くださいますようお願い申し上げます。本調査票は、2019 年 **12 月 13 日（金）** までに、ご回答のうえ、同封の返信用封筒にてご返送いただきますようお願い申し上げます。

敬具

◆利用目的
・ご回答いただいた内容は、施策検討の基礎資料としてのみ利用いたします。また、すべて統計的に処理されますので、個々の調査票のご回答や結果が、調査実施者以外に知られることはございません。

◆調査対象について
・全国の都道府県にお送りしています。

◆回答方法等について
・このアンケートは、特に期日を明記している設問以外はすべて 2019 年 11 月 1 日時点の状況でお答えください。

◆調査結果の公表について
・本調査は令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業として、厚生労働省の補助金を受けて、弊社が実施するものです。調査結果は 2020 年４月以降、弊社ホームページ等にて公開する予定です。

◆問い合わせ先
三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社 共生社会部 子育て支援調査事務局
担当：服部、鈴木、横幕、塚田、加藤
〒105-8501　東京都港区虎ノ門 5-11-2
TEL：03-6733-1664　　E ﾒｰﾙ：sien@murc.jp
※お問い合わせ電話の受付時間は、祝日を除く月曜日～金曜日の 10：00～17：00 です。

Ⅰ. 貴都道府県について

ご回答にあたり、貴都道府県に関する情報とご連絡先をご記入ください。

① 都道府県名	
② 回答部署名	
③ 電話番号	
④ メールアドレス	

Ⅱ. 貴都道府県における放課後児童支援員認定資格研修の実施状況について

問1. 2018 年度に実施した放課後児童支援員認定資格研修について、①定員数の合計、②総受講者数、③修了者の合計、④一部科目修了者として年度を終えた受講者数をご記入ください。

※年度内に受講が完了せず一部科目修了者となる者がどの程度いるのかを把握する目安として、2018 年度の関連する実績をお聞きします。

2018 年度に実施した放課後児童支援員認定資格研修について	
① 定員数の合計（総定員数）	人
② 総受講者数	人
③ 年度内に全科目を修了した者の合計	人
④ 一部科目修了者の合計	人

問2. 2019 年度に実施する（実施済みものや実施予定のものを含む）放課後児童支援員認定資格研修について、受講機会の提供量や提供方法についてお聞きします。下記(1)～(3)について、年度内の開催を予定している研修を含めてご回答ください。

(1) 定員数の合計をご記入ください。

定員数の合計（総定員数）	人

(2) どのような日程の研修をそれぞれ何回開催していますか。実施している日程の研修について、当該日程で開催した研修の回数をご記入ください。実施していない日程の研修については「０」をご記入ください。

① ４日間の連続した日程の研修	回
② ４日間の日程を数度に分割した研修（２日間連続×２度など）	回
③ ５日間の連続した日程の研修	回
④ ５日間の日程を数度に分割した研修（２日間連続＋３日間連続など）	回
⑤ ６日間の連続した研修	回
⑥ ６日間の日程を数度に分割した研修（２日間連続×３度など）	回
⑦ ８日間の連続した研修	回
⑧ ８日間の日程を数度に分割した研修（２日間連続×４度など）	回
⑨ その他の日程の研修	回

(3) 研修の開催会場となっている市区町村数の合計をご記入ください。

※例えば、同じ市区町村内にて２回以上開催している場合は、会場が同一会場かどうかに関わらず、１市区町村と数えてください。開催会場となっている市区町村の数を合計した数をご記入ください。（区は東京特別区）

開催会場となっている市区町村数の合計	市区町村

問3. 貴都道府県では、放課後児童支援員認定資格研修の提供量を計画するにあたり、どのような基準を目安にして計画していますか。もっとも近いと思われるもの１つを選んでください。

１　希望する受講者全員が受講・修了できるよう計画している ２　放課後児童支援員となる者の全員が受講・修了できるよう計画している ３　全ての放課後児童クラブに、修了者が少なくとも1人は配置されるよう計画している ４　その他（　　） ５　わからない

問4. 貴都道府県では、放課後児童支援員認定資格研修への申込受付にあたり、放課後児童クラブに従事していることを要件としていますか。あるいは、放課後児童クラブに従事する者を優先して受け付けていますか。もっとも近いと思われるものを１つ選んでください。

１　すでに放課後児童クラブに従事している者や従事予定者のみを受け付けている ２　すでに放課後児童クラブに従事している者や従事予定者を優先的に受け付けている（それ以外の受講希望者も可能な範囲で受け付ける） ３　放課後児童クラブに従事していることを要件にしたり、優先度を高くしたりしていない

問5. 放課後児童支援員認定資格研修の受講がどの程度進んでいるかお聞きします。

(1) ①2019 年度当初における放課後児童支援員数、②①のうち、放課後児童支援員認定資格研修を修了済みの者、および、2019 度末までに修了する者の合計、③2019 年度末までの放課後児童支援員認定資格研修の修了証発行数の累計（見込みを含む）、をご記入ください。

①2019 年度当初における放課後児童クラブに従事する者のうち、放課後児童支援員認定資格研修の受講資格を満たす者の数	人
②上記①のうち、放課後児童支援員認定資格研修を修了済みの者、および、2019 年度末までに修了見込みの者の数 ※一部科目修了者は含めない	人
③2019 年度末までの放課後児童支援員認定資格研修の修了証発行数の累計（見込みを含む） ※一部科目修了者は含めない	件

(2) 2019 年度末における①放課後児童クラブの数（見込み含む）、②放課後児童支援員認定資格研修の修了者がいない放課後児童クラブの数（見込み含む）をご記入ください、

①2019 年度末における、放課後児童クラブの数（見込み含む）	箇所
②2019 年度末における、放課後児童支援員認定資格研修の修了者がいない放課後児童クラブの数（見込み含む） ※一部科目修了者は含めない	箇所

問6. 放課後児童支援員認定資格研修の受講機会の提供量の過不足感についてお聞きします。

(1) 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」において、放課後児童支援員となる者は 2020 年 3 月までに認定資格研修の修了が必要とされている経過措置について、貴都道府県では達成できる見込みですか。もっとも近いと思われるものを１つ選んでください。

１　達成できる可能性が高い	２　達成できない可能性が高い	３　わからない

(2) 昨今の放課後児童支援員認定資格研修の受講希望者数からみて、2019 年度に実施する（実施予定を含む）放課後児童支援員認定資格研修の定員や開催回数は、十分ですか。もっとも近いと思われるものを１つ選んでください。

１　十分である	２　不足している	３　わからない

問7. 貴都道府県における放課後児童支援員認定資格研修の運営に関して、課題に感じていることはありますか。あてはまるものをすべて選んでください。

１　研修開催場所の確保が難しい ２　受講者が参加しやすい日程で開催することが難しい ３　講師の選定、確保が難しい ４　委託先の選定、確保が難しい ５　受講希望者全員を受け付けられない ６　研修実施に関わる運営費の負担が大きい、予算の確保が難しい ７　(特に遠方から参加する)参加者の交通費や宿泊費の負担が大きい ８　受講者の受講内容の習得状況や習熟度の把握が難しい ９　研修修了の評価基準の設定が難しい １０　その他 （具体的に:　　） １１　特にない

問8. 貴都道府県における放課後児童支援員認定資格研修の受講機会の提供に関して、課題に感じていることはありますか。あてはまるものをすべて選んでください。

１　受講対象者数や希望者数に対して、総定員枠が少ない ２　開催回数が限られており、予定が合わないために受講できない人がいる ３　開催地域が限られており、遠方居住者など受講できない人がいる ４　その他 （具体的に:　　） ５　特にない

Ⅲ. 放課後児童支援員認定資格研修における学習や修了評価について

問9. 放課後児童支援員認定資格研修の学習内容は、放課後児童支援員として活動する資格を得るための学習内容として、十分であると思いますか。もっとも近いと思われるもの１つを選んでください。

1.十分である	2.どちらかといえば十分である	3.どちらともいえない	4.どちらかといえば不十分である	5.不十分である

問10.　研修修了者の学習内容に対する理解度は十分だと思いますか。もっとも近いと思われるもの１つを選んでください。

1.十分である	2.どちらかといえば十分である	3.どちらともいえない	4.どちらかといえば不十分である	5.不十分である

問11. 貴都道府県で実施している放課後児童支援員認定資格研修における修了要件について、お聞きします。

(1) ①修了を判断するために用いている要件はありますか。また、②それぞれの要件について、修了を認める基準を設定していますか。（例：確認テストで 80%以上正答が必要、など）

	①修了要件 ※あてはまるものすべてに○		②基準の設定有無 ※あてはまるもの1つに○	
			1 基準を設定している	2 基準を設定していない
1　出席状況	1	→	1	2
2　アンケート（振り返り）	2	→	1	2
3　科目ごとのレポート	3	→	1	2
4　半日単位のレポート	4	→	1	2
5　1日単位のレポート	5	→	1	2
6　全体を通してのレポート	6	→	1	2
7　筆記テスト	7	→	1	2
8　その他（　　）	8	→	1	2
9　特にない	9			

(2) 修了を認める基準がある場合は、その基準の内容を下記にご記入ください。

（例：確認テストで 80%以上正答が必要、など）

問12. 修了要件として課しているもの以外に、研修修了一定期間後に復習の機会を設けるなど、理解度や実践力を高めるための工夫を行っていますか。あてはまるものを１つ選んでください。工夫をしている場合は実施している工夫について具体的にご記入ください。

※現任研修（放課後児童支援員等資質向上研修など）を除いてお答えください。現任研修については、別途お聞きします。

1　研修内容の理解度や実践での対応力を高めるための工夫をしている

【具体的にご記入ください。

2　研修内容の理解度や実践での対応力を高めるための工夫をしていない

問13. 貴自治体における放課後児童支援員認定資格研修の学習内容の課題についてお聞きします。

(1) 放課後児童支援員認定資格研修の学習内容について、課題に感じていることはありますか。あてはまるものをすべて選んでください。

1　講師によって教授内容に差があること 2　講師によって教授方法に差があること 3　演習など講義以外の方法で学習する時間が短いこと 4　他の受講者と意見交換をする時間や交流する時間が短いこと 5　学習内容の理解度が低い場合に適切に対応できているか分からないこと 6　受講生の理解度を測ることが難しいこと 7　研修修了後に復習する機会など、一定の習熟度を保つための仕組みがないこと 8　その他（具体的に:　　） 9　特にない

(2) 放課後児童支援員認定資格研修の学習内容について、課題に感じていることを自由に記入してください。

問14. 貴自治体における放課後児童支援員認定資格研修の修了評価の課題についてお聞きします。

(1) 放課後児童支援員認定資格研修の修了評価について、課題に感じていることはありますか。あてはまるものをすべて選んでください。

1　現場で有用な知識や技術を身につけられているか確認できないこと 2　客観的な基準で修了評価をすることが難しいこと 3　修了を認める基準を設けていないことで、資格所有者の質を保障できないこと 4　その他（具体的に:　　） 5　特にない

(2) 放課後児童支援員認定資格研修の修了評価について、課題に感じていることを自由に記入してください。

Ⅳ. 放課後児童支援員認定資格研修における市区町村との関わりについて

問15. 放課後児童支援員認定資格研修の実施において、①市区町村の協力のもと、市区町村が担っている役割はありますか。②そのうち、認定資格研修の受講機会の確保に寄与していると考えられるものはありますか。あてはまるものをすべて選んでください。

回答の方向↓	① 市区町村が担っているもの ※あてはまるものすべてに○		② 左記①のうち、認定資格研修の受講機会の確保に寄与しているもの ※あてはまるものすべてに○
1　参加する受講者の調整（どの放課後児童クラブから参加してもらうかの調整など）	1	→	1
2　申込のとりまとめ（各市区町村にて受付、都道府県や委託事業者に報告する）	2	→	2
3　受講者への連絡や調整	3		3
4　開催会場の選定	4		4
5　開催会場の手配	5		5
6　その他 （　　）	6	→	6
7　特にない	7		

問16. 放課後児童支援員の現任研修についてお聞きします。

放課後児童支援員の資質向上のため、現任研修（放課後児童支援員等資質向上研修や階層別研修など）が実施されていることかと思います。放課後児童支援員認定資格研修と現任研修を整理することで、より質の高い学びや継続的な学びになるとも考えられます。そこで、以下では、放課後児童支援員認定資格研修での学びの質を高められる可能性をふまえて、現任研修および現任研修についての市区町村との関わりについてお聞きします。

(1) 貴都道府県下では、現任研修をどのように実施していますか。あてはまるものを１つ選んでください。

1　都道府県のみが現任研修を実施している
2　都道府県と（一部の）市区町村のどちらも、現任研修を実施している
3　市区町村のみが現任研修を実施している（都道府県は実施していない）
4　都道府県と市区町村のどちらにおいても、現任研修を実施していない

(2) 現任研修の実施について、各市区町村とどのような調整をしていますか。あてはまるものをすべて選んでください。

1　都道府県が開催・運営する現任研修に、市区町村に協力してもらっている
2　市区町村に対して、市区町村が開催する現任研修に関する要綱を出している
3　市区町村が開催する現任研修に対する補助や運営費の負担をしている
4　市区町村で可能な範囲で実施してもらうように依頼している
5　市区町村からの個別の問い合わせや相談に対応している
6　その他（　　）
7　特に調整を行っていない（各市区町村にまかせている）
8　わからない

(3) 放課後児童支援員認定資格研修と現任研修の位置付けの整理についてお聞きします。放課後児童支援員認定資格研修の学びの質を高める方策として、放課後児童支援員認定資格研修と現任研修の位置付けを整理していますか。整理している場合は、具体的に整理している内容をご記入ください。

例えば･･･
- 初任者研修を受講した者に、放課後児童支援員認定資格研修を受講してもらう
- 放課後児童支援員認定資格研修よりも、高次の内容の学習として、中堅者研修を実施する

1　放課後児童支援員認定資格研修と現任研修の位置付けを整理している
【具体的にご記入ください。】

2　放課後児童支援員認定資格研修と現任研修の位置付けを整理していない

V. 放課後児童支援員認定資格研修における映像教材や e-ラーニングの活用について

放課後児童支援員認定資格研修に関して、映像教材や e-ラーニングの活用が検討されています。ここでは、映像教材や e-ラーニングの活用可能性についてお聞きします。

問17. 放課後児童支援員認定資格研修における映像教材の活用についてお聞きします。

(1) （ア）映像教材が活用されたことがある科目はありますか。研修のなかで部分的に映像教材が活用された場合も含めてお答えください。活用されたことがある場合は、（イ）映像教材を用いることを企画・提案した主体をお答えください。いずれの科目においても映像教材が活用されていない場合は、「⑰映像教材が活用されている科目はない/わからない」に☑を入れてください。

科目	（ア）映像教材が活用されている科目 ※あてはまるものすべてに○	（イ）映像教材を用いることを企画・提案している主体 ※あてはまるものすべてに○			
		1 都道府県	2 委託先	3 講師	4 不明
① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容	1	1	2	3	4
② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護	2	1	2	3	4
③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ	3	1	2	3	4
④ 子どもの発達理解	4	1	2	3	4
⑤ 児童期（６歳～１２歳）の生活と発達	5	1	2	3	4
⑥ 障害のある子どもの理解	6	1	2	3	4
⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解	7	1	2	3	4
⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援	8	1	2	3	4
⑨ 子どもの遊びの理解と支援	9	1	2	3	4
⑩ 障害のある子どもの育成支援	10	1	2	3	4
⑪ 保護者との連携・協力と相談支援	11	1	2	3	4
⑫ 学校・地域との連携	12	1	2	3	4
⑬ 子どもの基本的な生活面における対応	13	1	2	3	4
⑭ 安全対策・緊急時対応	14	1	2	3	4
⑮ 放課後児童支援員の仕事内容	15	1	2	3	4
⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守	16	1	2	3	4
□⑰映像教材が活用されている科目はない／わからない					

(2) 放課後児童支援員認定資格研修における映像教材の活用例がある場合、科目ごとに主な例について、お答えください（主な具体例２つまで）。

【具体例①】

①科目	←問 17(1)の①～⑯のなかから、該当する科目の番号を記入
②映像教材を使うことを決めた主体 （○はひとつ）	1. 都道府県 2. 委託事業者 3. 講師 4. わからない
③映像教材の作成者 （○はひとつ）	1. 都道府県 2. 委託事業者 3. 講師 4. 市販の教材 5. テレビ番組やインターネット番組 6. その他（　　） 7. わからない
④映像教材が使われた場面 （○はひとつ）	1. 集合研修前（自宅等での事前学習） 2. 集合研修中 3. 集合研修後（自宅等での事後学習）
⑤映像教材の使われ方 （○はいくつでも）	1. 映像教材のみで講義から演習まで実施 2. 映像教材で講義を実施し、講師が演習を実施 3. 放課後児童クラブの活動の様子などを紹介 4. 具体的なケースやロールプレイの様子を紹介 5. その他（　　） 6. わからない
⑥映像教材の題材や内容	【簡単にご記入ください】

【具体例②】

①科目	←問 17(1)の①～⑯のなかから、該当する科目の番号を記入
②映像教材を使うことを決めた主体 （○はひとつ）	1. 都道府県 2. 委託事業者 3. 講師 4. わからない
③映像教材の作成者 （○はひとつ）	1. 都道府県 2. 委託事業者 3. 講師 4. 市販の教材 5. テレビ番組やインターネット番組 6. その他（　　） 7. わからない
④映像教材が使われた場面 （○はひとつ）	1. 集合研修前（自宅等での事前学習） 2. 集合研修中 3. 集合研修後（自宅等での事後学習）
⑤映像教材の使われ方 （○はいくつでも）	1. 映像教材のみで講義から演習まで実施 2. 映像教材で講義を実施し、講師が演習を実施 3. 放課後児童クラブの活動の様子を紹介 4. 具体的なケースやロールプレイの様子を紹介 5. その他（　　） 6. わからない
⑥映像教材の題材や内容	【簡単にご記入ください】

問18. 放課後児童支援員認定資格研修における各科目のうち、次の（１）～（３）にあてはまる科目はありますか。（１）～（３）について、それぞれあてはまる科目をすべて選んでください。あてはまると考えられる科目がない場合は「17」に○をつけてください。

（１） 集合研修において映像教材を活用することで、研修開催の負担が減ると考えられる科目（講師選定の負担、講師の日程調整の負担などが軽減できると考えられる科目）
（２） 集合研修において映像教材を活用することで、受講者の学びを高められると考えられる科目（現場の映像等を交えることで理解度が深まる、同じ映像教材の活用で講師による学習の差がなくなるなどが考えられる科目）
（３） 自宅や職場でのインターネットを通じた映像学習やテキスト学習が有効だと考えられる科目

回答の方向↓	（１）映像教材を活用することで、研修開催の負担が減ると考えられる科目	（２）映像教材を活用することで、受講者の学びを高めることができると考えられる科目	（３）自宅や職場で、インターネットを通じた学習が有効だと考えられる科目
① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容	1	1	1
② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護	2	2	2
③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ	3	3	3
④ 子どもの発達理解	4	4	4
⑤ 児童期（６歳～１２歳）の生活と発達	5	5	5
⑥ 障害のある子どもの理解	6	6	6
⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解	7	7	7
⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援	8	8	8
⑨ 子どもの遊びの理解と支援	9	9	9
⑩ 障害のある子どもの育成支援	10	10	10
⑪ 保護者との連携・協力と相談支援	11	11	11
⑫ 学校・地域との連携	12	12	12
⑬ 子どもの基本的な生活面における対応	13	13	13
⑭ 安全対策・緊急時対応	14	14	14
⑮ 放課後児童支援員の仕事内容	15	15	15
⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守	16	16	16
⑰ あてはまると考えられる科目はない	17	17	17
⑱ わからない	18	18	18

問19. 映像教材が用意され、映像学習ができる環境やインターネットで学習できる環境が整っていると仮定します。放課後児童支援員認定資格研修において、どのような方法であれば映像教材を有効に活用できると思いますか。あてはまるものすべてに〇をつけてください。

【インターネットを通じた学習】
1　個人がインターネットを通じて、ひとりで学習する
2　個人がインターネットを通じて、他の受講生と電話会議のような形式で講師による研修を受ける
3　個人がインターネットを通じて、他の受講生と予め決められた内容を学習する（途中にワークを挟む）
【集合研修における映像教材の活用】
4　映像教材のみで講義から演習（ワーク）まで実施する
5　映像教材で講義を実施し、講師が演習（ワーク）を実施する
6　映像教材で演習（ワーク）の仕方を教えたり、演習（ワーク）のデモンストレーションをを行う
7　放課後児童クラブの活動の様子を紹介するために映像教材を用いる
8　具体的なケースやロールプレイの様子を紹介するために映像教材を用いる
【ほか】
9　その他（　　）
10　特にない／わからない

問20. 映像教材が用意され、映像学習ができる環境やインターネットで学習できる環境が整っていると仮定します。放課後児童支援員認定資格研修において、集合研修による映像教材の活用やインターネットによる自宅学習を実施してみたいと思いますか。あるいは検討したいと思いますか。①～④について、それぞれあてはまるもの１つに〇をつけてください。

※一部の科目についてのみ、実施したい、または、実施を検討したいという場合でも、それぞれ「1. 実施したい」「2. 実施を検討したい」を選んでください。

回答の方向➡	1 実施したい	2 実施を検討したい	3 実施したいと思わない	4 わからない
①　集合研修による映像教材の活用	1	2	3	4
②　インターネットを通じた自宅学習	1	2	3	4
③　インターネットを通じて事前学習を行い、集合研修を受講する	1	2	3	4
④　集合研修を行い、インターネットを通じて復習ができるようにする	1	2	3	4

Ⅵ. 放課後児童支援員認定資格研修に関する要望等について

問21. 放課後児童支援員認定資格研修について、実施上の課題や映像教材などの e-ラーニングの活用に関するご意見、その他ご意見や要望等を自由に記入してください。

アンケートは以上です。ご回答ありがとうございました。

令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修における
e-ラーニング活用等による受講促進等に関する調査研究

子育て支援員研修（地域保育コース　共通科目）

保育者の職業倫理と配慮事項

サンプル版動画の解説及び研修用レジメ

◆ 目次 ◆

■サンプル版動画の解説 i
１．サンプル版動画の概要 i
２．サンプル版動画の構成 i
３．サンプル版動画の活用方法（集合研修で活用する場合） ii
４．サンプル版動画の活用方法（受講者が個別に活用する場合） vii

■サンプル版動画　研修用レジメ 1
はじめに 3
１　保育者の職業倫理 4
２　保育者の自己管理 16
３　地域等との関係 19
４　保育所や様々な保育関係者との関係
５　行政との関係 25

※本冊子は、サンプル版動画を活用して研修を行う際の解説と、研修用レジメの２つの構成で作成されています。
※研修用レジメは受講生への配布資料として活用することができます。

■サンプル版動画の解説

１．サンプル版動画の概要

質の高い保育を提供するため、必要となる人材確保や従事者の資質向上に向けた研修を行うことを目的として、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業において子育て支援員研修事業が推進されています。研修科目のシラバスが定められ、シラバスにそった研修が多くの自治体で実施されていますが、より受講しやすい環境の整備に向け、本調査研究において、地域保育コースの共通科目「保育者の職業倫理と配慮事項」のサンプル版動画を作成いたしました。本動画では、これまで多数実施されてきた研修の内容をベースとして、わかりやすく解説しております。本レジメとともに動画を視聴することで「保育者の職業倫理と配慮事項」を学ぶことができます。

２．サンプル版動画の構成

サンプル版動画の構成は以下のとおりです。

【地域保育コース＜共通科目＞保育者の職業倫理と配慮事項】

構　成	時間（約）	内　容	研修用レジメの該当ページ	シラバスの該当箇所
はじめに	2分20秒	◯子育て支援員研修における本科目の位置づけ ・地域保育コースの共通科目として受講する科目であることについて ◯本講義の目的と講義の構成 ・５つの目的について ・講義に加え、演習・グループワークがあることについて	p. 3	講義の目的
１．保育者の職業倫理	18分40秒	◯倫理とは何か？ ・保育者としての職業倫理「全国保育士会倫理綱領」について	p. 4	１．保育者の職業倫理
【演習１】	5分20秒	◯保護者への対応のロールプレイング （考える時間：２分）	p. 15	
２．保育者の自己管理	2分10秒	◯保育者自身のメンタルケアの重要性について ◯健康的な体と心は、保育の質の安定・向上に繋がることについて	p. 16	２．保育者の自己管理 （１）健康面について （２）研鑽面について

構　成	時間（約）	内　容	研修用レジメの該当ページ	シラバスの該当箇所
		◯生活習慣を整えることの重要性について		
【演習２】	5 分 40 秒	◯あなたの自己管理方法は？ （考える時間：１分）	p. 18	
３．地域等との関係	3 分 30 秒	◯地域の協力が必要不可欠なことについて ◯地域との日々の関わりの重要性について ◯社会資源の把握について	p. 19	３．地域等との関係
【演習３】	7 分 10 秒	◯保育施設とどのような連携が考えられますか？ （書き出す時間：２分 周りと共有する時間：３分）	p. 21	
４．保育所や様々な保育関係者との関係 ５．行政との関係	2 分 50 秒	◯地域型保育における保育施設・教育機関との連携の必要性について ◯行政と連携しながら「保育を必要とする」子どもの育成を担うことについて	p. 25	４．保育所や様々な保育関係者との関係 （１）連携施設との関係 （２）様々な保育関係者との関係 ５．行政との関係
【演習４】	36 分	◯地域型保育の保育者の役割の検討 ・KJ 法を応用したグループワーク	p. 27	６．地域型保育の保育者の役割の検討
講義のまとめ	2 分		－	

３．サンプル版動画の活用方法（集合研修で活用する場合）

（１）研修の実施方法

受講者が研修会場に集合し、会場担当者や講師による進行のもと、動画を投影し、講義を進めます。研修用レジメはあらかじめ配付しておくとよいでしょう。

動画は原則として全編を投影してください。途中、演習の時間が設けられています。各自考えたり、グループワークを行ったりする時間も、映像の中に、残り時間の表示や合図等、時間の管理とともに組み込まれています。

映像で演習の実施方法や進行管理が行われますが、会場担当者や講師は受講者の状況に応じて、演習の支援を行いましょう。

動画は、全編を通して投影するケースと、演習時間を割愛して、会場担当者等による時間調整によって進行するケースが想定されます。予め、どのように研修を進めるかを決めてから実施してください。

動画の再生や演習の支援を行う会場担当者のみでも研修を行うことができますが、講師がいることで、動画の補足や、受講者からの質問への対応など、受講者とのコミュニケーションを図ることができます。

また、動画は、以下、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社の公式ホームページからも視聴が可能です。研修実施後は、適宜復習や自習に役立てるよう、案内してもよいでしょう。

＜三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社：公式ホームページ＞
ホーム ＞レポート ＞レポート・コラム ＞政策研究レポート ＞公開報告書
https://www.murc.jp/report/rc/policy_rearch/public_report/
『「令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業費補助金」の採択案件の成果報告書の公表について』に、2020 年４月以降、公開されます。

【留意事項】

地域保育コースの共通科目「保育者の職業倫理と配慮事項」は、シラバスにおいて 90 分の講義･演習を行うことが定められています。動画を最初から最後まで投影した場合、約 85 分かかりますので、90 分に満たない時間数については演習の時間調整や視聴後に振り返りの時間を取るなどして、学習の時間が 90 分となるよう留意してください。

演習は全部で４つ用意されていますが、それぞれについて、十分な時間を取ることができません。演習 1～３は短い時間で行う演習です。ＤＶＤの流れに沿って行い、考えたり、話しあったりする時間が不足する場合は、受講終了後に受講者が個々に取り組むように促しましょう。

演習４は約 36 分の時間を取って行うものです。グループ単位での演習であり、すべてのグループが時間内に発表できるようにすることが必要です。特に受講者の人数が多い場合（例：20 名以上）は講義開始前にグループ分けやテーブルの配置（島型）をした上で講義を進めることが推奨されます。

＜グループ分け＞　運営者側があらかじめグループ分けをします。受講者が所属する保育施設や、居住地等が重ならないように、グループ分けをし、当日の受付時に受講者に伝え、グループごとに着席してもらいます

＜座席＞　テーブル２つを向かい合わせにして座る島型、あるいはテーブル３台をＴ型に座席を用意します。その際、講義内容（映像）が視聴しづらくならないような配置とすることが必要です。机や椅子が固定されている会場の場合、後ろを向

いてもらうなどして、グループが作れるよう工夫しましょう。
演習の準備作業は受講者に行ってもらうと、共同作業を通じてのアイスブレークの効果も期待できます。当日の講義スケジュールに応じて、朝からテーブルを島型に配置しておいても良いですし、休憩時間を活用して、テーブル等の移動をしてもらうことも可能です。いずれの場合も、事前のグループ分けが必要です。

（２）演習の実施方法

【演習１】保護者への対応のロールプレイング

・保護者への対応のロールプレイングを見ながら、職業倫理について考える演習です。
・保育者と保護者との日常の場面の映像が流れます。保護者から、「日々のお礼に」と、商品券を差し出されます。その会話を聞いて、保護者への対応を考えます。
・動画の中には、映像を見た後、考える時間も組み込まれていますので、映像を止めずに、演習を進めることができます（考える時間は２分で設定されています）。レジメには、記入欄を設けていますので（ｐ15）、保育施設で映像にあるような場面に出会った場合、この保護者にどのように対応するかを書き出してもらいます。書き出したら、周りの人と話し合ってもらってもよいでしょう。

【演習２】自己管理の方法の紹介

・自己管理の方法について考えてもらう演習です。
・リラックス方法、ストレス発散法、やってみたい事などを１つ考え、書き出してもらいます。レジメには記入欄が設けられています（ｐ18）。
・解説の後、考える時間は１分で設定されています。書き出しながら、周囲の人と意見交換してもらいます。

【演習３】身近な子ども関係の地域資源を書き出す

・受講者が住んでいる地域を思い浮かべ、保育に関係がある場所や人、サービスなどの例が記載されている見本を参考に、各自思いつくものを書き出し、周囲で共有してもらう演習です。

・レジメには見本と同じフォームの記入シートを用意しています（ｐ22)。映像では解説後、書き出す時間を２分で設定しています。その後、周りと共有する時間を３分で設定しています。
・周りの人と書き出した内容を共有する中で、参考となる情報があれば、記入シートに書き加えてもらいます。
・多くの受講生にとっては、すべての項目を時間内に書き出すことは難しいと想定されます。このワークは、ここですべてを書き出すことが目的ではなく、普段見過ごしがちな要素に目を向けられるようになることが大切です。したがって、時間が来たら「見つからなかった項目については、研修終了後にぜひいろいろと探してみてください」というように促し、意見交換も行われるようにしてください。
・ｐ23～24 に子どもに関係する「主な関係機関・施設」の解説がありますので、復習に活用してもらうよう伝えましょう。

【演習４】地域型保育の保育者の役割の検討（ＫＪ法）

・地域型保育に従事する保育者とは、どのような役割を果たす専門職なのかについて考える演習です。

①事前準備

・受講者のグループ分け(運営者が準備)
・模造紙（半分の大きさ）：各グループに１枚
・付箋：受講者１人あたり３枚　※サイズは 75 ㎜×25 ㎜
・太字のマーカー：各グループに１本

②演習開始時の準備

・テーブルの周りに、６人程度のグループを作って座ってもらいます。
机の向きを変えるなどして、ワークを行いやすいレイアウトにします。
研修の初めからグループごとに机を並べておいてもよいでしょう。その際、映像を見やすい配置になっているか確認しましょう。
・各テーブルに、模造紙１枚、太字のマーカー１本、付箋：１人３枚×人数分をセットします。テーブルの真ん中に模造紙を広げ、各自に付箋を３枚配布します。
・グループ内で進行係を決めてもらいます。

③演習の進め方

・ＫＪ法を応用して、演習を行います。ＫＪ法は、様々な意見やアイデアを整理し、まとめる手法です。
・映像は以下の時間配分で組まれています。ワークの時間も映像の中に含まれています。会場担当者や講師は、予め映像を見て、時間配分や進行の確認をしておきましょう。映像の中で、ワークを行う上での準備や、進め方について解説しています。
・会場担当者や講師は各グループを巡回して作業の進み具合を確認し、付箋の書き出しが上手くできていない人がいたり、グループ分け、名前付け、定義づくりが進んでいないグループがあれば、ヒントを与えるなどして作業が進むように促しましょう。
・受講者によっては、短時間に３枚書けない場合もあります。その時は後で思いついたら記入することにして、１枚でも２枚でも書けているものを発表して参加するように声かけし、グループ全体の作業を進めるように促します。
・グループにより、進み具合に差が出ます。映像では７）発表の時間になっていなくても、すでに定義を完成しているグループがある場合は、先に発表してもらうことにより、定義づくりが上手く進んでいないグループへのヒントともなります。
・発表前や発表後に、会場担当者や講師は定義が「地域型保育の保育者とは･･･」から始まっていること、また、文章の最後は「である。」で締めくくられていることを確認します。記入されていない場合は、模造紙に記入してもらうようにします。
・また、発表の時も定義づくりができているグループから順に、発表をしていきます。その時にまだ完成していないグループもあるかもしれませんが、講義時間内に完成するように促します。
・完成した各グループの定義については、各自レジメに転記し、可能であれば、模造紙を会場内に掲示するなどして、休憩時間等に互いにどのような定義ができたか、鑑賞しあうことにより学びが深まります。

演習の流れ	準備・演習内容等	時間
１）準備･説明	・６人ほどのグループで行います。 予めグループ分けをしておきます。 ・机を向かい合わせにするなどして、作業をしやすいようにレイアウトします。 ・各グループのテーブルに模造紙：１枚、太字マーカー：１本、付箋：人数分を置きます。	6 分
２）準備		2 分
３）付箋記入	「地域型保育の保育者とは、どんな人ですか？」 ・この質問に対する答えを、付箋３枚に各自、書きます。	3 分
４）付箋を読み上げ、置く	・全員が付箋に書き終えたら、１人１枚ずつ、付箋に書いたことを声に出して読み上げます。 ・読み上げた付箋は、テーブルの模造紙の上に、どこでもよいので置きます。	3 分
６）グループ分け、名前付け、定義づくり	・全員が、手持ちの３枚の付箋を置き終わったら、付箋に書かれた言葉をグループに分けます。 ・同じ内容、似た内容を集めます。このとき、３つか４つのグループを作ります。 ・どこにも入らないものがあるときは、グループに入れずに、模造紙の隅の方に置いておきます。 ・それぞれのグループの周りを、太字マーカーで囲み、それぞれのグループに名前を付けます。 ・それぞれのグループにつけた名前をすべて取り入れながら、「地域型保育の保育者」の定義を作ります。 ・グループなりの定義を、模造紙に書きます。	15 分
７）発表	・他のグループとも模造紙を見せ合いながら、発表します。	7 分
合計		36 分

４．サンプル版動画の活用方法（受講者が個別に活用する場合）

自然災害による交通障害や病気等の様々な理由により、集合研修に参加できなかった受講者等が個別に学習するためにサンプル版動画を活用することができます。その場合は、視聴して終わりにするのではなく、受講した内容についてレポートを提出するなどの学習効果を確認することが必要になります。

また、演習に関しては、他の参加者と意見交換することはできませんが、それぞれの課題について考えをまとめる時間に使います。グループ作業となる演習４は時間を長く取っていますので、その時間を短縮または割愛し演習３の時間を長めに取って、調べたり記入したりすることもできます。また、１．保育者の職業倫理で学んだ「全国保育士会倫理綱領」についてレポートをまとめる時間として、使ってもよいでしょう。

子育て支援員研修（地域保育コース　共通科目）

保育者の職業倫理と配慮事項

■サンプル版動画　研修用レジメ■

◆ 目次 ◆

はじめに. 3

１　保育者の職業倫理. 4

２　保育者の自己管理. 16

３　地域等との関係. 19

４　保育所や様々な保育関係者との関係
５　行政との関係. 25

はじめに

子育て支援員研修の基本研修を終えた人は、地域保育コースの専門研修を受講することになります。「保育者の職業倫理と配慮事項」は、地域保育コースの共通科目に位置づけられている科目です。

この講義では、質問を投げかけたり、考えてもらう場面を用意しています。視聴しながら、ポイントをテキストに書き入れてください。

この講義の目的は、上記のとおりです。講義の合間に３つの演習を設けています。演習を通じて、講義の理解を深めていきます。講義の最後に設けている演習４は、地域型保育を取り上げ、グループワークを通して「地域型保育の保育者としての役割」について考えます。

1　保育者の職業倫理

（１）　倫理とは何か？

保育者は、保育の専門職者です。保育施設は、子どもの命を預かり子どもの可能性を最大限伸ばす役割が求められます。

職業倫理には、専門職者が大切にしている価値（それぞれの専門職なりの信念、目標、願い）を具体化していくために必要となる考え方や行動の規範がまとめられています。

倫理とは、誰かに言われ守るのではなく、自ら理解し進んで尊重していくものです。倫理の倫は「人の守るべき筋道」、倫理の理は「物事の筋道・道理」を意味しています。倫理とは、誰かに言われ守るのではなく、自ら理解し進んで尊重していくものです。

法律と倫理の共通点は、どちらも物事を判断する上での基準を示している点や、目指すべきものなどが書かれている点です。

法律と倫理の大きな違いは、「強制力」があるかどうかにあります。強制力が強いのは法律であり、倫理は「自分から守ろう」という自律性が求められます。

保育職の職業倫理は、「全国保育士会倫理綱領」に定められています。「全国保育士会倫理綱領」は、2003 年（平成 15 年）に全国保育士会と全国保育協議会が協力して作成しました。

倫理綱領は、上の図のように前文を中心に８つの項目で構成されています。この８つの項目のポイントは、「保育者一人一人の行動規範や、社会に果たすべき役割」にあります。

以降、倫理綱領の内容について、倫理綱領の原文を紹介しながら、解説していきます。

【前文】

すべての子どもは、豊かな愛情のなかで心身ともに健やかに育てられ、自ら伸びていく無限の可能性を持っています。
私たちは、子どもが現在（いま）を幸せに生活し、未来（あす）を生きる力を育てる保育の仕事に誇りと責任をもって、
自らの人間性と専門性の向上に努め、一人ひとりの子どもを心から尊重し、次のことを行います。

私たちは、子どもの育ちを支えます。
私たちは、保護者の子育てを支えます。
私たちは、子どもと子育てにやさしい社会をつくります。

☆「どのような視点」で保育を行うかという、保育者の基本姿勢が書かれている

豊かな愛情のなかで心身ともに健やかに～（養護）＋ その可能性を最大限に広げようと働きかける（教育）

→『 根底に「子どもの権利」と「子どもの最善の利益」がある 』

☆ 3つの宣言とは・・・

第1、子どもの育ちを中心に考えること
第2、その子どもの幸せのために保護者及び家庭支援を行うこと
第3、その家庭をとりまく社会への働きかけ

『支える役割』

5

まず、倫理綱領の前文を読むことで、全体像を把握することができます。

「すべての子どもは、豊かな愛情のなかで心身ともに健やかに育てられ、自ら伸びていく無限の可能性を持っています。私たちは、子どもが現在(いま)を幸せに生活し、未来(あす)を生きる力を育てる保育の仕事に誇りと責任をもって、自らの人間性と専門性の向上に努め、一人ひとりの子どもを心から尊重し、次のことを行います。」までの文章は、「保育の基本姿勢」について書かれています。

特に重要な箇所の１つめは、「豊かな愛情のなかで 心身ともに健やかに育てられ、自ら伸びていく無限の可能性」というところです。これは、養護と教育の説明に繋がる記載です。

２つめは、「一人ひとりの子どもを心から尊重」というところです。これは、子どもの人権について書かれています。

その後の３つの宣言は、「保育者と保育施設の役割」について書かれています。保育者と保育施設は、子どもを守ることを中心に、保護者・地域と連携しつつ、支えていく役割が求められています。

次に、この前文を中心とする、８つの項目それぞれについて順番にみていきます。

※括弧内に何が入るか考えてみましょう。答えはp28 にあります。

項目１は、子どもの最善の利益についてです。

「私たちは、一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、保育を通してその福祉を積極的に増進するよう努めます。」とありますが、重要な箇所は、「子どもの最善の利益を第一に考える」というところです。

保育施設は、児童福祉の場です。そのため、どのような時も「子どもにとって何が一番か / 利益になるか」を考えることが求められます。

決して大人の事情のみで、子どもの環境を整えるということがあってはいけません。子どもは、小さな大人でも、何もできない存在でもありません。

子どもは、一人の人間であり、常に成長発達をしているかけがえのない存在です。そのことを大切にし、子どもが主体的に意欲的に活動できるように、配慮していく事が求められます。

また、子どもの人権が侵害され、虐待が疑われる場合は、速やかに「通告」を行うことが保育施設や保育者には求められます。

通告は、「児童虐待の防止等に関する法律」の中でも、保育施設や保育者に求められている事項です。現場で必ず行わなくてはいけないもの、「義務」として考えてください。

※括弧内に何が入るか考えてみましょう。答えはp28 にあります。

項目の２つ目は、子どもの発達保障についてです。

「私たちは、養護と教育が一体となった保育を通して、一人ひとりの子どもが心身ともに健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、生きる喜びと力を育むことを基本として、その健やかな育ちを支えます。」とあり、保育は、常に「養護」と「教育」を一緒に考える事が重要です。

「子どもの発達保障」の原文の二行目「一人ひとりの子どもが心身ともに健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、」の文章は、養護の内容について書かれています。三行目の「生きる喜びと力を育むことを基本として、その健やかな育ちを支えます。」の文章は、教育の内容について書かれています。

では、養護とは何でしょうか。教育とは何でしょうか

養護の中心になるのは、大人です。そして養護のキーワードは、子どもの体と心です。簡単にまとめると、養護は、「大人が子どもの体と心を守るために、補ったり代わりにやること。」と言えます。

教育の中心になるのは、子どもです。そして教育のキーワードは、興味・関心・意欲です。簡単にまとめると、教育は、「子どもが自分で、興味・関心・意欲を持てるようになるための発達援助」と言えます。教育は、何かを教えるのではなく、子どもが自分で、様々なものに関心を持てるようになるのが目的です。

養護と教育は、特別なものではなく日々の保育の中で、同時に意識し行っていくものです。例えば、おむつ替えを挙げてみましょう。この時の養護は、「おむつを替える事やおしりを拭く事など」が挙げられます。そのままにしておくと、

不衛生や不快は解消されません。赤ちゃんが自分で行うのは難しいので、大人が代わりに行います。そして教育は、「きもちいいね、すっきりしたね、たくさんでたね」などの言葉がけが挙げられます。これらの言葉は、子どものやる気や感覚と気持ちの一致などを促します。

養護と教育を同時に行う事は、丁寧な保育といえます。丁寧な保育を行うことで、子どもの発達が保障されると考えてください。

養護と教育について、以下にレベルアップのための設問を用意しています。自分で答えを考えてみましょう。

～　Question（レベルアップ★）～

Q:「食事（離乳食）」の場面での養護と教育について考えてみましょう

食事（離乳食）の場面で、保育者が行う「養護」と「教育」の具体的な行為を書き出し、その行為の意味（なぜ必要か、どのようなことにつながるか等）を、例を参考に考えてみましょう。
講義内容も参照して、理解を深めて下さい。

【養護】「大人が子どもの体と心を守るために、補うことや代わりにやること」
例）口に運ぶ、アレルギー管理、食事の形状（離乳食の段階）、口に入る量に盛り付け等

【教育】「子どもが自分で、興味・関心・意欲を持てるようになるための発達援助」
例）「噛み噛み　ごっくん」（咀嚼の方法に繋がる言葉がけ）
「たくさん食べたね」「おいしいね」（やる気・意欲を刺激する言葉がけ）等

養護と教育は、常に意識し同時に行う事が重要になります。
保育を振り返る時は、ぜひ“養護と教育”の視点を組み込みながら考えてみて下さい。

3 つ目の項目は、保護者との協力についてです。

「私たちは、子どもと保護者のおかれた状況や意向を受けとめ、保護者とより良い協力関係を築きながら、子どもの育ちや子育てを支えます。」とありますが、保護者はお客様でしょうか。

特に重要な箇所は、「保護者とより良い協力関係」というところです。保護者にとっては、保育者は「パートナー」であることが重要です。決して保護者は、お客様ではありません。

保育所保育指針にも同じような記載が見られます。保育者は、保護者と協力しながら子どもの成長を支えていく事が求められます。そのためには、保護者との相互理解を目標とし、受容共感の態度、信頼関係の形成、話し合いなど、適切な対応が必要です。

4 つ目の項目は、プライバシーの保護で、「私たちは、一人ひとりのプライバシーを保護するため、保育を通して知り得た個人の情報や秘密を守ります。」とあります。

保育者は、業務内容として個人情報に接する機会が多くあります。守秘義務や個人情報保護の義務がある事を自覚して、保育を展開していく事が求められます。プライバシーの保護については、児童福祉法をはじめ、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第 61 号）に規定され、保育所保育指針にも明示されています。プライバシーの取り扱いについて、虐待の疑いがあるときは、守秘義務違反にはなりません。先ほど勉強した「子どもの最善の利益」が尊重されます。

※括弧内に何が入るか考えてみましょう。答えはp28 にあります。

５つ目の項目は、チームワークと自己評価です。

「私たちは、職場におけるチームワークや、関係する他の専門機関との連携を大切にします。また、自らの行う保育について、常に子どもの視点に立って自己評価を行い、保育の質の向上を図ります。 」とありますが、この項目には、２つの内容が書かれています。

はじめの一文は、チームワークについて書かれています。保育の現場は、チームワークが要ともいわれています。そのためには、保育士も子育て支援員も、常勤職員も非常勤職員も職員全体で「みんなで子どもを育てる」意識を持つことが重要です。

保育施設での共通認識は、保育目標・対応の統一や理解、子どもの配慮事項・様子の共有、丁寧な引継ぎなどが 具体的な例として挙げられます。共通認識を持つことで、１ 人 １ 人の子どもの成長をより助長しやすい体制が整います。また、子どもの状況や発達に応じて、自治体の保育担当部局や専門機関との連携を行うことも重要です。保育の現場では、抱え込まず皆で「支え・支えられる」関係を作ることで、適切な支援を行うことができます。

その次の一文は、自己評価についてです。自己評価で重要なのは、「子どもの視点」で振り返る事です。１つ１つの計画や対応が、「子どもにとってどうだったか」「難しかったか」「発達に合っていたか」など、保育者の視点ではなく子どもの視点で活動を振り返ることが質の向上に繋がります。ＰＤＣＡは、計画を立てて、実践し、どうだったか評価し、次の目標の整理につなげていく手法です。

～ PDCAについて～

計画（PLAN）は、日頃の子どもの様子をよく観察し「目標」を絞り立てていきます。計画は、保育者の理想を挙げるのではなく、目の前の子どもを見て、発達に合わせて計画する事が重要です。

実践（DO）は、できるだけ“ありのままの子どもの姿”を捉える姿勢が必要になります。実践する時は、「子どもの行動・発言など」をありのままメモして下さい。

評価（CHECK）は、自分視点で振り返るだけでなく、“子どもの視点”に立って振り返ることが重要になります。子どもが活動を通し「何を感じたか」客観的に振り返ってみましょう。

改善（ACTION）は、“保育をより良くするためのポイント”になります。「改善がない保育」はありません。今回よりも次回を更に充実した活動になるように、PDC を見直して考えてみて下さい。

PDCA は、繋がっています。どの過程も重要になります。

特に保育現場では、C と A が省略されてしまう事もありますので気を付けて下さい。

また、PDCA は一人で行う場合と、保育施設全体で行う場合などが想定できます。

6つ目の項目は、利用者の代弁です。

「私たちは、日々の保育や子育て支援の活動を通して子どものニーズを受けとめ、子どもの立場に立ってそれを代弁します。また、子育てをしているすべての保護者のニーズを受けとめ、それを代弁していくことも重要な役割と考え、行動します。」とあり、保育者には、「子どもと保護者」の両者の代弁が求められます。

例えば、公園でAちゃんは友達が遊んでいる様子を見ていました。これを保護者に伝える時に「今日は夢公園へ行きました。Aちゃんは、お友達の輪に入りたそうにしていました。」と伝えたとします。一見問題なく見えますが、この文章は客観性が抜けています。どこが直せるでしょうか。

答えは、「入りたそうに」という所です。Aちゃんは、友達が遊んでいるのを見ていたとしても、入りたいのか分かりません。ただ眺めていた先にお友達がいただけかもしれません。何をやっているのか興味を持っただけかもしれません。代弁を行うときは、「相手の代わりに言う」という意識が重要になります。勝手な解釈を加えてはいけません。「事実や見てわかること」を伝えるスキルが求められます。

自分の考えや考察を伝える時には、事実を基にして、丁寧に伝えていく必要があります。言葉選びのスキルも求められるため、難しい一面もあります。

子どもは、言葉が未発達なため、行動、遊び方など言葉以外を用いて自分の気持ちや考えを表現することが多くあります。年齢が低いほどその傾向が見られます。代弁は、日頃の子どもの様子を見ているからこそ行える保育技術の1つです。子ども同士のやり取りでも代弁をすることで支援になります。

また子どもだけでなく、保護者の声も受け止め、保育現場での共通理解や自治体に伝えていく事も求められます。

７つ目の項目は、地域の子育て支援です。

「私たちは、地域の人々や関係機関とともに子育てを支援し、そのネットワークにより、地域で子どもを育てる環境づくりに努めます。」とあり、保育者には、保育施設に通ってくる子どもの保育や、保護者への子育て支援の役割とともに、地域の親子への子育て支援の役割があります。

保育者が子どもや保護者と関わる時間は、長期的に見ると「ほんの一瞬」にすぎません。子どもを長く支えることが出来るのは、子どもが育つ社会＝『地域』と考えてみてください。子どもは、地域の中で育つ存在と考えると、地域に子どもを知ってもらう事や、社会全体で子どもを支える事が重要になります。

最後の８つ目の項目は、専門職としての責務です。

「私たちは、研修や自己研鑽を通して、常に自らの人間性と専門性の向上に努め、専門職としての責務を果たします。」とあり、専門職の責務として、質の高い保育を目指すことは、子どもの最善の利益に繋がるため重要になります。

そのためには、保育者にはその人となりを示す「人間性」とともに、知識などの「専門性」の両者が求められます。一人として同じ子どもも保護者も存在しません。そのため保育者は、常に人間性と専門性の向上を目指していく事が重要です。

【演習1】 保護者への対応のロールプレイング

これから流れる事例映像を見て考えてみましょう

11

ここまでの学びも踏まえて演習を行います。ある保育施設での一場面が映像で流れます。あなたならその時、どのように対応するか、以下の記入欄に書き出してみましょう。

記入が終わったら、周りの人と話し合ってみましょう。

■ 記入欄 ■

２　保育者の自己管理

「２　保育者の自己管理」では、保育者の自己管理について理解を深めいていきます。

保育の現場は、子どもの笑顔や、保護者と喜びを分かち合える瞬間が多く、魅力にあふれていますが、求められるものも多いため負担も多くあるのが現実です。

皆さんは、現場にとって必要な一人の存在です。人を支える職種の人は、思いやりに溢れている方も多いかと思いますが、自己犠牲は支援ではありません。現場で無理をすることは、避けてください。「体が限界」「気持ちが滅入っている」など違和感がある時は、自分自身からのサインです。現場は、「誰かがいなくては回らない関係」を目指すより、「みんなで支え・支えられる関係」を目指すことが重要です。

ここでいう自立とは、「なんでも自分でやること」ではなく、「出来る事と出来ない事を理解し、ヘルプが出せる事」だと考えてみてください。抱え込みすぎず、得意なことは積極的に支え、辛い時や苦手なことは支えられる…そんな関係を大切にしてください。

また、現場で質の高い保育を提供するためには、保育者自身が体も心も健康であることが重要です。生活習慣を整えることは、体と心を安定させる第一歩です。きちんとした食生活でなければ、エネルギー不足になったり、体を壊しやすくなったりと色々なトラブルが出てきます。

睡眠は、脳を休める時間であり、記憶や感情を整理する重要な時間です。睡眠不足になると、生活にも支障が出てきます。運動など余暇の時間も、心のリフレッシュに繋がる重要な時間です。

【演習2】 あなたの自己管理方法は？

Question

皆さんのリラックス法 / ストレス発散法 / やってみたいことを1つ紹介してください

紹介する際、何が魅力かも話してください

☆ 自分の心が満たされる経験は、心身の癒しや意欲を生み出す

☆ OFF と ON の時間を分けることは、生活の区切りを付ける事になる

→ ストレスマネジメントにおいては重要になる

13

ここで演習２を行います。皆さんのリラックス方法やストレス発散法、やってみたいことを紹介してもらいます。

まず、紹介したい事を１つだけ考えてください。

例えば、「頑張ったときに、好きなチョコを食べる」というようなすぐできるような小さなことでも、「世界一周旅行がしたい」など夢を語っていただいてもかまいません。考え込みすぎず「直感」で考えて、以下の記入欄に書き出してください。

記入が終わったら、周りの人と話し合ってみましょう。

■ 記入欄 ■

幸せな事を思い浮かべるだけでも、人は笑顔になります。日常でも「自分が好きな事」「やりたい事」などを大切にしてみてはいかがでしょうか。元気な状態で現場に出ていくことも支援です。

３　地域等との関係

「３　地域等との関係」では、地域との関係について理解を深めます。

保育者は、「地域の保育の担い手」であり、特に地域型保育は、地域の中で保育を行っていくため、地域の理解と協力が必要不可欠になります。一生懸命、保育を展開していても、地域の理解なしに進めてしまうと、トラブルになることも多く考えられます。専門職や地域とチームを作る意識で関係を作っていくことが重要になります。日々の情報共有や、行事への参加など、理解を深めてもらえるよう心掛けながら、関わっていく必要があります。これらの努力は、現場のためだけでなく、巡りめぐって子どもに返ってきます。子どもの最善の利益のためにも、地域との関係はキーワードになります。

また、地域型保育事業には「地域の子育てを支える」重要な役割があるため、皆さんの活躍が地域の子育て支援に貢献していると言えます。

家庭的保育事業では、自分の居宅などを利用し活動することも考えられるため、家族との関係について留意することも重要です。「家族の理解なしには運営することは難しい。」と言われるため、家族の同意や協力範囲などを確認してから始めることをおすすめします。子どもがいる場合や高齢の家族がいる場合にも、注意が必要です。保育者の都合で、家族が犠牲になることは、問題の１つでもありますので気を付けてください。

保育を行っていく上で、皆さんの助けになり、活用できるものは多くあります。

身近なもので例を挙げると、公園や児童館、家族、ファミリー・サポート・センターなどがあります。

専門性が高いもので例を挙げると、保健所、児童家庭支援センター、保育所、保健師、心理士、栄養士などがあります。

社会にあるこのような「皆さんの助けとなり、活用できる様々なもの」を社会資源と言います。保育に活用できる社会資源を日頃から把握し、活用することで、保育の質の向上と、保護者への情報提供にも繋がります。

社会資源は、法律、機関、施設、物、場所、情報、人材、支援サービスなどがあり、多種多様です。まずは、保育者が自分の地域にある社会資源について理解し、保護者を地域に繋いでいくことを目指しましょう。

ここで演習３に取り組みます。実際に皆さんの周りにある「身近な子ども関係の社会資源」を書き出します。

皆さんの住んでいる地域を思い浮かべてください。保育に関係がある場所や人、サービスなど見本を参考に、思いつくものを書き出してください。

ちなみに上記の見本は、子育て支援員Ａさんの社会資源をもとに作成したものです。例えば、「保育施設・幼稚園等」には、具体的な園名が入っています。「地域活動」には、ファミリー・サポート・センターなど地域で展開されているボランティアが入っています。その他も、より具体的に団体・機関名などが記入してあります。

家族も社会資源であるように、皆さんのような子育て支援員や保育士、行政の担当者など人も資源です。

次ページに記入用のシートがありますので、Ａさんの見本をヒントにして皆さんも記入してみましょう。

記入が進んだら、切りの良いところで、周りの人と書いたものを共有しましょう。もし、他の人の意見で自分にとって参考になるものがあれば、書き加えるなどしてみましょう。

社会資源について、今まで意識したことがある人や、今回初めて考えた人など様々だと思います。まず、今のように考えてみたり、わからないときは調べることが重要です。時間があるときに追記してみてください。

以下に、子どもに関係する主な関係機関・施設を解説しています。身近な地域にどのような機関・施設があるかを確認してみましょう。

■子どもに関係する主な関係機関・施設■

関係機関・施設	子どもと家庭に関する主な業務内容及び専門職員
児童相談所 （児童福祉法）	子どもに関する家庭などからの相談のうち、専門的な知識や技術を必要とする相談に応じ、調査及び判定を行い、子どもや保護者に必要な指導を行う。児童福祉司、児童心理司などの専門職員がいる。（都道府県・政令指定都市：義務設置）
福祉事務所 （社会福祉法）	子どもや妊産婦の福祉に関する実情把握とともに必要な情報を提供し、また、相談に応じ、調査及び指導などを行う。社会福祉主事、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司などの専門職員がいる。母子自立支援員が駐在している所もある。（都道府県・市・特別区：義務設置）上記の業務は町村にも課せられている。なお、子どもとその家庭の福祉に関する相談機能を充実させるために家庭児童相談室を設置している福祉事務所では、社会福祉主事のほかに家庭相談員がいる
保健所 （地域保健法）	子どもの保健について衛生知識の普及を図り、健康診断・診査及び必要に応じて保健指導を行うとともに、身体に障がいのある子どもや療養を必要とする子どもに療育指導を行う。また、児童福祉施設の衛生面などに対して助言を与える。医師、保健師、衛生検査技師、臨床検査技師などの専門職員がいる。
保健センター （地域保健法）	子ども及び妊産婦の健康相談や保健指導、健康診査などを行う。医師、保健師、看護師、歯科衛生士などの専門職員がいる。
児童委員・主任児童委員 （児童福祉法）	民生委員（厚生労働大臣から委嘱）を兼ねる民間のボランティアで、市区町村の区域に配置されている。児童委員は、担当区域の子どもと妊産婦の生活や環境状況の把握、保護、援助、指導とともに、児童福祉司及び社会福祉主事の行う職務に協力する。主任児童委員は、児童福祉関係機関と児童委員との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動を援助し協力する。
保育所 （児童福祉法）	保育を必要として、日々保護者のもとから通ってくる乳幼児を保育する。保育士、看護師などの専門職員がいる。
認定こども園 （認定こども園法）	乳幼児を対象として、幼稚園及び保育所の機能、子育て支援の機能を併せ持ち、①幼保連携型、②幼稚園型、③保育所型、④地方裁量型の4種類の形態がある。①には保育教諭、②③④には保育士、教諭などの専門職員がいる。

関係機関・施設	子どもと家庭に関する主な業務内容及び専門職員
児童館 （児童福祉法）	子どもの健康を増進し、情操を豊かにすることを目指して、子どもに健全な遊びを与える。遊びを指導する者がいる。
地域子育て支援拠点 （児童福祉法）	地域の乳幼児及び保護者が交流できる場を提供し、子育てについての相談、情報提供、助言などの援助を行う。
ファミリー・サポート・センター （児童福祉法）	地域住民が育児を相互に支えあうためのシステムで、支援を必要とする会員と支援したい会員に対してファミリー・サポート・センターに配置されるアドバイザーがコーディネートして、子育て支援を行う。
児童発達支援センター （児童福祉法）	①福祉型、②医療型の2種類の形態があり、障がいや発達上で支援を必要とする子どもを保護者のもとから通わせて、訓練、指導とともに②においては治療も行う。医師、看護師、児童指導員、保育士、①には機能訓練担当職員、②には理学療法士、作業療法士などの専門職員がいる。
児童家庭支援センター （児童福祉法）	地域の子どもの福祉に関するさまざまな問題について、子どもや家庭、地域住民などからの相談のうち、専門的な知識や技術を必要とする相談に応じ、助言するとともに、保護を要する子どもやその保護者に対して指導を行う。また、児童相談所、児童福祉施設などとの連絡調整を総合的に行い、地域の子どもと家庭の福祉の向上を図る。相談・支援を担当する職員、心理療法などを担当する職員などがいる。
乳児院 （児童福祉法）	乳児（保健上、安定した環境の確保その他の理由によりとくに必要のある場合には、幼児を含む）を入院させて養育するとともに、退院した者に対して相談・援助を行う。医師、看護師、保育士、児童指導員、家庭支援専門相談員などの専門職員がいる。
児童養護施設 （児童福祉法）	保護者のない児童（乳児を除くが、安定した生活環境の確保その他の理由によりとくに必要のある場合には、乳児を含む）、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて養護するとともに、退所した者に対して相談及び自立のための援助を行う。保育士、児童相談員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員などの専門職員がいる。
幼稚園 （学校教育法）	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長する。専門職員として教諭がいる。
教育委員会 （地方教育行政の組織及び運営に関する法律）	子どもの就学や入学、転学、退学に関することをはじめとして、地域の実情に応じた学校教育や社会教育、スポーツの振興、文化の発展を図る。教育長、委員、事務局には指導主事などが置かれている。

（出典）上村康子「第 11 章　保育者の職業倫理と配慮事項」『地域型保育の基本と実践　子育て支援員研修　〈地域保育コース〉　テキスト』家庭的保育研究会編　福村出版　2018 年 5 月 15 日発行　を一部改編

４　保育所や様々な保育関係者との関係

５　行政との関係

ここでは、保育所や様々な保育関係者との関係、行政との関係について理解を深めていきます。

地域にはさまざまな保育施設があると思います。同じ地域で暮らす子どもの成長や子育て家庭を支援する立場の保育施設が連携することは大切なことです。特に地域型保育事業は、３歳になった年度末に多くの子ども達が保育所や幼稚園への移行が必要になります。そのため、保育施設には３歳児以降の保育の移行先の確保が求められます。日頃から、他の保育施設や教育機関と関わる場を作るなどの工夫をして、関係を作ることが重要です。子ども達の交流を通して、育つものも多くあります。子ども達だけでなく、保育者にとっても連携施設を作ることで、メリットが生まれます。

地域型保育事業は、「きめ細かい保育」や「アットホームな環境」など少人数ならではの魅力がありますが、大きな保育施設や教育機関に比べて情報や考え方が広がりにくい傾向があります。保育関係の連携施設を作ることにより、情報交換や相談ができる環境が整うため、保育の見直しや質の向上に繋がります。また、顔を知っている関係は、行政との関係においても重要なキーワードになります。

保育施設は、子どもの成長発達を守る重要な場所です。保育施設に求められる役割も多くありますが、子どもを護るためには、保護者・地域・行政と協力しながら支えていく事が求められます。

児童福祉法や児童憲章の中にも書かれているように、子どもの育成の責任は保護者にあります。しかし、保護者だけで子育てするのではなく、国や地方自治体とともに、地域・保育者・保護者の三者で子どもの最善の利益を考えていくことが求められます。子どもの可能性を様々な面から見ていくためにも、連携は重要になります。ぜひ、積極的に連携を取ってみてください。

【演習4】地域型保育の保育者としての役割の検討

Question

KJ法を応用したグループワークに取り組みましょう
映像の指示と、会場の担当者の指示に従ってください

19

最後に演習４として、この講義で学んできたことを活かして、グループワークに取り組んでいただきます。

これから流れる映像の指示、そして会場の担当者の指示に従って、皆さんで協力して進めてください。

グループで作成した定義を書き写しておきましょう

地域型保育の保育者とは、

である。

■参考文献■

- 保育所保育指針（平成 29 年告示）　2017 年　厚生労働省
- 保育所保育指針解説　2018 年　厚生労働省
- 全国保育士会倫理綱領　2003 年　全国保育士会
- 地域型保育の基本と実践　子育て支援員研修　〈地域保育コース〉　テキスト　2018 年　家庭的保育研究会編　　福村出版
- 子育て支援員　研修テキスト　第 2 版　2019 年　一般社団法人教育支援人材認証協会　中央法規
- 「全国保育士会倫理綱領」学習シート～倫理綱領をより理解するために～　全国保育士会 制度・保育内容研究部
  https://www.z-hoikushikai.com/about/siryobox/document/sheet.pdf

■スライドの回答■

＜ｐ７＞

虐待が疑われるときは、 速やかに（　通告　）を行う義務が保育施設や保育者にはある

＜ｐ８＞

保育は、常に　「　養護　」　と　「　教育　」　を一体として行う

＜ｐ１１＞

☆ 地域・仲間と　「　支え　・　支えられる　」　関係が重要

■教材の検討・作成体制■

厚生労働省　令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業費補助金
「子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修における
e-ラーニング活用等による受講促進等に関する調査研究」

■子育て支援員研修に関するワーキンググループ　（敬称略・50 音順）

氏　名	所属（令和2年3月現在）
上村　康子	大阪教育福祉専門学校　非常勤講師
◎尾木　まり	子どもの領域研究所　所長
神田　奈保子	BOON 子ども教育心理研究所　所長 帝京科学大学　教育人間学部　幼児保育学科　非常勤講師
坂田　哲人	大妻女子大学　家政学部　児童学科　児童学専攻　専任講師

◎：座長

■検討委員会　（敬称略・50 音順）

氏　名	所属（令和2年3月現在）
大場　慶育	松戸市　子ども部　子育て支援課　課長補佐
尾木　まり	子どもの領域研究所　所長
坂田　哲人	大妻女子大学　家政学部　児童学科　児童学専攻　専任講師
高橋　かすみ	神奈川県　福祉子どもみらい局　子どもみらい部 次世代育成課　子育て支援人材グループ
高橋　秀明	放送大学　准教授
◎松村　祥子	放送大学　名誉教授

◎：座長

■オブザーバー

厚生労働省　子ども家庭局　子育て支援課　施設調整等業務室

■映像制作

株式会社ネットラーニング

■事務局

三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社

令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修における e-ラーニング活用等による受講促進等に関する調査研究

子育て支援員研修（地域保育コース　共通科目）

保育者の職業倫理と配慮事項

サンプル版動画　研修用レジメ

令和２年３月

事務局：三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング株式会社
住所：〒105-8501　東京都港区虎ノ門 5-11-2
電話：０３－６７３３－１０２４

令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修における
e-ラーニング活用等による受講促進等に関する調査研究

放課後児童支援員認定資格研修　科目 16

放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

サンプル版動画の解説及び研修用レジメ

◆ 目次 ◆

■サンプル版動画の解説 i

１．　サンプル版動画の概要 i
２．　サンプル版動画の構成 i
３．　サンプル版動画の活用方法 ii

■サンプル版動画　研修用レジメ 1

はじめに 3
１．　放課後児童クラブの運営管理 4
２．　利用内容等の説明責任と要望及び苦情への取り組み 12
３．　運営内容の自己評価と公表 19
４．　運営主体の人権の尊重と法令の遵守（個人情報保護等） 22
５．　まとめ 33

※本冊子は、サンプル版動画を活用して研修を行う際の解説と、研修用レジメの２つの構成で作成されています。
※研修用レジメは受講生への配付資料として活用することができます。

■サンプル版動画の解説

１．サンプル版動画の概要

質の高い地域子ども・子育て支援事業を提供するため、必要となる人材確保や従事者の資質向上に向けた研修を行うことを目的として、放課後児童支援員認定資格研修事業が推進されています。より受講しやすい環境の整備に向け、本調査研究において、放課後児童支援員認定資格研修科目 16「放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守」のサンプル版動画を作成いたしました。本動画では、これまで多数実施されてきた研修の内容をベースとして、「放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守」をわかりやすく解説しております。本レジメとともに動画を視聴することで「放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守」を学ぶことができます。

２．サンプル版動画の構成

サンプル版動画の構成は以下のとおりです。

構成	時間（分）	内容	研修用レジメにおける該当箇所
はじめに	３分 25 秒	・本科目を履修する意義 ・本科目のポイント	p. 3
Chapter１ 放課後児童クラブの運営管理	13 分７秒	・運営主体が定める事業運営についての重要事項に関する運営規程の内容 ・労働環境整備の必要性と、適正な会計管理及び情報公開 ＊事例 ・内容①のまとめ	p. 4
Chapter２ 利用内容等の説明責任と要望及び苦情への取り組み	12 分 54 秒	・利用に当たっての留意事項の明確化や公平性に関する説明責任 ・要望及び苦情への対応の体制整備や対応に当たっての考え方及び留意事項 ・内容②のまとめ	p. 12
Chapter３ 運営内容の自己評価と公表	５分２秒	・子どもや保護者の意見や関係機関等からの提言を事業内容に反映させることの必要性 ・事業運営の自己評価と公表の必要性 ・内容③のまとめ	p. 19
Chapter４ 運営主体の人権の尊重と法令の遵守（個人情報保護等）	19 分７秒	・放課後児童クラブの社会的責任と運営主体の責任 ・運営主体が必要とする事業運営における倫理規定の内容と法令の遵守 ＊事例 ・内容④のまとめ	p. 22
まとめ	１分 36 秒	・振り返り	p. 33

３．サンプル版動画の活用方法

本サンプル版動画は、「放課後児童支援員認定資格研修事業実施要綱」に沿った形で効果的に利用されることが望まれます。

また、動画は全編 55 分ですが、科目 16「放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守」の講義時間は 90 分となります。動画視聴後は、以下のようにワークや振り返りの時間を設ける等、学習の時間が 90 分間となるよう留意してください。

１）動画視聴と研修担当講師による集合研修

- 受講者が研修会場に集合し、研修担当講師が動画を投影し、適宜解説を行いながら講義を進めます。後に続く研修用レジメをあらかじめ配付しておきましょう。
- 動画は、全編を投影するケースと、一部のセクションのみ投影するケースが想定されます。研修担当講師と相談して決めてください。
- 放課後児童支援員認定資格研修は、『放課後児童クラブ運営指針解説書』（厚生労働省編）をテキストに用います。研修担当講師は、受講者の手元にある解説書について適宜補足をすることで、より受講者の理解は深まるでしょう。
- Chapter 1 と Chapter 4 では、実際に起こった問題事例を紹介しています。動画途中、または動画視聴後の時間を使って、事例をもとにその問題点や解決法を考えるワークを行うことができます。または、担当講師が地域の実情に即した事例を新たに加え、解説を行うのもよいでしょう。

ワークのテーマ案～受講者同士で話し合ってみましょう～

・動画内の事例では、何が問題になっていましたか？
・動画内の事例について、どのような改善点があると思いますか？
・あなたの周りに類似した事例はありますか？
・類似した事例について、どのような改善点があると思いますか？

２）動画視聴による集合研修

- 受講者が研修会場に集合し、進行役による進行のもと、動画を投影し、講義を進めます。後に続く研修用レジメをあらかじめ配付しておきましょう。
- 動画は原則として全編を投影してください。
- 動画投影後は、本科目の学びを深めるためレポート課題等を実施しましょう。
- サンプル版動画の解説の最後に、レポートのフォーマットを掲載しています。適宜、印刷してお使いください。

レポートのテーマ案

・本科目において一番理解が深まったことを記入してください。
・本科目を通じて学んだこと、今後役立つと思われることを記入してください。
・動画内に出てきた事例について、問題点は何か、どうしたら防ぐことができたかを記入してください。

３）受講者が個別に活用する場合

- 自然災害による交通障害や病気等の様々な理由により、集合研修に参加できなかった受講者が個別に学習するためにサンプル版動画を活用することができます。その場合は、視聴して終わりにするのではなく、受講した内容についてレポートを提出するなどの学習効果を確認することが必要になります。

【留意事項】

- 本講義は、『放課後児童クラブ運営指針解説書』（厚生労働省編）をテキストとし、『放課後児童支援員都道府県認定資格研修教材　認定資格研修のポイントと講義概要』（中央法規出版）を教材にして行います。
- 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）において、放課後児童健全育成事業者は自己評価を行うことが努力義務とされています。本科目を終えた後は、以下の自己チェックリストや自己チェックシートを受講者に配付し、受講者が所属するクラブの運営や取組状況等を検証するよう、促すこともお勧めします。
  三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング「放課後児童クラブの第三者評価マニュアル等に関する調査研究」自己チェックリスト、自己チェックシート
  https://www.murc.jp/report/rc/policy_rearch/public_report/koukai_190426/
- また、動画は、以下、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社の公式ホームページからも視聴が可能です。研修実施後は、適宜復習や自習に役立てるよう、案内してもよいでしょう。

＜三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社：公式ホームページ＞
ホーム ＞レポート ＞レポート・コラム ＞政策研究レポート ＞公開報告書
https://www.murc.jp/report/rc/policy_rearch/public_report/
『「令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業費補助金」の採択案件の成果報告書の公表について』に、2020 年４月以降、公開されます。

放課後児童支援員認定資格研修科目 16

放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

振り返りレポート

受講会場		氏名	
受講者番号			

１．本科目を通じて学んだことを記入してください。（最後の行まで記入してください。）

２．動画内で出てきた事例について、問題点は何か、どうしたら防ぐことができたかを記入してください。（最後の行まで記入してください。）

３．本科目について、今後ご自身のクラブで役立つと思われることを記入してください。
（最後の行まで記入してください。）

記入を終えた方は、担当者に提出してください。

放課後児童支援員認定資格研修　科目 16

放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

■サンプル版動画　研修用レジメ■

◆ 目次 ◆

はじめに 3

１．放課後児童クラブの運営管理 4

２．利用内容等の説明責任と要望及び苦情への取り組み 12

３．運営内容の自己評価と公表 19

４．運営主体の人権の尊重と法令の遵守（個人情報保護等） 22

５．まとめ 33

はじめに

☛本講義の意義

本論に入る前に「放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守」が、放課後児童支援員となる皆さんの履修すべき科目として設定された意味について触れておきます。それは、大きく３点あります。

１．様々に運営されてきた放課後児童クラブに初めて国の指針が示された。
２．少人数で運営される放課後児童クラブが多く、放課後児童支援員も運営に関わることが多い。
３．法令の遵守は運営主体と放課後児童支援員双方の努力によって可能である。

☛本講義の４つのポイント

「放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守」では、４つの主な内容があります。

１．放課後児童クラブの運営管理
２．利用内容等の説明責任と要望及び苦情への取り組み
３．運営内容の自己評価と公表
４．運営主体の人権の尊重と法令の遵守（個人情報保護等）

これらは、科目２「放課後児童健全育成事業の一般原則」及び、科目 15「放課後児童支援員の仕事内容」と関連する点があるため、学んだ内容について活用することが望まれます。

１．放課後児童クラブの運営管理

☛運営主体が定める事業運営についての重要事項に関する運営規定の内容

設備運営基準第 14 条において、放課後児童健全育成事業者は、事業の重要事項に関する運営規程を定めておかなければならないとされています。11 の項目で構成されていますが、特に留意が必要なものについて解説します。

【二　職員の職種、員数及び職務の内容】

事業所の職員の職種（放課後児童支援員、補助員等）ごとに、員数、職務の内容を定める事が必要であることを示しています。

【四　支援の内容及び当該支援の提供により利用者の保護者が支払うべき額】

「利用者の支払うべき額」の中に、利用料以外に支払うべき額（おやつ代や傷害保険料等）がある場合には、その内容を記載する必要があります。

【五　利用定員】

事業所において同時に支援することのできる児童の数の上限を示すことが必要となります。なお、複数の支援の単位が設置されている場合は、その支援ごとに利用定員を定めることが必要となります。

【六　通常の事業の実施地域】

その事業所が対象とする通常の事業実施の範囲の目安を示すものですが、その範囲を超えて実施することを妨げるものではありません。

【七　事業の利用に当たっての留意事項】

利用者（保護者）に「設備の利用上の留意事項等」を示すもので、例えばクラブ登録に際しての「申請書」等や登録内容に変更があった場合の届出の提出などが含まれます。

【八　緊急時等における対応方法】

児童に体調の急変が生じた場合等に、事業所が速やかに当該児童の保護者または医療機関へ連絡するなど必要な措置を講じることを示すことが必要です。

【十　虐待の防止のための措置に関する事項】

虐待防止に必要な責任者の配置や職員に対する研修等を行うことを示します。

【十一　その他事業の運営に関する重要事項】

苦情解決の体制や秘密保持に関する事項、職員に対する研修の実施などを定めておくことが考えられます。

設備運営基準第 15 条
（放課後児童育成事業者が備える帳簿）

放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を準備しておかなければならない。

設備運営基準第 15 条は、「放課後児童クラブの運営管理が適正に行われているがどうか」を明らかにするものです。これまでの放課後児童クラブの歴史の中では、こうした帳簿の整備が軽視されがちな傾向があったことも否定できません。

そのことを踏まえて、「重要事項に関する運営規程」を定めることと合わせて、その必要性を認識しておきたいと思います。

なお「利用者の処遇の状況」に関する帳簿とは、利用者への育成支援の内容や保護者からの相談への対応等の記録が考えられます。

☛ 労働環境整備の必要性

労働環境整備の必要性については、運営指針第４章（放課後児童クラブの運営）６において定められています。

【運営指針第４章６（１）】

運営主体の倫理法令の遵守の両輪は、

- 利用者への責任、事業の社会的責任を果たすこと
- 放課後児童クラブの職場環境・労働環境をより良いものにすること

ですが、放課後児童クラブでは、従事する職員への配慮が軽視されてきた歴史的経緯があります。

放課後児童クラブの運営主体は、労働基準法を遵守した就業規則等を定め、勤務時間や休暇が適正に執行されているかを把握するとともに、放課後児童支援員等から定期的に職場環境や働き方に関する意向を把握する必要があります。

【運営指針第４章６（２）】

健康診断は、「労働安全衛生法」等の関連法令が定めるところにより、運営主体が責任を持って、常時雇用する放課後児童支援員等に対し、雇い入れ時及び年一回の定期健康診断を実施することが必要です。また、健康診断の受診については、雇用される側にも義務として定められています。

健康診断は、放課後児童支援員等が自らの健康に留意するために必要であるとともに、万が一の子どもたちへの感染リスクを防ぐためにも必要であることを認識しておきましょう。

【運営指針第４章６（３）】

放課後児童クラブは、その運営や雇用形態の多様性により、労災保険はじめ厚生年金保険や雇用保険等の加入について、法令に則った対応が十分でなかった経緯があります。この度、国の基準と運営指針が定められたことを受け、関連法令の定めにより、適切な対応をとることが求められます。

☛適正な会計管理及び情報公開

社会福祉法
第八章　福祉サービスの適切な利用
第一節　情報の提供等
（情報の提供）

第七五条　社会福祉事業の経営者は、福祉サービス（社会福祉事業において提供されるものに限る。以下この節及び次節において同じ。）を利用しようとする者が、適切かつ円滑にこれを利用することができるように、その経営する社会福祉事業に関し情報の提供を行うよう努めなければならない。
２　国及び地方公共団体は、福祉サービスを利用しようとする者が必要な情報を容易に得られるように、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

私達の事業は、このような法律によってあり方が規定されていることを認識する必要があります。適正な会計管理について、事業所によっては、利用料やおやつ代などを徴収することがありますが、放課後児童クラブの公共性・公益性に則り、徴収の手続きや管理及び執行を適正に行うことが求められます。

！事例の問題点を考えてみましょう

事例①
市からの委託事業で４つの放課後児童クラブを運営している代表が、職員の給与を上乗せして架空請求をしたり、在籍児童数を水増しして補助指導員の人件費を多く請求するなど、年間約 770 万円を不正受給していた。

事例②
おやつの発注や購入等が放課後児童支援員に任されていた放課後児童クラブにおいて、おやつや消耗品等に不適切な支出が見られた。

！問題点と考え方

放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

1 放課後児童クラブの運営管理

事例Ⅰ ※市の監査で発覚

❶放課後児童クラブを運営している代表者が、職員の給与を上乗せして架空請求をしたり、在籍児童数を水増しして補助指導員の人件費を多く請求するなど、年間約770万円を不正受給していた。

❷おやつの発注や購入等が放課後児童支援員に任せられていた放課後児童クラブで、おやつや消耗品等に不適切な支出が見られた。

問題点と考え方

出典：一般財団法人　児童健全育成推進財団発行「子ども支援者と倫理」

- 個人の判断による経理事務や会計・資金運用が日常化 ➡ ある個人に任せきりにしている実態がある。
- 会計・経理の担当者に不正を行わないよう求めるということだけでなく、組織自体が不正を防ぐシステムを持つ。
- 「放課後児童クラブのように子どものための事業を行っている人たちが、金銭で不正を行うはずがない。」などという性善説に依拠するのではなく、内部監査のシステムを作り再点検を行い運営を改善・整備することが必要である。
- 金銭の出納に関わる職務には、印鑑や通帳・帳簿の管理を含め、二人以上の人間が関わる。
- 着服防止のためには、領収書の発行と連番管理を徹底し、入金等の状況の確認を怠らない。
- 公私混同の経費請求、架空の請求を防ぐために経費の事前承認や支払報告書・明細書による事後確認を行う。
- 不正や盗難のリスクを小さくするために、一定以上の現金は職場内に置かないようにする。

10

二つの事例に共通した問題点は、経理事務や会計・資金運用を、個人に判断・運用を委ねている実態があることです。

「放課後児童クラブのような子どもの為の事業を行っている人たちが、金銭で不正を行うはずがない」という性善説に依拠するのではなく、内部監査のシステムを作り、組織自体が不正を防ぐシステムを持つことが必要になります。

具体的には金銭の出納に関わる職務、印鑑や通帳等の管理、領収書の確認等には必ず二人以上の人間が関わることを基本にすることが必要です。

また、現金の取り扱いについては、不正や盗難のリスクを小さくするために、一定以上の現金は職場におかず、現金の取り扱いが生じたときは金融機関の口座に入金することも必要です。

私たちの事業を支えているお金は、行政からの委託金や補助金、保護者からの徴収金等です。こうしたお金は「公金」であることを肝に銘じて、決して事例のような不適切な会計処理・不正があってはならないという、強い自覚をもって会計管理に当たらなければなりません。

☛ 内容①のまとめ

MEMO

２．利用内容等の説明責任と要望及び苦情への取り組み

放課後児童クラブ利用者は年々増加していますが、利用に当たっての留意事項の明確化や公平性に対する説明責任が不十分なことからくるトラブルも少なくありません。また、利用者の要望及び苦情への対応の体制の未整備や、対応にあたっての考え方が共有されていないことからくる問題も発生しています。

☛ 利用に当たっての留意事項の明確化や公平性に関する説明責任

運営指針第４章（放課後児童クラブの運営）
４．利用の開始等に関わる留意事項

（１）放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童クラブの利用の募集に当たり、適切な時期に様々な機会を活用して広く周知を図ることが必要である。その際には、利用に当たっての留意事項の明文化、入所承認の方法の公平性の担保等に努める必要がある。
（２）放課後児童クラブの利用を希望する保護者等に対しては、必要な情報を提供することが求められる。

利用の募集に当たり、事業の目的・内容、利用要件、利用料、申し込み手続き等についてわかりやすく記載した入所案内を作成し、市町村の窓口や施設で配付したり、ホームページにアップするなど、利用を希望する保護者等が簡単に情報が得られるように広く周知することが必要です。

また、次年度に入学予定の子どもがいる家庭には、小学校の入学説明会や就学時健康診断の折に入所案内を配付する等、保護者等が情報を入手しやすいように工夫することが必要です。

この際、運営方針等基本的事項及び利用に当たっての留意事項について明文化し、保護者等が確認できるようにしておくことが必要です。留意事項には、クラブ登録に当たって「申請書」等を提出することや登録事項の内容に変更があったときの届出等など、保護者等に留意していただくことを記載します。

また、放課後児童クラブの入所決定については入所の審査と決定の仕組みを定め、それに則って公平性を保って行うことが望まれます。なお、この仕組みを定めるに当たっては、ひとり親等の優先利用の考え方や利用手続き等の留意事項に関する厚生労働省の通知「放課後児童健全育成事業の事務手続きに関する留意事項について」（平成 28 年 9 月 20 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を踏まえることが望まれます。

運営指針第４章（放課後児童クラブの運営）
４．利用の開始等に関わる留意事項

（３）利用の開始に当たっては、説明会等を開催し、利用に際しての決まり等について説明することが求められる。

初めて放課後児童クラブを利用する保護者等には、放課後児童クラブの生活や活動内容、来所・帰宅の方法やルール、準備する物等伝えておかねばならない事柄があります。

万が一の事故などに備えて加入している保険の種類や内容についての説明も必要です。こうした必要な事柄については『利用のしおり』等の形でまとめて保護者等に配付することが望まれます。

運営指針第４章（放課後児童クラブの運営）
４．利用の開始等に関わる留意事項

（４）特に新１年生の環境変化に配慮して、利用の開始の前に、子どもや家庭の状況、保護者のニーズ及び放課後児童クラブでの過ごし方について十分に保護者等と情報交換することが求められる。

新１年生にとっては、小学校に入学する、放課後児童クラブに入会するということは大きな環境変化をもたらします。こうした変化は子どもの情緒や健康状態に様々な影響を及ぼすことがあるため、特に配慮することが必要です。

また食物アレルギー等への対応も利用開始時からすぐに必要です。利用開始前に保護者等と情報交換を行い、共通理解を持つことが求められます。

運営指針第４章（放課後児童クラブの運営）
４．利用の開始等に関わる留意事項

（５）子どもが放課後児童クラブを退所する場合には、その子どもの生活の連続性や家庭の状況に配慮し、保護者等からの相談に応じて適切な支援への引き継ぎを行う。

退所後の生活や放課後の過ごし方などについて、子どもや保護者に事前に確認し、円滑に移行できるよう支援することが求められます。また、放課後児童クラブを退所した後も何らかの支援が必要な場合には保護者等からの相談に応じて、他機関の紹介等を行い適切な支援へ引き継ぐことが望まれます。

近くに児童館があれば、紹介すると良いでしょう。児童館は子どもが自由に安全安心に利用できる子どもの為の地域の居場所です。

☛ 要望及び苦情への対応の体制整備や対応に当たっての考え方及び留意事項

苦情への対応については、設備運営基準第 17 条に記載があります。
「窓口を設置する等の必要な措置」とは、具体的には、以下を指します。

- 苦情受付窓口を設ける
- 事業所内における苦情解決のための手続きの明確化
- 苦情解決の窓口・手続きなどを利用者・職員に周知すること

また第 17 条３では、社会福祉法第八三条、第八五条にもとづき、運営適正化委員会への協力が定められています。次に、運営適正化委員会の設置及び運営適正化委員会の役割が定められていることを確認しましょう。

社会福祉法
（運営適正化委員会）

第八三条　都道府県の区域内において、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、都道府県社会福祉協議会に、人格が高潔であって、社会福祉に関する識見を有し、かつ、社会福祉、法律又は医療に関し学識経験を有する者で構成される運営適正化委員会を置くものとする。

（運営適正化委員会の行う苦情の解決のための相談等）
第八五条　運営適正化委員会は、福祉サービスに関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するものとする。
２　運営適正化委員会は、前項の申出人及び当該申出人に対し福祉サービスを提供した者の同意を得て、苦情の解決のあっせんを行うことができる。

また、運営指針第１章３（４）⑥では、苦情対応が放課後児童クラブの社会的責任として大変重要な課題として示されていることを確認できます。

運営指針第１章（総則）
３．放課後児童クラブにおける育成支援の基本
（４）放課後児童クラブの社会的責任

⑥ 放課後児童クラブ及び放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の苦情等に対して迅速かつ適切に対応して、その解決を図るよう努めなければならない。

苦情対応が運営指針の総則の中で放課後児童クラブの社会的責任として大変重要な課題として示されていることを認識しておく必要があります。

【運営指針第７章２（1）】

子どもや保護者、地域住民等からの要望や苦情があった時、それをどこに相談すればよいかを示しておく必要があります。要望や苦情の受付担当者が誰であるか、クラブ内に掲示したり、お便り等で知らせておくことが望まれます。

【運営指針第７章２（2）】

苦情を一定のルールと体制のもとで適切に解決するため、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員からなる解決体制を構築することが必要です。

苦情解決の手順と仕組みとしては、以下のような流れを明確にして取り組むことが求められます。

【運営指針第７章２（３）】
　放課後児童クラブの運営主体及び放課後児童支援員等は、子どもや保護者等からの要望や苦情を、自らの事業や業務のあり方を振り返る機会として捉え、謙虚に受け止め誠意を持って誠実に対応することが求められます。
　子どもからの要望や苦情についても、子どもの人権尊重や主体性を尊重する放課後児童クラブの目指すところを踏まえて、誠意を持って対応することが必要です。

【運営指針第７章２（４）】
　寄せられる要望や苦情には、事業や業務をより良いものにするためのヒントが隠されていると考えましょう。利用者や保護者等からの声を受け止め、その内容や対応の経過を職員会議などで共有すると共に記録として残すことは、今後の改善を目指すうえで不可欠の取組です。

　クラブがこのように取り組んでいることを保護者等に伝えることによって、信頼も得ることができます。

☛ 内容②のまとめ

３．運営内容の自己評価と公表

放課後児童クラブが地域の中で正しく理解されるためには、運営内容の自己評価と公表が必要です。特に、子どもや保護者からの意見や関係機関等からの提言が事業内容に反映されていることが大切です。それは育成支援の向上にも繋がります。

設備運営基準第５条 第４項 （放課後児童健全育成事業の一般原則） 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

これは放課後児童健全育成事業の一般原則として謳われたものであり、自己評価を行うこと、それを公表することの重要性が見て取れます。

運営指針第１章（総則）
３．放課後児童クラブにおける育成支援の基本
（４）放課後児童クラブの社会的責任

④放課後児童クラブの運営主体は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に当該放課後児童クラブが行う育成支援の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

放課後児童クラブは地域社会において、子どもの健全育成と子育て支援について、重要な役割と責任を担っている事業ですが、日々取り組んでいる活動内容や存在意義が十分理解されているとは言い切れない点があるのも否定できません。

そこで放課後児童クラブには地域社会と交流や連携を図り、放課後児童クラブの存在や役割が十分に理解されるよう努めることが求められます。地域向けのおたよりを作成し、定期的に回覧を依頼することや放課後児童クラブの行事開催時に地域住民にも案内するなどの工夫も必要です。

運営指針第７章（職場倫理及び事業内容の向上）
３．事業内容向上への取り組み
（３）運営内容の評価と改善

○ 放課後児童クラブの運営主体は、その運営の内容について自己評価を行い、その結果を公表するように努める。評価を行う際には、子どもや保護者の意見を取り入れて行うことが求められる。
○ 評価の結果については、職員間で共有し、改善の方向性を検討して事業内容の向上に生かす。

放課後児童クラブでは、運営や事業の改善を図るために、その運営や活動・取組について自己評価を行うことが必要です。また、自己評価に当たっては、利用者や保護者からの意見を聞きとり、取り入れることが求められます。

自己評価の結果は、施設内で掲示したり、お便りに記載したり、ホームページにアップしたり、広く周知することも必要です。

放課後児童クラブの運営主体は、自己評価の結果について、放課後児童支援員等と話し合いの機会を持つなど、職場全体で共有化し、運営や事業の改善と向上に生かすことも求められます。

☛ 内容③のまとめ

MEMO

４．運営主体の人権の尊重と法令の遵守（個人情報保護等）

設備運営基準第５条第２項
（放課後児童健全育成事業の一般原則）

２　放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

設備運営基準第 11 条
（利用者を平等に取り扱う原則）

放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

設備運営基準第５条第２項、設備運営基準第 11 条には、児童福祉法と児童の権利に関する条約に謳われている子どもの権利尊重と差別の禁止という基本理念に基づき、放課後児童健全育成事業者が遵守しなければならない事柄と行ってはならない事柄が明確に示されています。

これらは放課後児童健全育成事業者が事業を運営するに当たって、そして放課後児童支援員等が育成支援に当たってその基本に据えることが求められるものです。

設備運営基準第 12 条（虐待等の禁止）

放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

設備運営基準第 12 条では、「法第 33 条」という言葉が出てきますが、ここでいう法とは児童福祉法を指します。

この法第三十三条の十各号については、科目 2「放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護」でも紹介されています。

この条項は、施設職員による虐待を禁止した規定であり、放課後児童クラブもこの条項に則って運営されることが求められます。「被措置児童等」には放課後児童クラブを利用する児童が含まれ、「施設職員等」は放課後指導支援員等と読み替えることになります。

禁止行為として掲げられている項目について、「一」は身体的虐待、「二」は性的虐待、「三」はネグレクト、「四」は心理的虐待に当たります。

その中で、「三」の中に「生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること」（前頁スライド下線部）とありますが、放課後児童クラブにおいても、子どもたちが生活や遊びなどを共にする中で、いじめが起きないよう努める事はもとより、万が一いじめがあった場合には放置することなく、適切に対応することが必要です。

子どもへの暴力を「体罰」と表現することがありますが、これは、過ちを犯した者に与えられる罰という考えが背景にあります。暴力を体罰と言い換えることは、それを行使する立場の理屈であり、行使される者、つまり子どもから見ればその行為はまぎれもなく暴力です。

いかに体罰という名の暴力が子どもたちの心と体を傷つけるものであるか、私たちはそのことを深く認識して、体罰（＝暴力）が時には必要だという考えをきっぱり捨てて、子どもへの暴力は「どんなときにもしない、させない」放課後児童クラブを目指さなければなりません。

設備運営基準第 16 条は、職員の「守秘義務」の遵守と事業者に必要な措置を講じることを求めているものです。

！事例の問題点を考えてみましょう

事例①
指導員のＡさんは、記入済みの申込書を事務室の机に広げたまま、他の部屋で仕事をしていた。これが事務室に相談にやってきた保護者の目に留まり、「いつもこうなんですか」と注意された。

事例②
連絡帳の内容に感心した放課後児童支援員のＫさんは、「他の家庭にも参考にしてほしい」と思い、実名と共にクラブ便りに紹介した。しかし了解を得ていなかったため、お母さんは大変憤慨してしまった。

！問題点と考え方

放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

4 運営主体の人権の尊重と法令の遵守（個人情報保護等）

事例Ⅱ

❶ 児童クラブの申込み時期に、放課後児童支援員のＡさんは、記入済みの申込書を事務室の机に広げたまま他の部屋で仕事をしていた。これが事務室に相談にやってきた保護者の目に留まり、「いつもこうなんですか」と注意された。

❷ 児童クラブに通う子どものお母さんからの連絡帳の内容に感心した放課後児童支援員のＫさんは、「他の家庭にも参考にしてほしい」と思い、実名と共にクラブ便りに紹介した。しかし了解を得ていなかったため、お母さんは大変憤慨してしまった。

問題点と考え方

出典：一般財団法人　児童健全育成推進財団発行「子ども支援者と倫理」

❶❷ともに、**「個人情報の保護について」**問題があった事例である。
加えて❷については守秘義務に反する事例でもある。

- 個人情報とは「生きている個人に関する情報で、特定の個人を識別できるもの」と規定（個人情報保護法）。具体的には、氏名、性別、生年月日、職業、電話番号、家族構成の情報から個人に関する判断・評価に関する情報まで、特定の個人と関連付けられるすべての情報を指す。文字だけでなく、音声、写真なども含む。
- 放課後児童クラブには、児童票・保育日誌・連絡帳など個人情報を含むものが多くある。
- 加えて、放課後児童支援員等は日常の活動や子育て支援を通じて多くの個人情報（子どもの身体、精神発達状況・生活環境・家族関係・保護者の悩み）を知ることになる。
- 上記のものはすべて個人情報として保護の対象となり、本人の許可なくして第三者に提供してはならない。自治体の個人情報の保護についての取り決めに沿って、放課後児童クラブとしての規定を作成し、遵守しなければならない。
- 個人情報保護法や守秘義務違反の対象とならない場合がある→児童虐待を発見した場合は通告しなければならない。この場合の通告は「秘密漏洩罪その他の守秘義務違反にあたらない」とされている。

31

個人情報とは「生きている個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの」と個人情報保護法で規定されています。具体的には、氏名、性別、生年月日、職業、住所、電話番号、家族構成など特定の個人と関連付けられるすべての情報を指します。文字だけでなく、音声、写真なども含みます。

放課後児童クラブには申込書、児童票、保育日誌、連絡帳など個人情報を含むものがたくさんあります。

加えて放課後児童支援員等は日常の業務において子どもの身体、精神発達状況、生活環境、家族関係、保護者の悩みなどを知ることになります。また、人に知られたら困るが、放課後児童支援員等だから相談したというケースもあるかもしれません。

申込書も連絡帳もすべて個人情報として保護の対象となり、本人の許可なくして第三者に提供してはならない、見せてはならないものです。さらに事例２のケースは、放課後児童支援員だから伝えたのに第三者に知らせてしまったという守秘義務違反の問題もあります。

つまりこの二つの事例は個人情報保護及び守秘義務の観点からすると、放課後児童クラブとして逸脱した事案であると言わざるを得ません。「つい忙しかったから」「書いてあることを参考にしてほしかった」という理由は通用しません。

こうしたことが起こらないよう、自治体の個人情報保護の取り決めに沿って、放課後児童クラブとしての規程を作成し、遵守しなければなりません。

なお、児童虐待の通告や要支援児童の情報提供については、秘密漏示罪や守秘義務に関する法律違反には当たりません。

設備運営基準第 16 条（秘密保持等）

放課後児童健全育成事業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。
２　放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

「正当な理由」とは、上記の児童虐待の通告と要支援児童の情報提供のことを指します。

「児童虐待の防止等に関する法律」を見てみましょう。

また、要支援児童等と思われる者を把握した時の情報提供については、児童福祉法第二十一条の十の五に記載があります。

２「前項の規定」とは、「福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその現在地の市町村に提供するよう努めなければならない。」としている部分です。

つまり、子どもの最善の利益が、どんな秘密よりも優先されなければならないという、これは児童福祉法と児童の権利条約の理念を表したものであり、当然放課後児童クラブにも求められる理念なのです。

設備運営基準第 16 条（秘密保持等）

第 16 条　放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
２　放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

設備運営基準第 16 条について、項目１は現在職員である者について、項目２では「職員であった者」として、現在職員でない者に対して述べています。
つまり第 16 条では、退職後も職員であった時に知り得た業務上の秘密を漏らしてはならないことと、運営主体にそのための必要な措置が定められています。
これについては、例えば職員採用時に提出を求める「誓約書」に、在職中のみならず、退職後も秘密を保持することの誓約を盛り込むなどが考えられます。

運営指針第１章（総則）
（秘密保持等）
３．放課後児童クラブにおける育成支援の基本
（４）放課後児童クラブの社会的責任

① 放課後児童クラブは、子どもの人権に十分に配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行い、子どもに影響のある事柄に関して子どもが意見を述べ、参加することを保障する必要がある。
⑤ 放課後児童クラブ及び放課後児童クラブの運営主体は、子どもの利益に反しない限りにおいて、子どもや保護者のプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意しなければならない。

①では、放課後児童クラブの運営主体及び放課後児童支援員等は、子どもの人権と子ども一人一人の人格の尊重を、育成支援の基本に置くことが必要であることが示されています。日々の育成支援の中で子どもに精神的・身体的苦痛を与えたり、過度の管理や強制を行ったりすることが決してないようにしなければなりません。
また、育成支援は子どもの最善の利益を考慮して子どもの為に行われるべきものです。放課後支援員等の考えのみで進めるのではなく、子どもが意見を述べ、参加することを保証する必要があります。そのためには普段から子どもとの信頼関係を築き、子どもが意見を述べやすい環境を整えることが望まれます。

⑤では、設備運営基準第16条と同じ趣旨が定められ明記されているものです。
なお、「子どもの利益に反しない限りにおいて」とありますが、これは先ほど述べました「児童虐待の通告」及び「要支援児童と思われる者の情報提供」を指しているものです。

運営指針第４章（放課後児童クラブの運営）
５．運営主体
（２）放課後児童クラブの運営主体は、次の点に留意して運営する必要がある。

○ 子どもの人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行う。
○ 地域社会との交流及び連携を図り、子どもの保護者及び地域社会に対し、放課後児童クラブの運営の内容を適切に説明するように努める。

放課後児童クラブの運営主体は、「児童福祉法」、「児童の権利条約」等において定められている子どもの人権の尊重について、十分理解したうえで子ども一人ひとりの人格を尊重して事業の運営に当たる必要があります。
２つ目の○について、放課後児童クラブは、地域社会の中で子どもの健やかな育成と子育て支援に関わる重要な役割と責任を担っており、その役割と責任を果たすにあたり十分に地域社会の理解を得る必要があります。
そのためには、放課後児童クラブが積極的に地域社会や住民との交流や連携を図るとともに、行っている育成支援の内容について、地域社会・住民に説明していくことが求められます。地域と共にあり、地域に支えられてこそ、放課後児童クラブの目指す育成支援が実現できるのです。

☛ 内容④のまとめ

MEMO

５．まとめ

✔チェックリスト

本科目を機会に、それぞれの運営主体の運営管理や自らの業務のあり方について見直してみましょう。

「放課後児童クラブの「放課後児童クラブの第三者評価マニュアル等に関する調査研究」自己チェックリスト（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング）
https://www.murc.jp/report/rc/policy_rearch/public_report/koukai_190426/

この自己チェックリストを活用して、自身のクラブの運営や取組状況について検証してみましょう。

☛振り返り

参考図書

- 厚生労働省編『放課後児童クラブ運営指針解説書』フレーベル館　2017
- 放課後児童支援員認定資格研修教材編集委員会『放課後児童支援員都道府県認定資格研修教材　認定資格研修のポイントと講義概要』中央法規出版　2015
- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「放課後児童クラブの「放課後児童クラブの第三者評価マニュアル等に関する調査研究」2019
（https://www.murc.jp/report/rc/policy_rearch/public_report/koukai_190426/）

教材の検討・作成体制

厚生労働省 令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業費補助金
「子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修における
e-ラーニング活用等による受講促進等に関する調査研究」

■放課後児童支援員認定資格研修に関するＷＧ　（敬称略・50 音順）

氏　名	所属（令和２年３月現在）
高橋　秀明	放送大学　准教授
中川　一良	社会福祉法人健光園　京都市北白川児童館　館長
野中　賢治	一般財団法人児童健全育成推進財団　企画調査室長
◎松村　祥子	放送大学　名誉教授

◎：座長

■検討委員会　（敬称略・50 音順）

氏　名	所属（令和２年３月現在）
大場　慶育	松戸市　子ども部　子育て支援課　課長補佐
尾木　まり	子どもの領域研究所　所長
坂田　哲人	大妻女子大学 家政学部　児童学科 児童学専攻　専任講師
高橋　かすみ	神奈川県　福祉子どもみらい局　子どもみらい部 次世代育成課　子育て支援人材グループ
高橋　秀明	放送大学　准教授
◎松村　祥子	放送大学　名誉教授

◎：座長

■オブザーバー

厚生労働省 子ども家庭局 子育て支援課

■映像制作

株式会社ネットラーニング

■事務局

三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社

令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修における
e-ラーニング活用等による受講促進等に関する調査研究

放課後児童支援員認定資格研修　科目 16

放課後児童クラブの運営管理と

運営主体の法令の遵守

サンプル版動画　研修用レジメ

令和２年３月

制作協力：社会福祉法人健光園　京都市北白川児童館　館長　中川一良
事務局：三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング株式会社
住所：〒105-8501　東京都港区虎ノ門 5-11-2
電話：０３－６７３３－１０２４

２０１９年度子ども・子育て支援推進調査研究事業費補助金

子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修における

e-ラーニング活用等による受講促進等に関する調査研究

報告書

令和２年３月

三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング株式会社

住所：〒105-8501　東京都港区虎ノ門 5-11-2
電話：０３－６７３３－１０２４
FAX ：０３－６７３３－１０２８